



ちょうどいい、わたしの保険

# 未来のとびら



HELLO KITTY

© 2024 SANRIO CO., LTD.  
APPROVAL NO. L647293

- 特に重要な事項のお知らせ  
(注意喚起情報)
- ご契約のしおり  
定款・約款

特約組立型総合保険(有配当/2022)

医療保険(有配当/2022)

Web約款閲覧コード

»

0112404

- 約款の全文は当社ホームページから閲覧が可能です。(https://www.fukoku-life.co.jp)  
上記のWeb約款閲覧コードをホームページで入力することにより、約款を閲覧いただけます。  
詳しくは、『Web約款』について(191ページ)をご覧ください。
- ホームページを閲覧する機器をお持ちでないなど、約款の全文を印刷した冊子の交付を希望される場合には、担当者までお申し出ください。

人と人の間に  
**フコク生命**  
THE MUTUAL

この冊子は、以下の内容について記載しています。

## 特に重要な事項の お知らせ (注意喚起情報)

保険契約の申込に際して  
特にご注意いただきたい重要な事項を  
記載したものです。

巻頭

## ご契約のしおり

約款で定められた重要な事項や、  
保険契約の取扱についての大切な事項を  
わかりやすくまとめたものです。

保険契約の申込にあたってご確認いただきたい内容や  
ご加入後の手続など、必要なときに必要な項目を  
ご確認いただけるよう構成しています。

P.1

## 保険金・給付金等の 請求の手続および 支払に関する留意事項

保険金・給付金等を  
もれなくご請求いただくために、  
手続方法や支払についての  
基本的な事項を記載しています。

P.129

## 定款

当社の組織や事業運営の基本となる  
規則などを定めたものです。

P.143

## 約款の抜粋

約款とは、保険契約上のとりきめを  
定めたものです。  
この冊子では、保険金・給付金等の支払に  
関する別表などを抜粋して記載しています。

※約款の全文は、当社ホームページから閲覧可能です。  
詳しくは、「Web約款」について P.191 をご覧ください。

P.149

# 特に重要な事項のお知らせ (注意喚起情報)

## ご契約の前に必ずお読みください。

- ◆この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」は、保険契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお客さまご自身がお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
- ◆本文中赤字で表記している部分は、お客さまにとって不利益となる可能性がある事項です。特にお客さまにとって不利益となることが記載された次の項目は必ずご確認ください。

- 4 | 契約転換制度をご利用の場合  
5 | ご加入中の保険契約を解約・減額して新たな保険契約の申込みをする場合  
8 | 保険金・給付金等をお支払いできない場合

※この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しております。また、商品の具体的な契約内容や契約条件などについては「保険設計書(契約概要)」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

## 目次

### ご契約前に

- 1 | クーリング・オフ制度 ..... P.02
- 2 | 告知義務 ..... P.02
- 3 | 保障の開始時期(責任開始期) ..... P.04
- 4 | 契約転換制度をご利用の場合 ..... P.05
- 5 | ご加入中の保険契約を解約・減額して  
新たな保険契約の申込みをする場合 ..... P.05

### ご契約中

- 6 | 保険料の払込猶予、保険契約の失効・復活 ..... P.06
- 7 | 保険金・給付金等のご請求 ..... P.07
- 8 | 保険金・給付金等をお支払いできない場合 ..... P.08
- 9 | 解約と払戻金 ..... P.08

### その他の留意事項

- 10 | 生命保険会社が破綻等した場合 ..... P.09
- 11 | 相互会社制度 ..... P.09
- 12 | ご相談等の窓口 ..... P.10

## 1 | クーリング・オフ制度

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.13 ~ P.14

## 8日以内であれば、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

- 保険契約の申込日またはこの冊子を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面<sup>(※1)</sup>または電磁的記録<sup>(※2)</sup>により保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）することができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。

（※1）書面による申出は、郵便により期間内（8日以内の消印有効）に、取扱支社または本社あてにお申し出ください。

（※2）電磁的記録による申出の窓口として、当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）にクーリング・オフお申出フォームを設置しております。

### 申込みの撤回等ができない場合

- ・当社指定の医師の診査を受けた場合
- ・申込者または契約者が法人または個人事業主（雇用主）の場合
- ・債務履行の担保のための保険契約の場合
- ・すでに加入されている保険契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合

## 2 | 告知義務

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.10 ~ P.12

## 健康状態や職業などについて、ありのままを告知してください。

### ▶ 告知項目について、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。

- 契約者・被保険者には、健康状態、職業などについて告知をしていただく義務があります。
- 医師扱の場合には、当社の指定した医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様にありのままを正確にもれなく告知してください。

- 告知書<sup>(※)</sup>に記入したことおよび当社の指定した医師に答えたことが告知となります。

（※）当社所定の端末を使用する方法を含みます。

- 生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知を受ける権限（告知受領権）がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

### ▶ 傷病歴などがある場合でも、保険契約をお引き受けすることがあります。

- 傷病歴などがある場合でも、その内容によっては保険契約をお引き受けすることができます。  
※お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。

### ▶ お申込み後、契約内容などの確認をさせていただくことがあります。

- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、保険契約の申込み後または保険金・給付金等のご請求の際、保険契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- 当社は、被保険者を診療した医師に病状などの確認を行なっています。

### ⚠️ 告知の内容が事実と相違していた場合

告知の内容が事実と相違していた場合には、保険契約を解除することができます。

- 告知していただくことからについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかつたり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することができます。
- 責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することができます。
- 保険契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由などに該当していても、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
- 上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの年数にかかわらず、「詐欺による取消し」を理由として保険契約または特約を取り消すことがあります。この場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除は行わず、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

### 3 | 保障の開始時期(責任開始期)

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.19

お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、申込みや告知等が完了した時から契約上の保障が開始します。

#### 「責任開始期に関する特約」が付加されている場合

保険契約の申込みと告知がともに完了した時から保障が開始します。

例

保険契約の申込み 告知(診査) 第1回保険料相当額の払込み

4月1日 4月5日 4月10日

責任開始期 この日から保障が開始します

#### 「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合

告知と第1回保険料相当額の払込みがともに完了した時から保障が開始します。

ただし、キャッシュレス転換制度をご利用の場合には、転換後契約の申込みまたは告知のいずれか遅い時に転換後契約の第1回保険料相当額の払込みがあったものとみなし、その時から保障が開始します。

例

保険契約の申込み 告知(診査) 第1回保険料相当額の払込み

4月1日 4月5日 4月10日

責任開始期 この日から保障が開始します

※生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客さまと当社との保険契約は、お客さまからの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### 4 | 契約転換制度をご利用の場合

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.15～P.17

現在の保険契約を解約することなく新しい保障内容に変更できる制度です。

- 契約転換制度をご利用の場合、保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率などが、転換前契約と転換後契約とで異なることがあります。契約転換制度のご利用により予定利率が下がる場合、保険料が高くなることがありますのでご留意ください。
- 転換契約の申込みの際にも、一般の保険契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約をお引き受けできなかったり、その告知をしなかったために保険契約が解除・取消しとなることもあります。

### 5 | ご加入中の保険契約を解約・減額して新たな保険契約の申込みをする場合

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.15

現在の保険契約を解約・減額して新たな保険契約の申込みをする場合、お客さまにとって不利益になることがあります。

- 現在の保険契約を解約・減額する際の払戻金は、多くの場合、お払い込んだいた保険料の総額よりも少ない金額になります。
- 契約後所定年数を経過した保険契約に対する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たな保険契約の申込みの際にも、一般の保険契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約をお引き受けできなかったり、その告知をしなかったために保険契約が解除・取消しとなることもあります。
- 保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額される保険契約と新たな保険契約とで異なることがあります。

## 6 | 保険料の払込猶予、保険契約の失効・復活

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.34、P.38～P.40

**保険料は所定の期間内にお払い込みください。**

### » 猶予期間内に保険料の払込みがない場合、保険契約は失効します。

- 第2回以後の保険料は、払込期月(保険料をお払い込みいただく期間)内にお払い込みください。なお、払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- **猶予期間の満了日までに保険料の払込みがないと、保険契約は失効します。**ただし、保険料の自動貸付が可能な保険契約については、あらかじめ反対の申出がない限り、当社が自動的に保険料を貸し付けて、保険契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息がかかります。自動貸付を希望されない場合には、当社へお申し出ください。

### » 失効した保険契約は、当社の承諾を得て復活することができます。

- 保険契約が失効した場合でも、所定の期間内であれば、保険契約の復活を請求することができます。**ただし、被保険者の健康状態などによっては復活できないことがあります。**

➡ 変更の手続き、責任開始期などの詳細は「ご契約のしおり P.38」でご確認ください。

以下は「責任開始期に関する特約」を付加した保険契約をお申込みの場合に、必ずご確認ください。

- 「責任開始期に関する特約」が付加された保険契約の第1回保険料は、所定の払込期間内にお払い込みください。なお、払込期間内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- **猶予期間の満了日までに第1回保険料の払込みがないと、保険契約は無効となります。**この場合、以後お申し込みいただく保険契約の引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。
- 無効となった保険契約については、復活の取扱いはありません。

## 7 | 保険金・給付金等のご請求

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.41～P.44、P.130～P.132

**保険金・給付金等の支払事由が生じた場合や、支払いの可能性があると思われる場合はすみやかに当社にご連絡ください。**

### » 保険金・給付金等をもれなくご請求いただくために

- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合などについても、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。
- 支払事由やご請求の手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合とお支払いできない場合などについては、「ご契約のしおり－定款・約款」のほか、「保険金・給付金のご請求のまえ」の冊子および当社ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。
- ご加入の契約内容によっては複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などが変更となった場合には、必ずご連絡ください。

### » 指定代理請求人からご請求いただくことができます。

- 「指定代理請求特約」を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者ご自身が請求できない特別な事情がある場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、被保険者に代わって請求することができます。  
➡ 指定代理請求制度の詳細は「ご契約のしおり P.42～P.44」でご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加した場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「**指定代理請求人として指定されたこと**および**「被保険者の代理人として保険金・給付金等を請求できること**を必ずお伝えください。

## 8 | 保険金・給付金等をお支払いできない場合

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.133～P.141

### 保険金・給付金等をお支払いできることあります。

- 下記のような場合には、保険金・給付金等をお支払いできことがあります。

- ・責任開始期前の病気や不慮の事故を原因とする場合
- ・告知していただいた内容が事実と相違していたために、保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- ・保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約または特約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- ・詐欺または不法取得目的によるものとして保険契約または特約が取消しまたは解除となった場合
- ・免責事由に該当した場合<sup>(※)</sup>

(※)責任開始日から2年以内の被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など

## 9 | 解約と払戻金

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.47

### 解約時の払戻金は、多くの場合、 払込保険料の総額より少なくなります。

- お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払いや保険契約の締結・維持に必要な経費に充てられます。そのため、**保険契約を解約された場合の払戻金額は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額を下回り、払戻金がまったくない場合もあります。**
- 払戻金額は、ご契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なります。
- 次の特約には、**解約時の払戻金はありません。**
  - ・災害割増特約(2022)   ・傷害特約(2022)
  - ・移植医療特約(2022)   ・特定損傷特約(2022)
  - ・保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>

## その他の留意事項

### 10 | 生命保険会社が破綻等した場合

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.24～P.26

### 生命保険会社が破綻した場合などには、 保険金額などが削減されることがあります。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、**ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。**
- 当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。

### 11 | 相互会社制度

▶詳しくは「ご契約のしおり」をご参照。P.27～P.28

### 当社は相互会社です。相互会社では、 契約者が会社を構成する社員となります。

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約(無配当保険)を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- 当社は、保険業法にもとづき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利(社員権)には、社員の代表である総代を選出する社員投票の権利などがあります。

## 12 | ご相談等の窓口

▶詳しくは「ご契約のしおり」  
をご参照。P.28

各種お手続きや、保険契約に関するご相談等は、  
お客さまセンターまたは最寄りの支社にご連絡ください。

- 生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。



フコク生命 お客さまセンター  
**0120-259-817**

受付時間 平日 9:00~17:00  
(12/30~1/3を除く)

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(一社)生命保険協会ホームページ

生命保険協会

検索

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ご契約のしおり

**保**険契約についての大切な事項をわかりやすく説明しています。

- ご契約にあたってのお願いとお知らせ ..... P.10
- 保険料について ..... P.31
- 保険金などのお支払いについて ..... P.41
- ご契約後について ..... P.46
- 『未来のとびら』の商品内容について ..... P.58



# 申込内容確認表

お客さまがお申込の主契約・特約にチェック  をしていただき、保障内容のご確認等の際にご活用ください。

特約組立型総合保険(有配当/2022)		ご契約のしおり
<input checked="" type="checkbox"/> 特約組立型総合保険(有配当/2022)		⇒ P.58
<input type="checkbox"/> 定期保険特約(2022)		⇒ P.62
<input type="checkbox"/> 収入保障特約<遞減型>(2022)		⇒ P.63
<input type="checkbox"/> 終身保険特約(2022)		⇒ P.65
<input type="checkbox"/> 生存給付定期保険特約(2022)		⇒ P.66
<input type="checkbox"/> 生活障害保障特約(2022)		⇒ P.68
<input type="checkbox"/> 介護保障特約<有期型>(2022)		⇒ P.70
<input type="checkbox"/> 介護保障特約<終身型>(2022)		⇒ P.72
<input type="checkbox"/> 介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)		⇒ P.74
<input type="checkbox"/> 就業不能保障特約(2022)		⇒ P.79
<input type="checkbox"/> 災害割増特約(2022)		⇒ P.85
<input type="checkbox"/> 傷害特約(2022)		⇒ P.87
<input type="checkbox"/> リビング・ニーズ特約		⇒ P.89

## 医療保険(有配当/2022)

ご契約のしおり

特 約	<input type="checkbox"/> 医療保険(有配当/2022)	⇒ P.95
	<input type="checkbox"/> 生活習慣病入院特約(2022)	⇒ P.100
	<input type="checkbox"/> 女性疾病入院特約(2022)	⇒ P.101
	<input type="checkbox"/> がん診断治療特約(2022)	⇒ P.102
	<input type="checkbox"/> 重度生活習慣病治療特約(2022)	⇒ P.104
	<input type="checkbox"/> 生活習慣病重症化予防特約(2022)	⇒ P.106
	<input type="checkbox"/> 女性疾病重症化予防特約(2022)	⇒ P.107
	<input type="checkbox"/> 先進医療特約(2022)	⇒ P.108
	<input type="checkbox"/> 移植医療特約(2022)	⇒ P.110
	<input type="checkbox"/> 特定損傷特約(2022)	⇒ P.112

## 特約組立型総合保険(有配当/2022) および 医療保険(有配当/2022) 共通の特約

ご契約のしおり

特 約	<input type="checkbox"/> 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>	⇒ P.113
	<input type="checkbox"/> 指定代理請求特約	⇒ P.42

## 自由診療保険メディコムプラス

引受保険会社:セコム損害保険株式会社

ご契約のしおり

### 主契約

自由診療保険メディコムプラス

⇒ メディコムプラスのご契約の  
しおりにてご確認ください。

お申し込みいただいた契約内容は、保険契約の成立後にお送りする  
保険証券にてご確認いただけます。

# 目次

## I ご契約のしおり

申込内容確認表	P.2
目次	P.4

### ご契約にあたっての お願いとお知らせ

① フコク生命からのお願い	P.10
■ 保険契約の申込にあたっては、 ご自身でお手続きください。	P.10
■ 健康状態・職業等を正確に告知して いただくようお願いいたします。	P.10
■ 保険料をお払い込みいただく際は 領収証をお受け取りください。	P.12
■ 保険証券の内容をご確認ください。	P.12
② ご契約にあたっての大重要なこと	P.13
■ 生命保険募集人の役割	P.13
■ クーリング・オフ制度	P.13
■ 現在の保険契約の見直しを 検討されているお客さまへ	P.15
■ 保険会社の責任開始期	P.19
■ 「責任開始期に関する特約」が付加された 保険契約の第1回保険料の払込	P.19
■ 保険契約上の年齢	P.20
■ 個人情報の取扱	P.20
■ 他の生命保険会社等との 保険契約等に関する情報の共同利用	P.21
■ セコム損害保険株式会社との 個人情報の共同利用	P.24
■ 業務または財産の状況の変化による 保険金額等の削減	P.24
■ 相互会社制度	P.27
■ 生命保険に関するご相談等の窓口	P.28
■ 取引時確認に関するお願い	P.29
■ 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)に関するお願い	P.29
■ 非居住者に係る金融口座情報の 届出に関するお願い	P.29
③ 「自由診療保険メディコムプラス」を セットした保険契約	P.30

### 保険料について

① 保険料の払込	P.31
■ 保険料の払込方法	P.31

## P.1

目的別目次	P.6
主な保険用語のご説明	P.8

■ 保険料をまとめてお払い込みいただく方法	P.33
■ 保険料の払込期月	P.33
■ 保険料払込の猶予期間と保険契約の失効	P.34
■ 保険金支払等の際の保険料の精算	P.35
■ 年払・半年払の保険契約が 消滅した場合の保険料の払戻	P.37
② 失効した保険契約の復活	P.38
③ 保険料の払込が困難なときの継続方法	P.39
■ 保険料の自動貸付	P.39
■ 保険金額・給付金額等の減額	P.40

### 保険金などの お支払いについて

① 保険金・給付金等の請求	P.41
② 指定代理請求制度	P.42
③ 保険金・給付金等の支払期限 および支払場所	P.45

### ご契約後について

① 保障を見直す諸制度	P.46
② 保険契約の解約	P.47
■ 解約と払戻金	P.47
③ 保険金額・給付金額等の減額	P.48
④ 被保険者による契約者への解約の請求	P.49
⑤ 契約者の債権者等から 解約の請求があった場合	P.50
⑥ 現金がご入用のとき	P.51
■ 契約者貸付制度	P.51
⑦ 保険金・給付金等の受取人の変更	P.52
■ 保険金・給付金等の受取人の変更	P.52
■ 遺言による保険金・給付金等の 受取人の変更	P.52
■ 保険金・給付金等の受取人が 死亡された場合	P.52

⑧ 社員配当金	P.53
⑨ 生命保険と税金	P.54
■ 生命保険料控除	P.54
■ 保険金・給付金等の税法上の取扱	P.56

## 『未来のとびら』の 商品内容について

### ① 特約組立型総合保険(有配当/2022)

■ 特長と仕組み	P.58
② 付加できる特約	P.61
③ お支払いする保険金・年金・給付金	P.62
■ 定期保険特約(2022)	P.62
■ 収入保障特約<遞減型>(2022)	P.63
■ 終身保険特約(2022)	P.65
■ 生存給付定期保険特約(2022)	P.66
■ 生活障害保障特約(2022)	P.68
■ 介護保障特約<有期型>(2022)	P.70
■ 介護保障特約<終身型>(2022)	P.72
■ 介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)	P.74
■ 就業不能保障特約(2022)	P.79
■ 災害割増特約(2022)	P.85
■ 傷害特約(2022)	P.87
■ リビング・ニーズ特約	P.89
④ 保険料の割引制度	P.91
■ 高額割引	P.91

### ② 医療保険(有配当/2022)

■ 特長と仕組み	P.92
----------	------

### ② 付加できる特約

### ③ お支払いする給付金

■ 医療保険(有配当/2022)	P.95
■ 生活習慣病入院特約(2022)	P.100
■ 女性疾病入院特約(2022)	P.101
■ がん診断治療特約(2022)	P.102
■ 重度生活習慣病治療特約(2022)	P.104
■ 生活習慣病重症化予防特約(2022)	P.106
■ 女性疾病重症化予防特約(2022)	P.107
■ 先進医療特約(2022)	P.108
■ 移植医療特約(2022)	P.110
■ 特定損傷特約(2022)	P.112

### ③ 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>

■ 保険料の払込免除	P.113
■ 保険料相当額給付金の支払	P.115
■ 指定年齢	P.116

### ④ 保険契約・特約の更新

■ 更新の概要	P.119
■ 更新限度	P.121

### ⑤ 免責事由

■ 免責事由(保険金・給付金等をお支払いできない 場合、保険料の払込を免除できない場合)	P.123
---	-------

## II 保険金・給付金等の請求の手続および支払に関する留意事項 P.129

### ● 保険金・給付金等の請求手続について

### ● 請求手続に必要な書類

### ● 保険金・給付金等をお支払いできない場合

## III 定款 P.143

## IV 約款の抜粋 P.149

### 本社・支社所在地一覧

### 『Web約款』について



# 目的別目次

「未来のとびら」について、**こんなときは?**ご案内のページをご覧ください。

保険用語の意味については、「**主な保険用語のご説明**」をご参照ください。

**こんなときは?**

→ このページをご確認ください。



**ご契約にあたって**

申込を撤回したい

⇒ P.13 クーリング・オフ制度

告知について知りたい

⇒ P.10 健康状態・職業等を正確に告知していただくようお願いいたします。

いつから保障が開始されるのか知りたい

⇒ P.19 保険会社の責任開始期

保障内容について知りたい

⇒ P.58 「未来のとびら」の商品内容について



**保険料について**

保険料の払込方法について知りたい

⇒ P.31 保険料の払込方法

保険料をいつまでに払い込むのか知りたい

⇒ P.33 保険料の払込期月  
⇒ P.34 保険料払込の猶予期間と保険契約の失効

失効した保険契約をもとに戻したい

⇒ P.38 失効した保険契約の復活

保険料の負担を減らしたい

⇒ P.40 保険金額・給付金額等の減額

**こんなときは?**

→ このページをご確認ください。



**保険金などのお支払いについて**

保険金・給付金等の請求手続について知りたい

⇒ P.41 保険金・給付金等の請求

保険金・給付金等が支払われる場合について知りたい

⇒ P.130 保険金・給付金等の請求手続について

保険金・給付金等が支払われない場合について知りたい

⇒ P.58 「未来のとびら」の商品内容について  
⇒ P.123 免責事由  
⇒ P.133 保険金・給付金等をお支払いできない場合



**ご契約後について**

保障内容を見直したい

⇒ P.46 保障を見直す諸制度

保険契約を解約したい

⇒ P.47 保険契約の解約

保険金・給付金等の受取人を変更したい

⇒ P.52 保険金・給付金等の受取人の変更

生命保険料控除や保険金・給付金等にかかる税金について知りたい

⇒ P.54 生命保険と税金



# 主な保険用語のご説明

か

<b>解除</b>	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で当社が保険契約または特約を消滅させることをいいます。
<b>解約</b>	保険期間の途中で、契約者の意思で保険契約または特約を消滅させることをいいます。
<b>給付金</b>	被保険者が入院したときや手術・放射線治療を受けたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
<b>契約応当日</b>	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。
<b>契約者</b>	保険会社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
<b>契約年齢</b>	契約日における被保険者の年齢をいい、満年齢（1年未満の端数は切り捨て）で計算します。また、ご契約後の被保険者の年齢は、特に定めのある場合を除き、毎年の契約応当日ごとに上記の契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。
<b>契約日</b>	申し込まれた保険契約の保険期間が開始される日のことをいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日となります。
<b>更新</b>	保険期間が満了したときに、健康状態に関係なく、原則としてそれまでと同一の保障内容で保障を継続することをいいます。更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により再計算されるため、通常更新前より高くなります。
<b>告知義務・告知義務違反</b>	契約者や被保険者には、保険契約の申込時に、現在の健康状態や職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことからについて当社にお知らせ（告知）いただく必要があります。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことからについて告知がなかったり、故意に事実を曲げて告知された場合などは、「告知義務違反」となり当社は保険契約を解除することがあります。

さ

<b>失効</b>	第2回以後の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったことにより、保険契約の効力が失われることをいいます。
<b>指定代理請求人</b>	被保険者が受取人となる保険金・給付金等について被保険者ご自身が請求できない特別な事情があるときに、被保険者の代理人として保険金・給付金等を請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、被保険者の同意を得て契約者があらかじめ指定した方となります。
<b>支払事由</b>	約款で定める、保険金・給付金等をお支払いする場合のことをいいます。
<b>死亡給付受取人</b>	被保険者が死亡されたときに、特約組立型総合保険（有配当/2022）に付加された特約からお支払いする保険金等を受け取る人のことをいいます。
<b>死亡時支払金受取人</b>	被保険者が死亡されたときに、医療保険（有配当/2022）からお支払いする払戻金等を受け取る人のことをいいます。
<b>社員配当金</b>	毎年の決算による剰余金をもとにお支払いするお金のことをいいます。

**傷害疾病給付受取人**

被保険者が傷害または疾病により入院したときや、所定の状態に該当したときにお支払いする保険金・給付金等を受け取る人のことをいいます。

**診査**

診査医扱の保険契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検査をさせていただくことをいいます。また、健康診断や人間ドックの結果を提出いただくことで診査に代える方法などもあります。

**責任開始期（日）**

保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

**責任準備金**

将来の保険金・給付金等をお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

た

**第1回保険料相当額**

保険契約の申込時にお払い込みいただくお金のことをいい、保険契約が成立した場合には第1回保険料に充当します。

**定款**

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものをいいます。

な

**年金**

被保険者が所定の支払事由に該当したときに、毎年お支払いするお金のことをいいます。

は

**払込期月**

毎回の保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。

**払戻金**

保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

**被保険者**

その人の生死・入院・手術などが保険金・給付金等の支払対象となる人のことをいいます。

**復活**

失効した保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

**保険期間**

当社が保険契約の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

**保険金**

被保険者が死亡されたとき、所定の状態に該当したときなどにお支払いするお金のことをいいます。

**保険証券**

保険金額や保険期間などの保険契約の内容を具体的に記載したものをおい、保険契約の成立時に当社が発行します。

**保険料**

契約者にお払い込みいただくお金のことをいいます。

**保険料払込期間**

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。

ま

**免責事由**

約款で定める、保険金・給付金等をお支払いできない場合などをいいます。

や

**約款**

保険契約上のとりきめを記載したものをおいいます。



# ご契約にあたってのお願いとお知らせ

お知らせ

- ① フコク生命からのお願い ..... P.10
- ② ご契約にあたっての大切なことがら ..... P.13
- ③ 「自由診療保険メディコムプラス」をセットした保険契約 ..... P.30

## ① フコク生命からのお願い

### 保険契約の申込にあたっては、ご自身でお手続きください。

保険契約の申込にあたっては、申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者（以下「契約者」といいます。）がご自身でお手続きください。

### 健康状態・職業等を正確に告知していただくよう お願いいたします。

#### 1. 告知義務

契約者や被保険者には、下記のように健康状態や職業等についての告知をしていただく義務があります。

■ 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障し合う制度です。したがって、その制度の中に、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。

ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在の職業等、当社がおたずねする告知項目**<sup>①</sup>について、被保険者ご自身が事実をありのまま正確にもれなく告知してください。

<sup>①</sup> 当社がおたずねする告知項目は、保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が発生する可能性に関係のあるものに限ります。

■ 診査を行なう保険契約の場合には、当社の指定した医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様に事実をありのまま正確にもれなく告知してください。

■ 失効<sup>①</sup>した保険契約を復活<sup>②</sup>する場合にも、告知（診査）をしていただきます。



生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には、告知を受ける権限（告知受領権）がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**㊂が付いている用語等についてご説明します。

## 2. 傷病歴等がある方への引受対応

当社では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの健康状態すなわち保険金・給付金等の支払が発生するリスクに応じた引受対応を行なっております。

傷病歴等がある場合、契約をお断りする場合もありますが、内容によっては申込内容どおり、または「保険料の割増」「保険金の削減」などの特別な条件をつけてお引き受けする場合もあります。



当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、保険契約の申込後または保険金・給付金等の請求の際、保険契約の申込内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

## 3. 告知義務違反

告知していただくことから故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は**「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することができます。**

- この取扱は、**責任開始日**<sup>①</sup>から2年以内、かつ、当社がその事実を知ってから1ヵ月以内に限ります。
 

<sup>①</sup> 保険契約の復活が行なわれている場合には、最後の復活の際の責任開始日とします。
- 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することができます。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。
- 保険契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込を免除する事由が発生していても、払込を免除することはできません。ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いしたり、保険料の払込を免除することができます。
- 保険契約を解除した場合、解約の際にお支払いする**払戻金**<sup>②</sup>があれば、その金額を契約者にお支払いします。

#### 責任開始日とは

保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期」をご参考ください。

① P.19

#### 払戻金とは

保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことを行います。

次ページへ続く②



ご注意

前記の保険契約を解除する場合以外にも、保険契約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消<sup>②</sup>を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、

- 責任開始日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。）。
- すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

<sup>②</sup> 現在の医療水準では治癒が困難または死亡する危険性が極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合などが該当します。

## 保険料をお払い込みいただく際は領収証をお受け取りください。

- 第1回保険料を担当者にお払い込みいただく際は、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。



〈見本〉

### 》領収証が発行されない場合

- ・ 第1回保険料を銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えた場合
- ・ **キャッシュレス転換制度①**をご利用の場合

- 第2回以後の保険料を担当者にお払い込みいただく際も、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。

## 保険証券の内容をご確認ください。

保険契約をお引き受けした場合、当社は、**保険証券<sup>④</sup>**を契約者にお送りしますので、申込の際の内容と相違していないかどうかよくお確かめください。万一、内容が相違していたり、ご不明な点等がございましたら、担当者、最寄りの支社またはお客様センターまでご連絡ください。

### ①キャッシュレス転換制度

詳しくは、「現在の保険契約の転換をご検討されているお客様へ」をご参照ください。

② P.15

#### 保険証券とは

保険金額や保険期間などの保険契約の内容を具体的に記載したものをおいいます。

## ② ご契約にあたっての大切なことがら

### 生命保険募集人の役割

#### 1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

##### ■ 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合

保険契約の申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

##### ■ 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合

保険契約の申込に対して生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

### 2. 当社の生命保険募集人

当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約の申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、成立後に保険契約の内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

#### 〈当社の承諾が必要な契約内容変更等の手続〉

- 例
- ・ 保険契約の復活
- ・ 特約の中途付加
- など

### クーリング・オフ制度

- 生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
- ご契約に納得がいかない場合、申込者または契約者（以下「申込者等」といいます。）は、**保険契約の申込日またはこの冊子を交付された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、申込の撤回または保険契約の解除**（以下「申込の撤回等」といいます。）をすることができます。

### 》申込の撤回等をした場合

- ・ お払い込みいただいた金額を全額お返します。
- ・ **契約転換制度①**による申込のときは、転換前の保険契約に戻ります。
- ・ 当社は、申込の撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**◎が付いている用語等についてご説明します。

ご契約にあたってのお願いとお知らせ

保険料について

保険金などのお支払いについて

「契約後について

#### ①契約転換制度

詳しくは、「現在の保険契約の転換をご検討されているお客様へ」をご参照ください。

② P.15

## 申出方法

## ■書面による場合

郵便により前記の期間内（8日以内の消印有効）に取扱支社または本社あてお申し出ください。

郵便（はがき、手紙）には申込の撤回等をする旨明記し、申込者等の氏名・住所および取扱営業所・担当者名（募集代理店の場合は代理店名）を記入してください。

## ■電磁的記録による場合

当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）に設置しておりますクーリング・オフのお申出フォームよりお申し出ください。



## 申込の撤回等ができない場合



ご注意

- ①当社指定の医師の診査を受けた場合
- ②申込者等が法人または個人事業主（雇用主）の場合
- ③債務履行の担保のための保険契約の場合
- ④すでに加入されている保険契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合

## 現在の保険契約の見直しを検討されているお客さまへ

1. 現在の保険契約の解約・減額を前提に  
新たな保険契約の申込をご検討されているお客さまへ

■現在の保険契約を解約・減額するときには、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。

## » 現在の保険契約を解約・減額するとき、不利益になる点

- ・多くの場合、**払戻金**<sup>①</sup>は、お払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。

■保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率等は、解約・減額する保険契約と新たな保険契約とで異なることがあります。

## 【新たにお申込の保険契約についての留意事項】

- ・一般的の保険契約と同様に**告知義務**<sup>①</sup>があります。そのため、新たに申し込まれた保険契約の**責任開始日**<sup>①</sup>を起算日として、**告知義務違反**<sup>①</sup>による解除の規定が適用されます。
  - ・**詐欺による取消**<sup>①</sup>の規定等についても、新たに申し込まれた保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- したがって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約の引受ができない**なつたり、**その告知をしなかったために上記のとおり解除・取消となることがあります。**

## 2. 現在の保険契約の転換をご検討されているお客さまへ

## ■契約転換制度とは

契約転換制度は、現在継続中の当社の保険契約を解約することなく、その**責任準備金**<sup>①</sup>や**社員配当金**<sup>②</sup>など（「転換価格」といいます。）を新しい保険契約の保険料の一部に充当して、保障内容を充実させる制度です。

## 〈特長〉

- ・ライフサイクルの変化とともに、ニーズにあわせて保障内容を見直すことができます。
- ・保険契約は最高5件までまとめて1件の契約に転換することができます。

## 払戻金とは

保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことです。

保険料について

保険金などのお支払いについて

「契約後について」

「未来のとびら」の商品内容について

①告知義務、告知義務違反、詐欺による取消 詳しくは、「告知義務」「告知義務違反」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

② P.10 ③ P.11  
④ P.134

## 責任開始日とは

保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期」をご参照ください。

⑤ P.19

## 責任準備金とは

将来の保険金・給付金等をお支払いするため保険料の中から積み立てる積立金のことです。

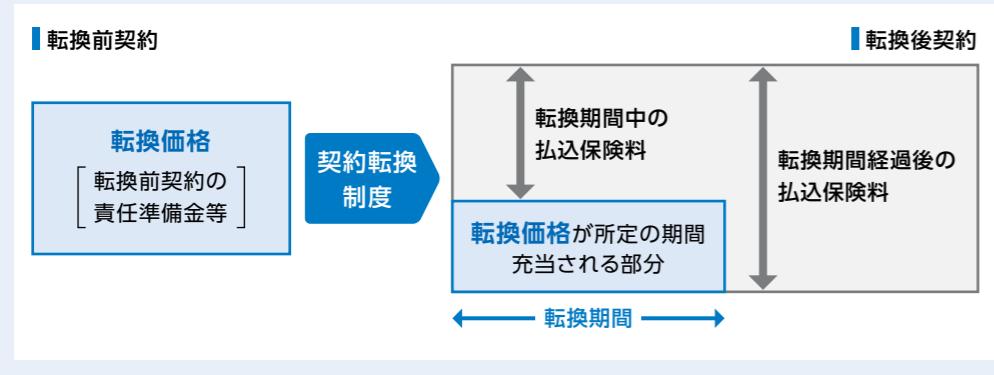
⑥ 社員配当金 詳しくは、「社員配当金」をご参照ください。  
⑦ P.53

## ■契約転換制度をご利用の場合

契約転換制度をご利用の場合、転換後契約の第1回保険料を現金等でお払い込みいただく方法と、当社からの貸付金により充当する方法（「キャッシュレス転換制度」といいます。）があります。

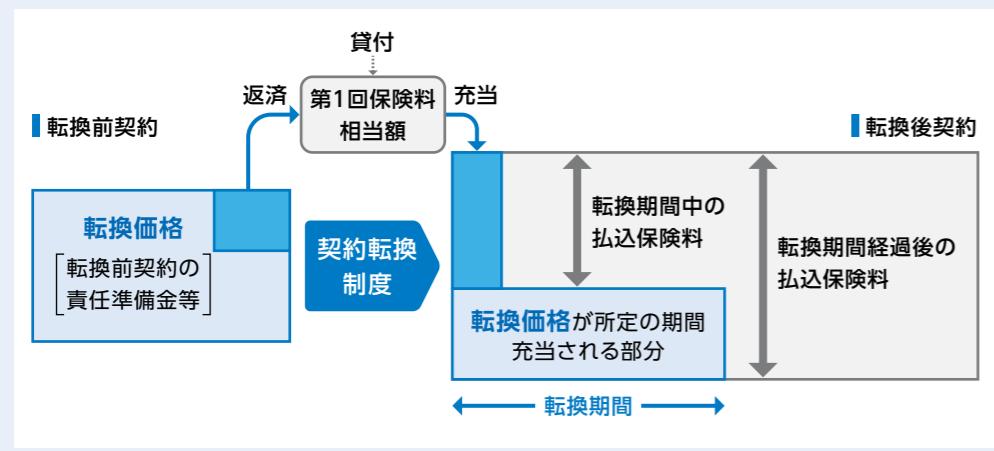
### 第1回保険料を現金等でお払い込みいただく方法

転換前契約の責任準備金<sup>④</sup>等をすべて転換価格として、転換後契約の保険料に充当します。



### キャッシュレス転換制度

- 転換後契約の第1回保険料（転換後契約にパックされた医療保険の第1回保険料を含みます。）相当額を当社が貸し付けて、転換後契約の第1回保険料に充当する方法で、初回の保険料を現金等でお払い込みいただく必要がありません。
- 貸し付けた転換後契約の第1回保険料相当額は、転換前契約の責任準備金等から差し引くことにより返済に代えます（貸付金の利息はありません。）。
- キャッシュレス転換制度をご利用の場合、第1回保険料を現金等でお払い込みいただく場合に比べて転換価格は少なくなり、転換期間中の払込保険料の総額は若干多くなります。



- 転換期間中、保険料の払込のつど、転換価格を分割して転換後契約の保険料に充当していきます。
- 転換期間中に、保険金の支払や解約等の事由により転換後契約が消滅した場合には、転換価格の残額を保険金や払戻金<sup>④</sup>に加えてお支払いします。

● 契約転換制度のご利用にあたっては、「特約の中途付加」「追加契約」等の方法と比較のうえ、ご検討ください。

- 契約転換制度により、保険金額、保険料払込期間、保険料などの契約内容は、転換前契約から新しい内容に切り替わります。
- 転換後契約の保険料は、転換時の年齢および保険料率により計算します。なお、保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率等は、転換前契約と転換後契約とで異なる場合があります。
- 保険契約の転換により予定利率が下がる場合、貯蓄性の高い保険種類については、保険料が高くなる場合があります。
- 転換前契約の加入時からの経過年数等が当社の定める基準に満たない場合、契約転換制度は取り扱いません。詳しくは、担当者、最寄りの支社またはお客様センターまでご相談ください。
- 転換後契約の契約者および被保険者は、それぞれ転換前契約の契約者および被保険者と同一人とします。
- 転換後契約について、以下の事項にご留意ください。

・一般的な保険契約と同様に**告知義務<sup>①</sup>**があります。そのため、転換後契約の**責任開始日<sup>④</sup>**を起算日として、**告知義務違反<sup>①</sup>**による解除の規定が適用されます。

・**詐欺による取消<sup>①</sup>**の規定等についても、転換後契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、転換後契約の引受ができなかったり、その告知をしなかったために上記のとおり解除・取消となることがあります。



ご注意

- ① 告知義務、告知義務違反、詐欺による取消**  
詳しくは、「告知義務」「告知義務違反」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

② P.10 ③ P.11  
④ P.134

### 責任開始日とは

保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。  
なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期」をご参照ください。

⑤ P.19

**払戻金とは**  
保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のこと

②前ページからの続き

## ■保険契約を見直す方法

保険契約を見直す方法には、契約転換制度を利用する以外の方法もありますので、下記を参考にあわせてご検討ください。

### ▼ご利用いただける方法

	契約転換制度	特約の中途付加	追加契約
特長	保障額の見直しとともに、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	現在の保険契約の保障内容や保険期間は変えずに、保険内容を充実させることができます。	現在の保険契約はそのまま継続し、その保険契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
仕組み	現在の当社の保険契約を解約することなく、その <b>責任準備金</b> や <b>社員配当金①</b> など(転換価格)を新しい保険契約の保険料の一部に充当する方法です。	現在の当社の保険契約に新たに特約を付加して保障内容を充実させる方法です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現在の保険契約に追加して、別の新しい保険契約に加入する方法です。</li> <li>■保険契約は2件になります。</li> </ul>
図解	<p>〈現在の保険契約〉 ↓ 〈転換価格〉 → 〈新しい保険契約〉</p>	<p>〈定期保険特約等〉 ↓ 〈現在の保険契約〉 → 〈現在の保険契約〉</p>	<p>〈追加契約〉 + 〈現在の保険契約〉 → 〈現在の保険契約〉</p>
現在の保険契約は	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の年齢、保険料率により保険料を計算し、転換価格の充当で割り引かれた後の保険料をお払い込みいただきます。	中途付加時の年齢、保険料率により新たに付加する特約の保険料を計算し、現在の保険料に加えてお払い込みいただきます。	追加契約時の年齢、保険料率により新しい保険契約の保険料を計算し、現在の保険契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。

- それぞれの方法をご利用の際には、現在の保険契約の種類や内容により、所定の条件を満たすことが必要となります。詳しくは、担当者、最寄りの支社またはお客様センターまでご相談ください。
- 保険契約の見直し後の保険料は、どの方法を利用するかによって異なります。



いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて診査(または告知)が必要となります。健康状態などによってはご利用いただけない場合もあります。

## 保険会社の責任開始期

お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、次の時(責任開始期)から保障が開始します。

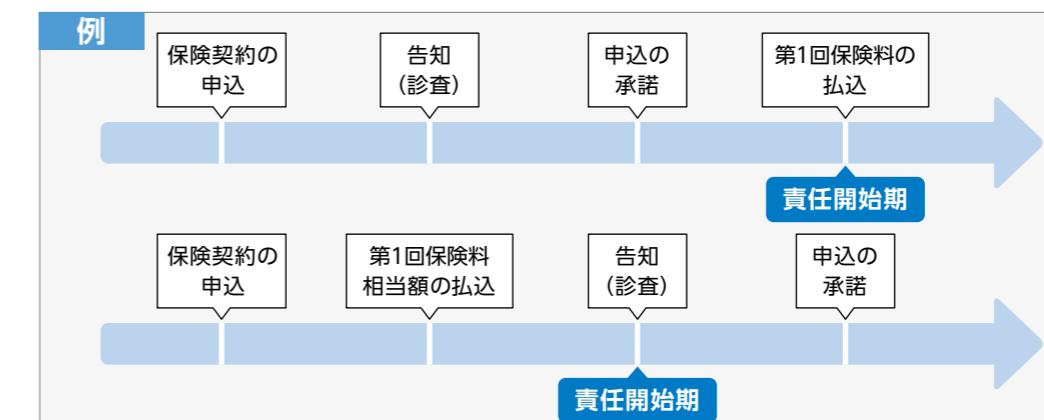
### ■「責任開始期に関する特約」が付加されている場合

保険契約の申込と告知がともに完了した時から保障が開始します。



### ■「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合

■告知と第1回保険料相当額の払込がともに完了した時から保障が開始します。



■**キャッシュレス転換制度①**をご利用の場合には、転換後契約の申込または告知のいずれか遅い時に転換後契約の第1回保険料相当額の払込があったものとみなし、その時から保障が開始します。

## 「責任開始期に関する特約」が付加された保険契約の第1回保険料の払込

### 1. 第1回保険料の払込方法

「責任開始期に関する特約」が付加された保険契約の第1回保険料は、次の方法によりお払い込みください。

口座振替扱① の保険契約	責任開始日②を含む月の翌月の27日(休日の場合は翌営業日)に銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えます。 ①②
団体扱① の保険契約	下記2に記載の払込期間内に担当者にお払い込みください。
送金扱① の保険契約	当社からお送りする振替用紙を使用し、下記2に記載の払込期間内に最寄りの郵便局または当社指定の銀行などにお払い込みください。

①申込手続の完了時期によっては、口座からの振替ができない場合があります。この場合には、担当者に第1回保険料をお払い込みください。

②預金残高不足などにより口座からの振替ができなかった場合は、第1回保険料を担当者にお払い込みいただくか、または翌月の振替日に再度第1回保険料(月払契約については2ヵ月分の保険料)を口座から振り替えます。

### ①キャッシュレス転換制度

詳しくは、「現在の保険契約の転換をご検討されているお客さまへ」をご参照ください。

② P.15

### ①口座振替扱、団体扱、送金扱

詳しくは、「保険料の払込方法(経路)」をご参照ください。

② P.31

### 責任開始日とは

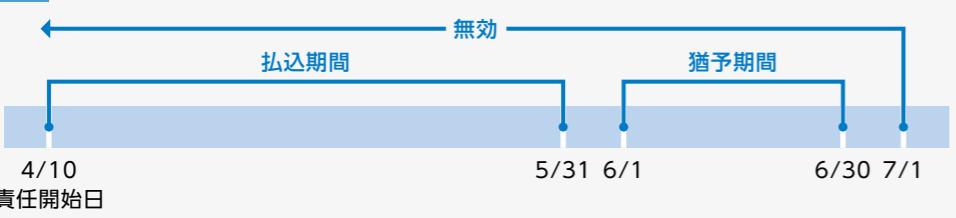
保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

## 2. 第1回保険料の払込期間および猶予期間

第1回保険料の払込期間および猶予期間は、次のとおりです。

払込期間	責任開始日から責任開始日を含む月の翌月の末日まで
猶予期間	払込期間の翌月の初日から末日まで

例



- 第1回保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかった場合、保険契約は、責任開始日にさかのぼって無効となります。  
※口座振替扱の保険契約で、2ヶ月連続して第1回保険料の振替ができなかつた場合は、至急当社までご連絡ください。
- 第1回保険料が払い込まれないことにより保険契約が無効となった場合、以後お申し込みいただく保険契約の引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。
- 第1回保険料が払い込まれる前に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第1回保険料<sup>(注)</sup>を保険金・給付金等から差し引くかまたはお払い込みいただきます。  
<sup>(注)</sup>月払契約で、猶予期間中に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2ヶ月分の保険料とします。

## 保険契約上の年齢

- 契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢（1年未満の端数は切り捨て）で計算します。
- ご契約後の保険契約上の被保険者の年齢は、**契約応当日**<sup>(注)</sup>ごとに上記の契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。

## 個人情報の取扱

当社は、保険契約の申込や各種請求にともなって取得したお客さまの個人情報を下記の目的のために利用します。

### 個人情報の利用目的

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

## 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### 1. 契約内容登録制度・契約内容照会制度

#### ▶ お客様の契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「**契約内容登録制度<sup>①</sup>**」（全国共済農業協同組合連合会との間では「**契約内容照会制度<sup>①</sup>**」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等の申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。  
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。  
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

## ②前ページからの続き

■当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることがあります。上記各手続の詳細については、お客さまセンターにお問合わせください。

- (ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

## ▶ 登録事項

2024年3月31日以前の登録事項

- ①契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- ①契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②普通死亡保険金の金額
- ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤がんの診断等に対する給付金の一時金額
- ⑥就業不能保障特約の給付金の月額
- ⑦先進医療特約の件数
- ⑧契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑨取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申込があった場合、申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

## 2. 支払査定照会制度

## ▶ 保険金等のご請求に際し、お客さまの契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定照会制度<sup>①</sup>」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があつた場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めるすることができます。上記各手続の詳細については、お客さまセンターにお問合わせください。
  - (ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  - (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  - (ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
  - (エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
  - (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

## 1. 生命保険契約者保護機構の概要

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取を行なう等により、契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定<sup>(※1)</sup>に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約<sup>(※2)</sup>を除き、責任準備金等<sup>(※3)</sup>の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行なわれる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度)が設けられる可能性もあります。

(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率<sup>(※1)</sup>を超えていた契約を指します<sup>(※2)</sup>。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

### 高予定利率契約の補償率=

$$90\% - \{( \text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率} ) \text{の総和} \div 2\}$$

(※1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

### 》 相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

\*上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

### セコム損害保険株式会社との個人情報の共同利用

当社は、セコム損害保険株式会社(以下「セコム損保」といいます。)との提携商品である「自由診療保険メディコムプラス」をお客さまがお申込の場合に、当社およびセコム損保におけるお客様の保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために、次の情報をセコム損保と共同で利用いたします。

### 》 共同利用する個人データの項目

- ①お客様の氏名、生年月日、性別、住所および電話番号等
- ②保険期間、保険料および保険料振替口座の口座情報
- ③ご契約内容およびその後の異動
- ④保険金の支払事由が発生した場合の状況等
- ⑤告知書、診査報状、健康管理証明書、その他ご提出いただいた健康診断結果通知書等に記載の情報、およびその他の保健医療情報
- 管理責任者 当社(富国生命保険相互会社)
- 共同利用者 セコム損害保険株式会社

住所: 東京都千代田区平河町2丁目6番2号セコム損保ビル  
ホームページ: <https://www.secom-sonpo.co.jp>

### 業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減

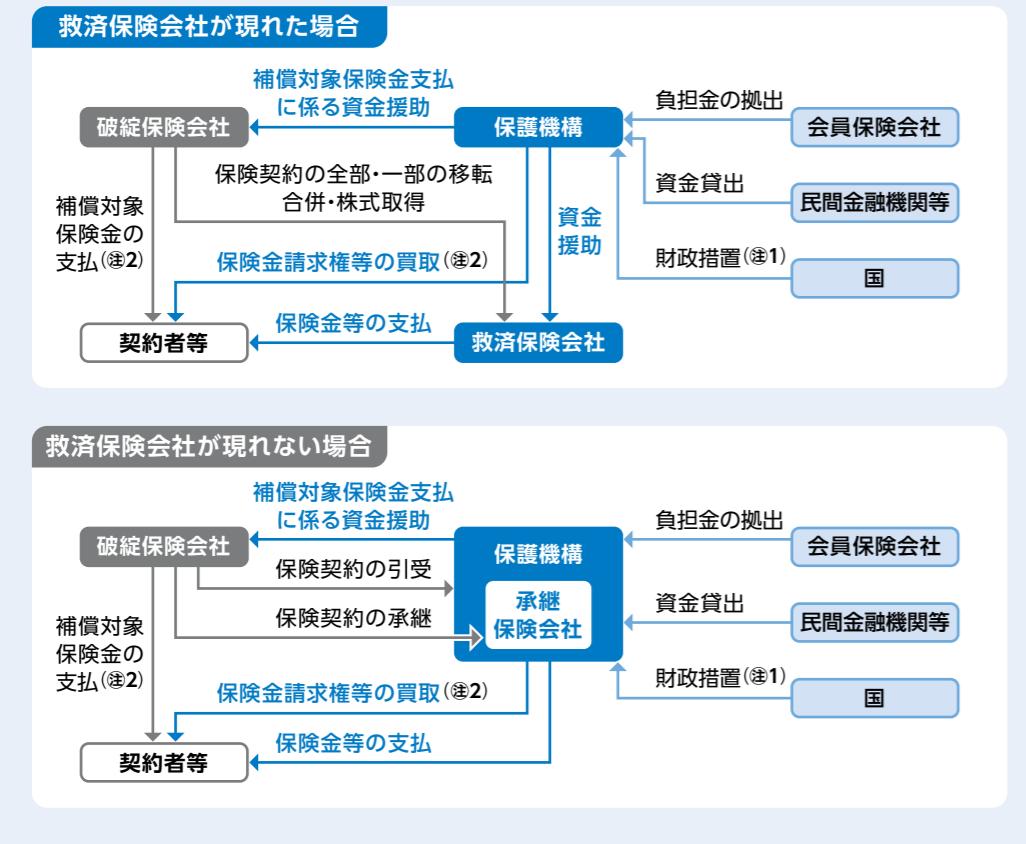
保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構にお問い合わせください(当社は生命保険契約者保護機構に加入しております。)。

前ページからの続き

## 仕組みの概略図



※1 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

※2 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前記（※2）に記載の率となります。）。



ご注意

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

## 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱に関するお問合わせ先

## 生命保険契約者保護機構

- TEL : 03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日/9:00～12:00、13:00～17:00  
(祝日・年末年始を除く)
- ホームページ : <https://www.seihohogo.jp>

## 相互会社制度

## 1. 相互会社の仕組み

生命保険会社の会社形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。

相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の会社形態で、契約者が「社員<sup>※2</sup>」となり、会社の構成員として会社運営に参加するというものです。

※2 剰余金の分配のない保険契約（無配当保険）のみの契約者は、当社定款<sup>※1</sup>の定めにより社員とはなりません。

## 定款とは

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものをいいます。

## 2. 総代会制度

## ■ 総代会の仕組み

当社は「社員総会」に代わるべき最高意思決定機関として「総代会」を設置しています。

総代会は、社員の中から選出された「総代」により構成され、剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しております。

## ■ 総代の定数・任期

当社では、総代の定数を120名、任期を4年（重任限度2期8年）と定めております。

## ■ 総代の選出方法

当社の総代は、総代会で選任された総代候補者選考委員会で組織する総代候補者選考委員会において推薦された総代候補者に対して、全社員による社員投票（信任投票）を行ない選出します。各候補者は、信任を可としない投票数が投票権を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

※社員投票は、原則として総代の任期である4年ごとに実施し、全社員に投票用紙をお送りしております。

## ■ 総代会の傍聴制度

当社では、社員に会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴希望者を公募する制度を実施しております。

公募は、総代会開催前の一定期間、本社・支社・営業所などの店頭にポスターを掲示するとともに、当社ホームページ (<https://www.fukoku-life.co.jp>) に掲載する方法で行なっております。

## ■ 総代会議案および議事録の閲覧

総代会の議案および議事録や質疑応答の要旨は、本社および各支社に備え置いており、社員は閲覧することができます。また、当社ホームページにも掲載しております。

### 3. 社員の権利義務

相互会社の社員には次のような権利・義務があります。

社員の主な権利	社員の主な義務
■ <b>社員配当金①請求権</b>	■ 保険料の払込義務
■ 総代選出にあたっての信任投票権	
■ 一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権	

### 4. ご契約者懇談会

- 契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、当社の経営内容をお伝えしてご理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を全国の支社で開催しております。
- ご契約者懇談会の開催案内は、本社・支社・営業所などの店頭にポスターを掲示するとともに、当社ホームページ(<https://www.fukoku-life.co.jp>)に掲載してお知らせします。

### 生命保険に関するご相談等の窓口

- 生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。

#### 生命保険に関するご相談等の窓口

フコク生命 お客様センター **0120-259-817**

受付時間：平日/9:00～17:00 (12/30～1/3を除く)

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
  - （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 取引時確認に関するお願い

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづいて、契約締結などの際にお客さまの本人特定事項（氏名・住居・生年月日（法人のお客さまの場合は名称・所在地）、職業（法人のお客さまの場合は事業の内容）などを確認させていただいております。

お客さまがこれらの本人特定事項、職業などを変更されたときは、担当者、最寄りの支社またはお客様センターまでご連絡ください。

### 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお願い

米国法である外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)にもとづいて、契約締結などの際に米国納税者か否かをお客さまに申告していただき、該当する場合には所定の申告書を当社あて提出していただいております。

なお、上記申告後に新たに米国納税義務者に該当することとなった場合や米国納税義務者に該当しなくなった場合には、再度申告書の提出が必要となりますので、担当者、最寄りの支社またはお客様センターまでご連絡ください。

### 非居住者に係る金融口座情報の届出に関するお願い

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により創設された「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづいて、契約締結などの際に氏名・住所（名称・所在地）、納税上の居住地国等をお客さまに申告していただき、所定の要件に該当する場合には国税庁に報告する目的で、届出書を当社あて提出していただいております。

なお、居住地国に異動があった場合は、届出書の提出が必要となりますので、担当者、最寄りの支社またはお客様センターまでご連絡ください。

③

## 「自由診療保険メディコムプラス」を セットした保険契約

医療保険(有配当/2022)にご加入の場合、当社の提携保険会社であるセコム損害保険株式会社(以下「セコム損害保険」といいます。)の「自由診療保険メディコムプラス」[新ガソル治療費用保険(提携用)]をセットして契約することができます。この場合、医療保険(有配当/2022)に積立保険特約を付加していただきます。



- 医療保険(有配当/2022)および「自由診療保険メディコムプラス」の毎回の保険料は、医療保険(有配当/2022)に付加された積立保険特約の保険料としてお払い込みいただきます。払い込まれた保険料は、積立保険特約の積立金として積み立てられます。
- 医療保険(有配当/2022)(積立保険特約以外の付加特約を含みます。)の保険料は、毎月、積立保険特約の積立金から払い込まれるものとします。この場合、次の時をもって医療保険(有配当/2022)の保険料の払込があったものとします。

時期	
①第1回保険料	積立保険特約の第1回保険料を当社が受け取った時
②第2回以後の保険料	その払込期月に払い込まれるべき積立保険特約の保険料(「定期払込保険料」といいます。)が当社に払い込まれた日末

- 「自由診療保険メディコムプラス」の保険料は、毎月、その保険料相当額を積立保険特約の積立金から払い出して当社からセコム損害保険へ送金することにより払い込まれるものとします。この場合、「自由診療保険メディコムプラス」の保険料相当額を積立金から払い出す時期については、上記の①および②に準じるものとします。



ご注意

- 「自由診療保険メディコムプラス」は、その引受保険会社であるセコム損害保険とお客様との間の保険契約です。
- 「自由診療保険メディコムプラス」の商品内容の詳細については、当商品の「ご契約のしおりー普通保険約款および特約」をご覧ください。

この欄は、参照マーク●、用語マーク®が付いている用語等についてご説明します。



## 保険料について

- |                    |      |
|--------------------|------|
| ①保険料の払込            | P.31 |
| ②失効した保険契約の復活       | P.38 |
| ③保険料の払込が困難なときの継続方法 | P.39 |

※「責任開始期に関する特約」が付加された保険契約の第1回保険料の払込については、P.19をご参照ください。

①

### 保険料の払込

#### 保険料の払込方法

##### 1. 保険料の払込方法〈経路〉

保険料の払込方法〈経路〉には次の方法があります。

###### ①口座振替扱

銀行などの金融機関の契約者指定の口座から、保険料が自動的に当社へ振り替えられます。この場合、払い込まれた保険料について領収証は発行しません。

###### ■保険料の振替

払込期月①の27日(休日の場合は翌営業日)に行ないます。ご入金など振替のご準備は振替日の前日までにお願いいたします。

※特約組立型総合保険(有配当/2022)に医療保険(有配当/2022)をパックして加入した保険契約の場合、特約組立型総合保険(有配当/2022)の保険料と医療保険(有配当/2022)の保険料を合算した金額が口座から振り替えられます。したがって、預金残高が合算した金額に不足するときはいずれの保険料も振り替えられません。

###### 〈保険料の振替ができなかった場合〉

預金残高不足等により保険料の振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払②契約の場合は2ヵ月分、年払②・半年払②契約の場合は当月と同じ金額が口座から振り替えられます。なお、2ヵ月連続して保険料の振替ができなかった場合は、保険契約の効力が失われる(失効③)ことがありますので、至急担当者、最寄りの支社またはお客様センターまでご連絡ください。

この欄は、参照マーク●、用語マーク®が付いている用語等についてご説明します。

###### ①払込期月

詳しくは、「保険料の払込期月」をご参照ください。

④ P.33

②月払、年払、半年払  
詳しくは、「保険料の払込方法〈回数〉」をご参考ください。

⑤ P.32

###### ③失効

詳しくは、「保険料払込の猶予期間と保険契約の失効」をご参考ください。

⑥ P.34

次ページへ続く⑦

②前ページからの続き

②団体扱	勤務先などの所属団体を経由して保険料をお払い込みいただけます。この場合、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々の契約者には発行しません。
③送金扱	払込期月前にあらかじめ当社からお送りする払込案内に同封の振替用紙で、最寄りの郵便局または当社指定の銀行などに保険料をお払い込みいただけます。その際の受領証は、保険料領収証の代わりとなりますから、大切に保管してください。 なお、保険料の払込方法(回数)によってはお取り扱いできない場合があります。

\*上記のほか、集金扱(当社の定めた地域内に集金先をご指定いただき、当社の集金担当職員に保険料をお払い込みいただく方法)を取り扱う場合もあります。



万一、払込案内が届かなかった場合には、お手数ですが、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターまでお申し出くださいようお願いいたします。

## 2. 保険料の払込方法(経路)を変更する場合

払込方法(経路)の変更をご希望の場合や、転居、所属団体からの脱退等の場合は、すみやかに担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターまでお申し出ください。

- 払込方法の変更について申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たな払込方法に変更させていただきます。
- 上記のほか、当社の都合により払込方法の変更をさせていただく場合があります。



保険料の払込方法(経路)が変更された場合、毎回お払い込みいただく保険料の額も変更となることがあります。

例 団体月払から口座振替月払への変更など

## 3. 保険料の払込方法(回数)

保険料の払込方法(回数)には次の方法があります。

①月払	毎月1回お払い込みいただけます。
②半年払	年2回お払い込みいただけます。
③年払	年1回お払い込みいただけます。

## 保険料をまとめてお払い込みいただく方法

預貯金、満期保険金などの手持資金を活かして保険料をまとめてお払い込みいただくことにより、保険料の割引を受けることができます。

### 1. 保険料の前納

将来の年払または半年払保険料を、あらかじめ指定していただいた回数分だけまとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引きります。

前納された保険料(保険料前納金といいます。)はいったん当社が所定の利息をつけて積み立てておき、毎回の保険料として順次充当していきます。

- 当社の定める範囲内で、年払契約の場合は2年分以上、半年払契約の場合は1年分以上の保険料を前納することができます。
- 保険料は、年払・半年払保険料の合計額に比べて少額となります。

### 2. 保険料の一括払込

当月分以後の3ヵ月分から12ヵ月分までの保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引きります。

一括払された保険料は、毎回の保険料として順次充当していきます。



- 保険契約が途中で消滅(解約・死亡など)した場合、保険料前納金や一括払の保険料の残額があれば払い戻します。また、保険料の払込が免除された場合にも、保険料前納金や一括払の保険料の残額があれば払い戻します。
- 経済情勢等によっては、保険料の前納・一括払込を利用できない場合があります。

## 保険料の払込期月

第2回以後の保険料の払込期月(毎回の保険料をお払い込みいただく期間)は、次のとおりとなります。保険料は、払込方法(回数)に応じて払込期月内にお払い込みください。

払込方法(回数)	払込期月
①月払	月単位の契約応当日 <sup>②</sup> の属する月の初日から末日まで。
②半年払	半年単位の契約応当日 <sup>②</sup> の属する月の初日から末日まで。
③年払	年単位の契約応当日 <sup>②</sup> の属する月の初日から末日まで。

② 契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。

契約応当日とは  
ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

## 保険料払込の猶予期間と保険契約の失効

第2回以後の保険料が**払込期月①**内に払い込まれない場合でも猶予期間があります。  
猶予期間は、保険料の払込方法(回数)により次のとおりとなります。

### 年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の**契約応当日②**(契約応当日がない場合は、その月の末日)まで。ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで



### 月払契約

払込期月の翌月初日から末日まで



■ 第2回以後の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかった場合には、保険契約の効力が失われます(失効)。

ただし、猶予期間内に払込がない場合でも、**保険料の自動貸付②**が可能なときは、特に反対の申出がない限り、自動的に当社が保険料を貸し付けて保険契約を有効に継続させます。

### ①払込期月

詳しくは、「保険料の払込期月」をご参照ください。

③ P.33

### 契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

## 保険金支払等の際の保険料の精算

お払い込みいただく保険料は、**払込期月①**ごとの**契約応当日②**から次の払込期月の契約応当日までの期間(この期間のことを「保険料期間」といいます。)に充当されますが、保険料は払込期月ごとの契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

### 月払契約の例



### ①払込期月

詳しくは、「保険料の払込期月」をご参照ください。

③ P.33

### 契約応当日とは

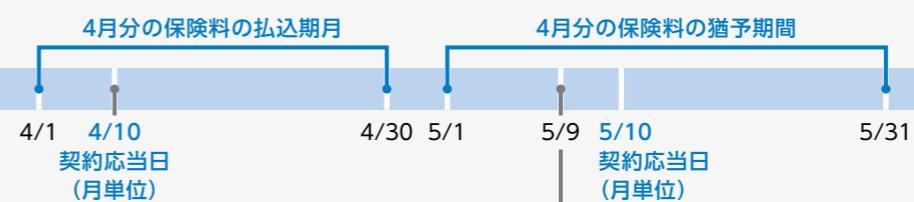
ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

## 1. 未払保険料の精算

保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のように取り扱います。

取扱方法	
保険金・給付金等の支払事由が発生したとき	未払の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
保険料の払込免除事由が発生したとき	未払の保険料をお払い込みいただきます。

### 月払契約の例



#### 4月分の保険料が未払のまま、4/10から5/9までの間に

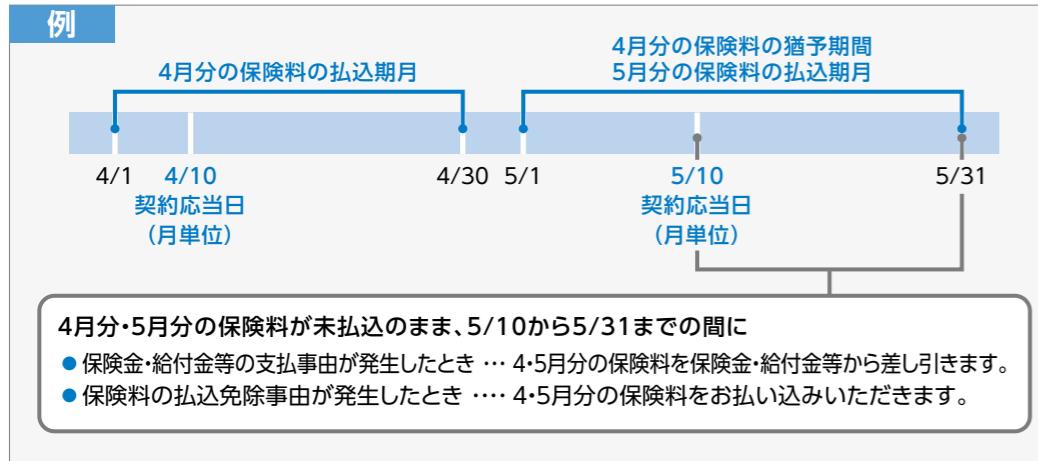
- 保険金・給付金等の支払事由が発生したとき ……4月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき ……4月分の保険料をお払い込みいただきます。

## 2. 猶予期間中の場合の保険料の精算

月払契約で、**猶予期間①**中の月単位の**契約応当日④**以降に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のように取り扱います。

取扱方法	
保険金・給付金等の支払事由が発生したとき	2ヵ月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
保険料の払込免除事由が発生したとき	2ヵ月分の保険料をお払い込みいただきます。

## 例



## ①猶予期間

詳しくは、「保険料払込の猶予期間と保険契約の失効」をご参照ください。

④ P.34

## 契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

## 年払・半年払の保険契約が消滅した場合の保険料の払戻

**保険料の払込方法(回数)**①が年払・半年払の保険契約の場合、保険料をお払い込みいただいた後に、解約や保険金の支払などにより保険契約が途中で消滅(※1)したときは、すでにお払い込みいただいた保険料(※2)のうち、「保険契約が消滅した日(※3)の翌日以後最初に到来する月単位の**契約応当日④**」から「保険契約が消滅した日を含む**保険料期間⑤**の末日」までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。(※4)

(※1) 保険契約の消滅には、保険金額の減額や付加されている特約の消滅を含みます。

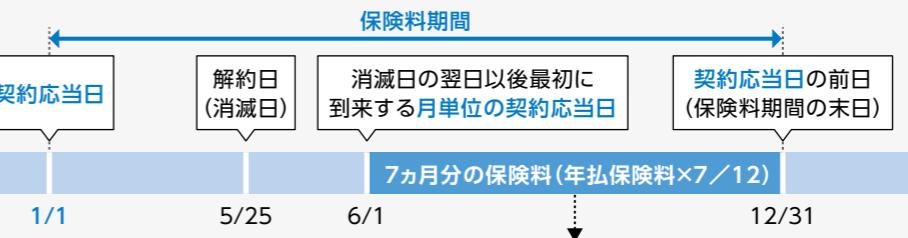
(※2) 保険金額の減額等により保険契約の一部が消滅する場合は、その消滅した部分に対応する保険料に限ります。

(※3) **リビング・ニーズ特約②**の特約保険金の支払により保険契約が消滅する場合、「特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日」を保険契約が消滅した日として取り扱います。

(※4) **契約転換制度③**のご利用により保険契約が消滅する場合には、その保険料相当額を**転換価格④**に充当します。

## 例

- 年払契約(契約応当日:1月1日)
- 1月に年払保険料をお払い込みいただいた後、5月25日に保険契約を解約された場合



消滅日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から、保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。



保険料の払込方法(回数)が月払の保険契約については、上記の「年払・半年払の保険契約が消滅した場合の保険料の払戻」はありません。

## ①保険料の払込方法(回数)

詳しくは、「保険料の払込方法(回数)」をご参照ください。

④ P.32

## 契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

## 保険料期間とは

払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。

なお、払込期月については、「保険料の払込期月」をご参照ください。

④ P.33

## ②リビング・ニーズ特約

詳しくは、「リビング・ニーズ特約」をご参照ください。

④ P.89

## ③契約転換制度、転換価格

詳しくは、「現在の保険契約の転換をご検討されているお客さまへ」をご参照ください。

④ P.15

## ②

## 失効した保険契約の復活

保険契約が失効してから、特約組立型総合保険（有配当/2022）は3年以内、医療保険（有配当/2022）は1年以内であれば、当社の定める手続をとつていただいたうえで、保険契約の復活を請求することができます。

- 保険契約の復活の際は、特約組立型総合保険（有配当/2022）では付加されているすべての特約について、医療保険（有配当/2022）では主契約および付加されているすべての特約について、復活の請求があつたものとして取り扱います。復活を希望されない特約がある場合には、その特約を解約したうえで保険契約の復活を請求してください。なお、解約した特約については、その後復活することはできません。
- 保険契約の復活の際には、告知または診査と、復活にともなう所定の金額の払込が必要となります。
- 当社が復活を承諾した場合には、復活にともなう所定の金額を当社が受け取つた時（告知前に受け取つた場合は、告知の時）から、保険契約上の責任を開始します。



ご注意

- 健康状態等によっては復活できないことがあります。
- 保険契約の解約を請求した後は復活できません。
- 「責任開始期に関する特約」が付加された保険契約で、第1回保険料が払い込まれないことにより保険契約が無効となった場合には、復活の取扱はありません。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**®が付いている用語等についてご説明します。

## ③

## 保険料の払込が困難なときの継続方法

### 保険料の自動貸付

一時的に保険料のご都合がつかないときは、保険料の自動貸付により保険契約を継続いただけます。

#### 1. 保険料の自動貸付の概要

- 保険料の自動貸付とは、第2回以後の保険料の払込がないまま保険料払込の**猶予期間**①を過ぎてしまった場合に、**払戻金**®の一定範囲内で当社が自動的に保険料相当額を契約者に貸し付けて、これを保険料の払込に充当する制度です。
- 当社が貸し付けて保険料に充当する金額は、次のとおりです。

払込方法（回数）	当社が貸付・充当を行なう金額
①月払	未払込の月以後6ヵ月分の保険料②に相当する金額
②半年払	未払込の保険料に相当する金額
③年払	

② 保険料の払込方法（経路）が口座振替扱の場合でも、口座振替扱契約に適用される料率ではなく、普通保険料率（集金扱の契約に適用される保険料率）を基準として計算します。

- 払戻金の額によっては、保険料の自動貸付を取り扱えないこともあります。

#### 保険料の自動貸付の仕組図（月払契約の例）



- 4月分の保険料が猶予期間の満了日（5月31日）までに払い込まれなかった場合、6ヵ月分の保険料相当額を猶予期間の満了日に貸し付けたものとして、4月分～9月分の保険料に充当します。
- 自動貸付により保険料が充当された期間が終了した後（10月分以降）の保険料は、従来どおりの払込方法でお払い込みいただきます。

- 団体月払の保険契約の場合は、保険料の自動貸付は取り扱いません。

医療保険（有配当/2022）については、保険料の自動貸付は取り扱いません。したがって、特約組立型総合保険（有配当/2022）に医療保険（有配当/2022）をパックして加入した保険契約では、特約組立型総合保険（有配当/2022）だけに保険料の自動貸付が適用され、医療保険（有配当/2022）は失効する場合があります。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**®が付いている用語等についてご説明します。

ご契約にあたってのお願いとお知らせ  
保険料について

①猶予期間 詳しくは、「保険料払込の猶予期間と保険契約の失効」をご参照ください。

② P.34

払戻金とは 保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことです。

「契約後について

「未来のとびら」の商品内容について

## 2. 貸付金の利息とご返済

- 当社が自動貸付によって保険料に充当した金額（以下「自動貸付金」といいます。）には利息がつきます。
- 自動貸付金の利息は、当社所定の利率（貸付利率）で計算します。
- 貸付利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、その利率を変更することがあります。この場合、変更後の貸付利率の適用は次のとおりとします。

変更後の貸付利率の適用時期	
新規に自動貸付を行なうとき	1月見直しの場合：4月1日以降の自動貸付から適用します。 7月見直しの場合：10月1日以降の自動貸付から適用します。
すでに自動貸付を行なっているとき	1月見直しの場合：4月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から適用します。 7月見直しの場合：10月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から適用します。

- 適用される貸付利率については、当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）の「主な諸利率一覧」をご参照ください。
- 自動貸付金はいつでも返済することができます（全額返済のほか、一部返済も取り扱います。）。



- ご返済がないと、自動貸付金の元利金が払戻金額を超過して、保険契約の効力がなくなることがあります（失効）。計画的にご返済ください。
- 特約組立型総合保険（有配当/2022）の保険金等をお支払いする際や特約組立型総合保険（有配当/2022）が解約される際に自動貸付金の元利金がある場合は、保険金等または払戻金からその元利金を差し引きます。そのため、お受け取りいただける保険金等または払戻金の額は通常よりも少なくなります。

## 3. 保険料の自動貸付を希望されない場合

- あらかじめ契約者から自動貸付の適用を希望しない旨の申出をいただいている場合には、保険料の自動貸付は行いません（その場合、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から失効します。）。
- 猶予期間の満了日の翌日から3ヵ月以内に保険契約の解約が請求された場合は、自動貸付が行なわれなかったものとして解約の手続をします。
- 自動貸付を希望されない場合には、担当者、最寄りの支社またはお客様センターへお申し出ください。

## 保険金額・給付金額等の減額

保険金額・給付金額等を減額<sup>①</sup>することにより、保険料の負担を減らすことができます。



# 保険金などのお支払いについて

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| ①保険金・給付金等の請求          | P.41 |
| ②指定代理請求制度             | P.42 |
| ③保険金・給付金等の支払期限および支払場所 | P.45 |



## 1 保険金・給付金等の請求

- 保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- 支払事由が生じた保険金・給付金等の受取人（保険料の払込免除については、契約者）は、当社からのご案内にもとづいて必要な書類をご準備のうえ、それらを当社に提出して保険金・給付金等の支払または保険料の払込免除を請求してください。

請求手続の流れや、請求に必要な書類については、「保険金・給付金等の請求の手続および支払に関する留意事項」をご覧ください。<sup>③</sup> P.129



- 保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、支払や払込免除の可能性があると思われる場合、ご不明な点がある場合などについても当社までご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当するがありますので、ご不明な点等がある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続に関するお知らせ等、重要なご案内ができるおそれがありますので、契約者の住所等が変更となった場合には、必ずご連絡ください。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**㊂が付いている用語等についてご説明します。

## 指定代理請求制度

被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者ご自身が請求できない事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。

### 1. 代理請求できる場合

被保険者ご本人が保険金・給付金等を請求できない次のような事情がある場合、指定代理請求人が保険金・給付金等を請求することができます。

#### 》被保険者ご本人が保険金・給付金等を請求できない場合の例

- 介護を必要とする状態で意思表示ができないため、保険金・給付金等を請求できない場合
- がん等の傷病名の告知を受けていないため、保険金・給付金等を請求できない場合
- 余命6ヵ月以内との告知を受けていないため、保険金を請求できない場合など

- 指定代理請求人からの請求に際しては、被保険者が請求できない特別な事情を示す書類を提出していただき、当社の承諾を得ることが必要となります。
- 保険金・給付金等を指定代理請求人にお支払いした場合には、その後被保険者ご本人からその保険金・給付金等について請求を受けても、重複しての支払はしません。

### 2. 指定代理請求人の指定

「指定代理請求人」は、次の範囲内から1名を指定していただきます。なお、指定代理請求人は保険金・給付金等の請求時においても、この範囲内であることが必要です。

#### 》指定代理請求人の指定範囲

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 上記以外の被保険者の3親等内の親族（被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方に限ります。）

契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。



故意に保険金・給付金の支払事由等を生じさせた者または故意に被保険者を保険金・給付金等の請求ができない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**◎が付いている用語等についてご説明します。

②前ページからの続き

#### お願い

指定代理請求特約を付加した場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として保険金・給付金等を請求できること」を必ずお伝えください。

### 3. 代理請求の対象となる保険金・給付金等

指定代理請求人は、次の①②について請求することができます。

- ①被保険者が受取人となる次の保険金・給付金等
- ②契約者と被保険者が同一人である場合の保険料の払込免除

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金・給付金等
定期保険特約（2022）	高度障害保険金
収入保障特約＜遞減型＞（2022）	高度障害年金
終身保険特約（2022）	高度障害保険金
生存給付定期保険特約（2022）	高度障害保険金・契約者と被保険者が同一人である場合の生存給付金
生活障害保障特約（2022）	生活障害保険金
介護保障特約＜有期型＞（2022）	介護保険金・軽度介護給付金
介護保障特約＜終身型＞（2022）	介護保険金・軽度介護給付金
介護終身年金特約＜認知症加算型＞（2022）	介護終身年金
就業不能保障特約（2022）	就業不能給付金・就業不能年金
災害割増特約（2022）	高度障害状態による災害割増保険金
傷害特約（2022）	障害給付金
リビング・ニーズ特約	特約保険金
医療保険（有配当/2022）	入院一時給付金・長期入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金
生活習慣病入院特約（2022）	生活習慣病入院一時給付金
女性疾病入院特約（2022）	女性疾病入院一時給付金
がん診断治療特約（2022）	がん診断治療給付金
重度生活習慣病治療特約（2022）	重度生活習慣病治療給付金
生活習慣病重症化予防特約（2022）	重症化予防給付金
女性疾病重症化予防特約（2022）	重症化予防給付金

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金・給付金等
先進医療特約(2022)	先進医療給付金
移植医療特約(2022)	移植医療給付金
特定損傷特約(2022)	特定損傷給付金
保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>	保険料相当額給付金



医療保険(有配当/2022)とセットで加入された「自由診療保険メディコムプラス」からお支払いする保険金については、指定代理請求特約による代理請求の対象外となります。「自由診療保険メディコムプラス」の代理請求制度については、「自由診療保険メディコムプラス」の「ご契約のしおり—普通保険約款および特約」をご覧ください。

## 4. 被保険者死亡後の保険金・給付金等の請求

被保険者が死亡された場合で、被保険者が受取人となっている未請求の保険金・給付金等があるときは、指定代理請求人(被保険者の法定相続人である場合に限ります。)が、引き続き保険金・給付金等の受取人の代理人として、それらの保険金・給付金等を請求することができます。



### 代理請求をされる場合には、次の点にご留意ください。

- 指定代理請求人からの請求にもとづいて保険金・給付金をお支払いすること等により、被保険者がご存じないまま、以後の保険料・保険金額等が変更となることや保険契約が消滅することがあります。
- 代理請求によって保険金・給付金をお支払いした後などに、契約者または被保険者からお問い合わせ・申出等を受けた場合、当社は事実にもとづいて回答・説明をせざるを得ないことがあります。その場合、当社は、指定代理請求人に契約者または被保険者への事情説明をお任せすることができます。

③

## 保険金・給付金等の支払期限および支払場所

- 保険金・給付金等の請求があった場合、当社は、その請求に必要な書類が当社に到着した日<sup>④</sup>の翌日からその日を含めて5営業日以内に本社でお支払いします。
- 上記にかかわらず、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合の支払期限は、下記のとおりとします。

保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合	支払期限
①保険金・給付金等をお支払いするために確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険金・給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合</li> <li>■ 保険金・給付金等の支払の免責事由<sup>①</sup>に該当する可能性がある場合</li> <li>■ 告知義務違反<sup>②</sup>に該当する可能性がある場合</li> <li>■ 重大事由<sup>③</sup>、詐欺<sup>④</sup>または不法取得目的<sup>⑤</sup>に該当する可能性がある場合</li> </ul>
②上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療機関または医師に対する照会のうち、その照会先の指定する書面等の方法による照会が必要な場合</li> <li>■ 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要な場合</li> <li>■ 専門機関による医学・工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合</li> <li>■ 契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人を被疑者として刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合において、その刑事手続の結果についての捜査機関や裁判所に対する照会が必要な場合</li> <li>■ 日本国外における調査が必要な場合</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査を行なう場合は、事前に保険金・給付金等の受取人に通知します。</li> </ul>



保険金・給付金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかつたときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

この欄は、参照マーク●、用語マーク®が付いている用語等についてご説明します。

請求に必要な書類が当社に到着した日とは

完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

①免責事由

詳しくは、「免責事由」をご参照ください。

②P.123

②告知義務違反

詳しくは、「告知義務違反」をご参照ください。

③P.11

③重大事由、詐欺、不法取得目的

詳しくは、「重大事由による解除の場合」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

④P.134

保険料について

保険金などのお支払いについて

「契約後について

「未来のとびら」の商品内容について



# ご契約後について

① 保障を見直す諸制度	P.46
② 保険契約の解約	P.47
③ 保険金額・給付金額等の減額	P.48
④ 被保険者による契約者への解約の請求	P.49
⑤ 契約者の債権者等から解約の請求があった場合	P.50
⑥ 現金がご入用のとき	P.51
⑦ 保険金・給付金等の受取人の変更	P.52
⑧ 社員配当金	P.53
⑨ 生命保険と税金	P.54

## ① 保障を見直す諸制度

### 1. 契約転換制度①

ご加入中の保険契約の**責任準備金**などを新しく加入する保険契約の保険料の一部に充当する方法で、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に見直すことができます。

### 2. 特約の中途付加①

ご加入中の保険契約の保障内容等は変えずに、新たな特約を付加して保障内容を充実させる方法です。  
ただし、保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>など、中途付加の取扱ができない特約もあります。

### 3. 指定年齢の変更

保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>を付加した保険契約において、あらかじめ定めた自動更新の上限年齢(指定年齢)に到達する場合、当社の定めるところによりその年齢を変更し、保険契約・特約の保障を延長することができます。  
詳細については、後掲の「**指定年齢の変更(申出延長)**②」をご参考ください。

### 4. 終身医療保険への変更制度

年満期の医療保険(有配当/2022)は、所定の期間内にお申し出いただくことにより、保険期間の満了時に終身医療保険に変更することができます(ただし、その時点において当社がこの制度の取扱を停止している場合等を除きます。)。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**®が付いて  
いる用語等についてご  
説明します。

#### ① 契約転換制度、特約の 中途付加

制度・仕組みの詳細については、「現在の保険契約の見直しを検討されているお客様へ」をご参照ください。

② P.15

#### 責任準備金とは

将来の保険金・給付金等をお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことといいます。

#### ② 指定年齢の変更(申出 延長)

下記のページをご参考ください。

② P.122

②

## ② 保険契約の解約

### 解約と払戻金

#### 解約をお考えのお客さまへの大切なお知らせ

**解約はいつでもできます。……でも、ちょっとお待ちください。**

保険契約は、ご本人やご家族の生活保障・資金作り等のお役に立つ大切な財産ですから、ご継続をおおすすめします。また、保険契約を途中で解約すると、多くの場合、**払戻金**®はお払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約したときの払戻金はほとんどありません。

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の保険金・給付金等の支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。  
したがって、多くの場合、払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなり、ご契約後の経過年数や保険契約の内容によっては、払戻金がまったくない場合やあってもごくわずかな場合があります。
- 払戻金の額は、ご契約時の年齢、保険期間、経過年数などによって異なります。
- 主契約・特約の種類によっては、払戻金が保険期間の途中から減少し、保険期間満了時には0になるものもあります。
- 次の特約には、払戻金はありません。

- ・災害割増特約(2022)
- ・移植医療特約(2022)
- ・保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>
- ・傷害特約(2022)
- ・特定損傷特約(2022)

- 保険料の払込がないため効力が失われた保険契約についても、払戻金をお支払いできる場合があります。

- 保険契約に付加されている特約のうち、一部の特約だけを解約することもできます。  
ただし、定期保険特約(2022)と災害割増特約(2022)・傷害特約(2022)が付加されている保険契約において、定期保険特約(2022)を解約して災害割増特約(2022)・傷害特約(2022)のみを継続させることはできないなど、所定の条件があります。
- 医療保険(有配当/2022)を解約した場合には、これに付加されている各種特約も同時に消滅します。



ご注意

この欄は、**参照マーク**●、  
**用語マーク**®が付いて  
いる用語等についてご  
説明します。

#### 払戻金とは

保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のこと  
をいいます。

ご契約にあたってのお願いとお知らせ

保険料について

保険金などのお支払いについて

ご契約について

「未来のとびら」の商品内容について

③

## 保険金額・給付金額等の減額

- ご契約後、所定の範囲内で保険金額・給付金額等を減額することができます。
- 保険金額・給付金額等を減額したときは、減額分を解約したものとして取り扱います。



ご注意

- 減額後の保険金額・給付金額等が当社の定める金額に満たない場合には、保険金額・給付金額等の減額は取り扱いません。
- 特約組立型総合保険(有配当/2022)に付加された特約を減額することにより、他の特約も同時に減額されることがあります。
- 特約組立型総合保険(有配当/2022)に高額割引<sup>①</sup>が適用されている場合、保険金額等の減額により、割引率が変更されたり、割引が適用されなくなることがあります。

この欄は、**参照マーク●**、  
**用語マーク®**が付いて  
いる用語等についてご  
説明します。

④

## 被保険者による契約者への解約の請求

被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約を解約する必要があります。

### 》被保険者が契約者に保険契約の解約を請求できる事由

- 契約者または保険金・給付金等の受取人が、この保険契約の保険金・給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)したとき。
- この保険契約の保険金・給付金等の請求に関して、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- 被保険者の契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない上記①②と同等の重大な事由があるとき。
- 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約の申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき。

この欄は、**参照マーク●**、  
**用語マーク®**が付いて  
いる用語等についてご  
説明します。

ご契約にあたってのお願いとお知らせ

保険料について

保険金などのお支払いについて

契約後について

「未来のとびら」の商品内容について

## ⑤

## 契約者の債権者等から解約の請求があつた場合

契約者が保険契約を差し押さえられたり破産した場合に、その差押債権者や破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）が、**払戻金**<sup>④</sup>を取得するために保険契約を解約することができます。

このような場合でも、保険金・給付金等の受取人が所定の金額を債権者等に支払うことで保険契約を存続させることができます。

### 1. 債権者等による解約

契約者の債権者等による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

### 2. 保険金・給付金等の受取人による保険契約の存続（介入権）

■当社が契約者の債権者等から保険契約の解約の通知を受けた場合、その通知の時において下記のいずれかに該当する保険金・給付金等の受取人は保険契約を存続させることができます。

- ①契約者の親族
- ②被保険者本人または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

■保険金・給付金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過する日までの間に下記のすべての手続を行なう必要があります。

- ①契約者の同意を得ること。
- ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと。
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても上記の期間内に行なう必要があります。）。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**◎が付いている用語等についてご説明します。

#### 払戻金とは

保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことです。

## ⑥

## 現金がご入用のとき

### 契約者貸付制度

特約組立型総合保険（有配当/2022）では、一時的にお金がご入用になった場合に、**払戻金**<sup>④</sup>の一定範囲内で資金をお貸しする「契約者貸付制度」をご利用いただくことができます。ただし、終身保険特約（2022）など当社所定の特約が特約組立型総合保険（有配当/2022）に付加されている場合に限ります。

- 貸付金に対する利息は、当社所定の利率（貸付利率）で計算します。貸付利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、その利率を変更することができます。貸付利率を変更する場合は、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から、新規貸付および既貸付に対し変更後の利率を適用します。
- 適用される貸付利率については、当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）の「主な諸利率一覧」をご参照ください。
- 貸付金はいつでも返済することができます（全額返済のほか、一部返済も取り扱います。）。



ご注意

- ご返済がないと、貸付金の元利金が払戻金額を超過して、保険契約の効力がなくなることがあります（失効）。計画的にご返済ください。
- 特約組立型総合保険（有配当/2022）の保険金等をお支払いする際や特約組立型総合保険（有配当/2022）が解約される際に貸付金の元利金がある場合は、保険金等または払戻金からその元利金を差し引きます。そのため、お受け取りいただける保険金等または払戻金の額は通常よりも少なくなります。
- 医療保険（有配当/2022）については、契約者貸付制度は取り扱いません。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**◎が付いている用語等についてご説明します。

#### 払戻金とは

保険契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことです。

ご契約にあたってのお願いとお知らせ

保険料について

保険金などのお支払いについて

ご契約後について

「未来のとびら」の商品内容について

## 7

## 保険金・給付金等の受取人の変更

### 保険金・給付金等の受取人の変更

- 契約者は、保険金・給付金等の受取人（死亡給付受取人・傷害疾病給付受取人・死亡時支払金受取人）を変更することができます。
- 保険金・給付金等の受取人の変更には、被保険者の同意が必要です。
- 保険金・給付金等の受取人を変更する場合には、当社へ通知してください。

### 遺言による保険金・給付金等の受取人の変更

- 契約者は、法律上有効な遺言により、保険金・給付金等の受取人を変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、契約者の相続人から当社へ通知してください。
- 保険金・給付金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。



ご注意

- 死亡給付受取人・死亡時支払金受取人の変更は、被保険者が死亡される前に限り取り扱います。
- 当社が通知を受ける前に変更前の受取人に保険金・給付金等をお支払いしたときは、その支払後に変更後の受取人から保険金・給付金等の請求を受けても、当社は保険金・給付金等をお支払いしません。

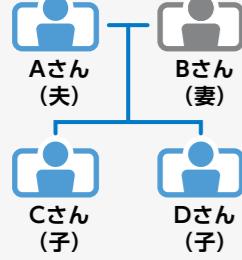
### 保険金・給付金等の受取人が死亡された場合

保険金・給付金等の受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

- 新しい保険金・給付金等の受取人に変更する手続をしていただきます。
- 保険金・給付金等の受取人が亡くなられた時以後、保険金・給付金等の受取人の変更手続がとられていない間は、保険金・給付金等の受取人の死亡時の法定相続人が保険金・給付金等の受取人となります。この場合、保険金・給付金等の受取人となった人が2人以上いるときは、保険金・給付金等の受取割合は均等とします。

## 例

・契約者・被保険者：Aさん　・死亡給付受取人：Bさん



- Bさん（死亡給付受取人）が死亡し、死亡給付受取人の変更手続がとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付受取人となります。
- その後、Aさん（契約者・被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

※保険事故の発生形態によってさまざまな場合が生じることがありますので、担当者、最寄りの支社またはお客様センターにご連絡ください。

## 8

## 社員配当金

### 1. 社員配当金の計算

- 社員配当金は、毎年の決算により生じた剰余金をもとに、ご契約の1年後からお支払いします。配当金額は、危険差損益、利差損益および費差損益にもとづいて計算されます。
- 社員配当金は、割当を行なった次の事業年度の契約応当日<sup>④</sup>（次の事業年度中に保険期間が満了するときはその満了時）にお支払いします。ただし、保険契約が転換される場合は、契約応当日が到来する前でも、社員配当金をお支払いします。

### 2. 社員配当金の支払方法

- 社員配当金に当社所定の利率で計算した利息を付けて積み立て（「積立配当金」といいます。）、保険契約が消滅したとき、または契約者から請求があったときにお支払いします。〔積立方式〕  
なお、保険契約が転換される場合には、転換価格<sup>①</sup>に充当します。
- 利息の計算に使用する利率（積立利率）は金利水準などにより変動します。適用される積立利率については、当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）の「主な諸利率一覧」をご参照ください。

### 3. 特別配当

上記のほか、社員配当金として「特別配当」を、所定の条件を満たす保険契約に対してお支払いがあります。



ご注意  
配当金額は変動（増減）し、決算状況や保険契約の収支状況によっては社員配当金が0となることもあります。

この欄は、参照マーク<sup>●</sup>、用語マーク<sup>④</sup>が付いている用語等についてご説明します。

## 契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

## ①転換価格

詳しくは、「現在の保険契約の転換をご検討されているお客様へ」をご参考ください。

④ P.15

ご契約について  
保険料について

保険金などのお支払いについて

ご契約について

「未来のとびら」の商品内容について

## 生命保険料控除

生命保険に加入されると、「生命保険料控除」<sup>⑩</sup>として、1年間の正味払込保険料の一定額を所得税と住民税の対象となる所得から控除することができ、その分税金が軽減されます。

<sup>⑩</sup> 生命保険料控除は、受取人が保険料負担者またはその配偶者その他の親族の場合に適用されます。

### 1. 適用される生命保険料控除の区分

生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3種類の控除枠があり、主契約・特約ごとに、それぞれの保険料につき、その保障内容に応じていずれかの保険料控除が適用されます。ただし、身体の傷害のみを原因として保険金等が支払われる特約（傷害特約（2022）など）の保険料は、生命保険料控除の対象外となります。

今回ご加入いただく保険契約において、主契約・特約ごとに適用される生命保険料控除の区分は次のようになります。

#### ▼特約組立型総合保険（有配当/2022）部分

区分	特約の種類
一般生命保険料控除の対象となるもの	定期保険特約（2022）、収入保障特約＜遞減型＞（2022）、終身保険特約（2022）、生存給付定期保険特約（2022）
介護医療保険料控除の対象となるもの	生活障害保障特約（2022）、介護保障特約＜有期型＞（2022）、介護保障特約＜終身型＞（2022）、介護終身年金特約＜認知症加算型＞（2022）、就業不能保障特約（2022）
生命保険料控除の対象外となるもの	災害割増特約（2022）、傷害特約（2022）

#### ▼医療保険（有配当/2022）部分

区分	主契約・特約の種類
介護医療保険料控除の対象となるもの	医療保険（有配当/2022）、生活習慣病入院特約（2022）、女性疾病入院特約（2022）、がん診断治療特約（2022）、重度生活習慣病治療特約（2022）、生活習慣病重症化予防特約（2022）、女性疾病重症化予防特約（2022）、先進医療特約（2022）、移植医療特約（2022）
生命保険料控除の対象外となるもの	特定損傷特約（2022）

この欄は、**参照マーク●**、**用語マーク®**が付いている用語等についてご説明します。

## 2. 控除額の計算方法

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の各保険料控除ごとに、次表の算式で控除額を計算し、それらを合計して全体の控除額を算出します。ただし、合計で所得税12万円・住民税7万円が控除限度額となります。

#### ▼所得税の場合

各保険料控除における年間払込保険料 <sup>⑪</sup>	控除される金額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	20,000円+（年間払込保険料-20,000円）×1/2
40,000円超 80,000円以下	30,000円+（年間払込保険料-40,000円）×1/4
80,000円超	一律40,000円

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて12万円が限度

#### ▼住民税の場合

各保険料控除における年間払込保険料 <sup>⑪</sup>	控除される金額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	12,000円+（年間払込保険料-12,000円）×1/2
32,000円超 56,000円以下	22,000円+（年間払込保険料-32,000円）×1/4
56,000円超	一律28,000円

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて7万円が限度

<sup>⑪</sup> **社員配当金**①が支払われた（積み立てられた）保険契約については、払い込んだ保険料の合計額から支払われた（積み立てられた）配当金額を差し引いた残額が「年間払込保険料」となります。

- 生命保険料控除適用の申告に必要な「生命保険料控除証明書」を当社から送付しますので、申告書に添付してください。ただし、団体扱の保険契約は団体（勤務先）に証明内容を通知しますので、原則、契約者には「生命保険料控除証明書」を送付しません。



記載の取扱は2024年2月現在の法令等にもとづくものであり、今後税制の変更にともない取扱が変わる場合もあります。

#### ①社員配当金

詳しくは、「社員配当金」をご参照ください。

② P.53

## 保険金・給付金等の税法上の取扱

### 1. 死亡保険金の受取時の課税取扱

契約内容	契約例			税の種類
	契約者 <sup>②</sup>	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

② 契約者が保険料を負担していることを前提として記載しています。契約者と保険料負担者が異なる場合は、上記とは課税関係が異なることがあります。

### 2. 収入保障年金の受取時の課税取扱

契約内容	契約例			税の種類		
	契約者 <sup>①</sup>	被保険者	受取人	被保険者死亡による年金受給権取得時	毎年の受取時	一括受取の場合
契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	収入保障年金の税法上の評価額に対して相続税	所得税 <sup>②</sup> (雑所得)	相続税
	夫	夫	子			
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	—	所得税 (雑所得)	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫			
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	収入保障年金の税法上の評価額に対して贈与税	所得税 <sup>②</sup> (雑所得)	贈与税
	夫	子	妻			

① 契約者が保険料を負担していることを前提として記載しています。契約者と保険料負担者が異なる場合は、上記とは課税関係が異なることがあります。

② 各年の年金収入金額のうち、非課税部分（被保険者死亡による年金受給権取得時に相続税または贈与税の課税対象となった部分）を除いた部分が所得税の課税対象となります（第1回の収入保障年金に対する所得税は全額非課税となります。）。

### 3. 生命保険金の受取時の非課税の取扱

契約者と被保険者が同一人で死亡給付受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金（契約が複数ある場合には合算します。）について相続税法上一定の金額が非課税扱となります。

## 4. 高度障害保険金や入院給付金受取時の非課税の取扱

次の保険金・給付金等は、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族の場合には、全額非課税扱となります。

- ・高度障害保険金
- ・高度障害年金
- ・生活障害保険金
- ・介護保険金
- ・軽度介護給付金
- ・介護終身年金
- ・就業不能給付金
- ・就業不能年金
- ・高度障害状態による災害割増保険金
- ・障害給付金
- ・リビング・ニーズ特約の特約保険金
- ・保険料相当額給付金
- ・医療保険（有配当/2022）およびこれに付加されている特約からお支払いする給付金



記載の取扱は2024年2月現在の法令等にもとづくものであり、今後税制の変更にともない取扱が変わる場合もあります。



# 『未来のとびら』の商品内容について

①特約組立型総合保険(有配当/2022).....	P.58
②医療保険(有配当/2022).....	P.92
③保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>.....	P.113
④保険契約・特約の更新.....	P.119
⑤免責事由.....	P.123

## ① 特約組立型総合保険(有配当/2022)

### 1 特長と仕組み

#### 特長1 必要な保障を自在に組み合わせることができます。

特約組立型総合保険(有配当/2022)は、死亡保障・介護保障・就業不能保障などの充実した特約ラインアップから、必要な特約を選択し組み合わせていくことにより、お客様のニーズにあわせて保障内容を自在に設計することができる商品です。

#### 特約組立型総合保険(有配当/2022)の仕組み

##### 特約組立型総合保険(有配当/2022)普通保険約款

以下の各特約に共通して適用される基本的な事項(保障が開始する時期、保険料の払込等)や、各特約に定める支払事由に該当した場合に保険金等を支払う旨を規定したもの

##### 各種特約



###### 万一への備え

- 定期保険特約(2022)
- 収入保障特約<遞減型>(2022)
- 終身保険特約(2022)
- 生存給付定期保険特約(2022)

###### 就業不能への備え

- 就業不能保障特約(2022)

###### 身体障がい・介護への備え

- 生活障害保障特約(2022)
- 介護保障特約<有期型>(2022)
- 介護保障特約<終身型>(2022)
- 介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)

###### その他の備え

- 災害割増特約(2022)
- 傷害特約(2022)
- リビング・ニーズ特約
- 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>

次ページへ続く

②前ページからの続き

#### ■約款の構成

特約組立型総合保険(有配当/2022)の契約内容を定める保険約款は、「普通保険約款」と保険契約に付加された各種の「特約」によって構成され、保険契約には普通保険約款と特約が同時に適用されます。

普通保険約款は、保険契約の責任開始期、保険料の払込、保険金等の請求手続といった共通して適用される基本的な事項を規定し、支払事由(保険金等をお支払いする場合)をはじめとする具体的な保険給付の内容についてはそれぞれの特約に規定しています。

したがって、特約組立型総合保険(有配当/2022)における保険金等の支払は、実質的にすべて付加した特約から行なわれることになります。

#### ■特約組立型総合保険(有配当/2022)の保険料

契約者には、付加した特約の特約保険料の合計額を特約組立型総合保険(有配当/2022)の保険料としてお払い込みいただきます。

\*特約の組み合わせには、当社所定の制限があります。

#### 特長2 保険期間を選択できます。

特約組立型総合保険(有配当/2022)に付加できる特約には、生涯を保障する終身タイプの特約と一定期間を保障する有期タイプ(歳満期・年満期)の特約があり、ライフプランにあわせてさまざまな組み合わせを選択することができます。

#### 特約の保険期間のタイプ

保険期間のタイプ	仕組図	
終身	保険期間 （一生涯）	ご契約 • ご契約から生涯にわたって保障が継続します。 • 保険料は、保険料払込期間中一定 <sup>②</sup> です。
有期	保険期間 （歳満期）	ご契約 • 保険期間を満了時の年齢(60・70・80歳など)で定めたもので、保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで一定 <sup>②</sup> です。
	保険期間 （年満期）	ご契約 • 保険期間を年数(10・15・20年)で定めたもので、保険期間満了後も特約は所定の年齢まで自動的に更新 <sup>①</sup> します。 • 更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により再計算します。

② 保険料の払込方法(経路)の変更などによって保険料が変わることあります。

①更新  
詳しくは、「保険契約・特約の更新」をご参照ください。

②P.119

## ■特約ごとに選択できる保険期間のタイプ

特約の種類	終身	有期	
		歳満期	年満期
定期保険特約 (2022)	—	○	○
収入保障特約<遅減型> (2022)	—	○	—
終身保険特約 (2022)	○	—	—
生存給付定期保険特約 (2022)	—	—	○
生活障害保障特約 (2022)	—	—	○
介護保障特約<有期型> (2022)	—	—	○
介護保障特約<終身型> (2022)	○	—	—
介護終身年金特約<認知症加算型> (2022)	—	—	○
就業不能保障特約 (2022)	—	—	○
災害割増特約 (2022)	—	○	○
傷害特約 (2022)	—	○	○

※2024年2月現在の取扱です。

※上表で「○」となっている場合でも、被保険者の年齢等によっては付加できない場合があります。

## 2 付加できる特約

特約組立型総合保険(有配当/2022)に付加できる特約は、次のとおりです。各特約の保障内容等の詳細については、ご契約のしおりの該当ページおよび**約款**をご覧ください(保険金等の支払にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。)。

特約の名称	保障の対象(概要)	ご契約のしおりの該当ページ
定期保険特約 (2022)	死亡と所定の高度障害状態を対象とします。	P.62
収入保障特約<遅減型> (2022)		P.63
終身保険特約 (2022)		P.65
生存給付定期保険特約 (2022)	死亡と所定の高度障害状態を対象とします。 一定期間ごとに生存給付金を受け取ることができます。	P.66
生活障害保障特約 (2022)	所定の生活障害状態を対象とします。	P.68
介護保障特約<有期型> (2022)	所定の要介護状態を対象とします。	P.70
介護保障特約<終身型> (2022)		P.72
介護終身年金特約<認知症加算型> (2022)		P.74
就業不能保障特約 (2022)	所定の就業不能状態を対象とします。	P.79
災害割増特約 (2022)	不慮の事故による死亡と所定の高度障害状態を対象とします。	P.85
傷害特約 (2022)	不慮の事故による死亡と所定の身体障害状態を対象とします。	P.87
リビング・ニーズ特約	余命が6ヶ月以内と判断されるときに、死亡保険金を前払請求することができます。	P.89
保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>	所定の条件に該当した場合に、以後の保険料の払込が不要となります。 上皮内新生物等による入院時には払込保険料に応じた給付金をお支払いします。	P.113

約款とは  
保険契約上のとりきめを記載したものといいます。

保険料について

保険金などのお支払いについて

「契約後について

「未来のとびら」の商品内容について

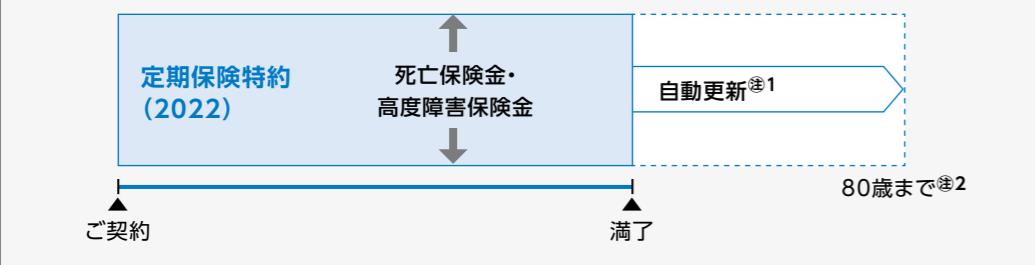
### 3 お支払いする保険金・年金・給付金

#### 定期保険特約(2022)

特約の保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、保険金をお支払いします。

##### 仕組図

〈年満期の場合〉



②歳満期の場合は、契約時に定めた保険期間が満了した時点での特約は消滅します。

③指定年齢①が指定されている場合は、その年齢が自動更新の上限年齢となります。

#### お支払いする保険金

保険金の名称	保険金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
死亡保険金	特約の保険期間中に死亡したとき。	特約保険金額	死亡給付受取人
高度障害保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態②に該当したとき。		傷害疾病給付受取人



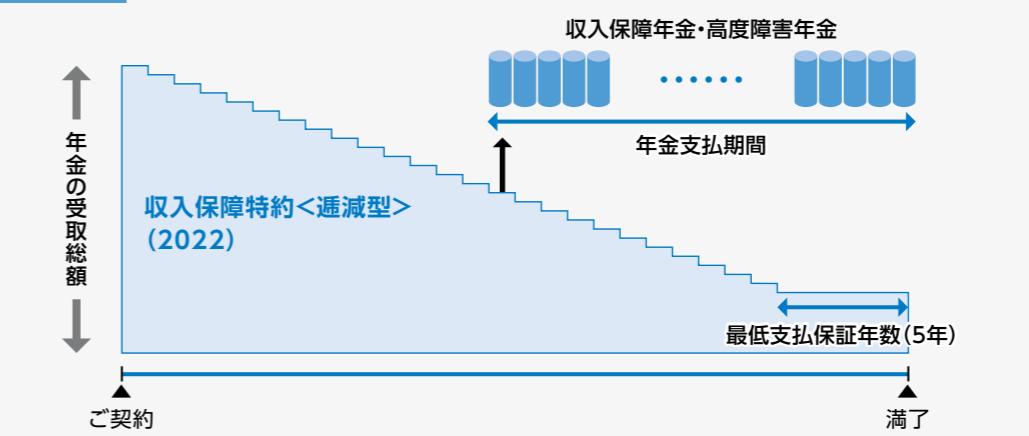
ご注意

- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け死亡保険金を支払った場合は、その後に高度障害保険金の請求を受けても高度障害保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、保険金を重複してお支払いすることはありません。

#### 収入保障特約<遞減型>(2022)

特約の保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、保険期間満了まで年金をお支払いします(年金の支払回数は最低5回を保証)。

##### 仕組図



##### ①指定年齢

詳しくは、「指定年齢」および「更新限度」をご参照ください。

④P.116 ⑤P.121

##### ②高度障害状態

詳しくは、約款別表「別表2 高度障害状態」をご参照ください。

⑥P.160

#### お支払いする年金

年金の名称	年金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特約年金	収入保障年金 特約の保険期間中に死亡したとき。	特約年金額	死亡給付受取人
	高度障害年金 特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態①に該当したとき。		傷害疾病給付受取人

■第1回の特約年金は、被保険者が支払事由に該当したときにお支払いし、第2回以後の特約年金は、年金支払期間中の支払事由に該当した日の年単位の応当日にお支払いします。

■年金支払期間は、特約年金の支払事由に該当した日から保険期間満了の日までとします。したがって、ご契約後の年数の経過とともに、特約年金の支払回数および受取総額は減少します。

⑦この期間が最低支払保証年数(5年)に満たない場合には、支払事由に該当した日からその日を含めて5年間とします。

##### 特約年金の支払回数の例【30歳加入・60歳保険期間満了の場合】

支払事由 該当時の年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55~59歳
特約年金の支払回数	30回	25回	20回	15回	10回	5回

##### ①高度障害状態

詳しくは、約款別表「別表2 高度障害状態」をご参照ください。

⑧P.160

## ②前ページからの続き

- 年金支払期間中に特約年金の受取人が死亡された場合、その後の特約年金は、受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。
- 将来の特約年金の受取に代えて、特約年金の未払部分の現価を一括してお受け取りいただくこともできます。この場合、特約は一括支払が行なわれた時に消滅します。
- 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じた日に、特約上の一切の権利義務を契約者から承継するものとし、当社は年金証書を受取人に発行します。



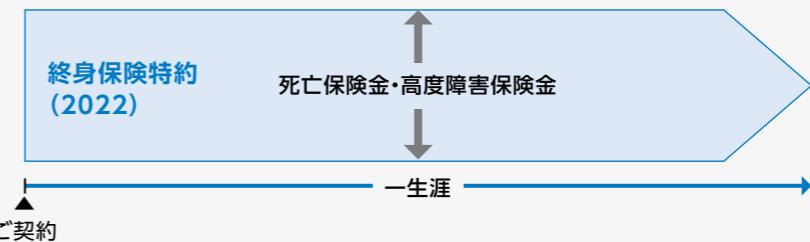
ご注意

- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 第1回の高度障害年金をお支払いした後は、新たに特約年金の支払事由に該当しても、特約年金を重複してお支払いすることはありません。
- 高度障害年金を支払う前に収入保障年金の請求を受け収入保障年金を支払った場合は、その後に高度障害年金の請求を受けても高度障害年金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、特約年金を重複してお支払いすることはありません。

## 終身保険特約(2022)

死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、保険金をお支払いします。

## 仕組図



## ■お支払いする保険金

保険金の名称	保険金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
死亡保険金	死亡したとき。		死亡給付受取人
高度障害 保険金	責任開始期以後の原因によつて所定の高度障害状態❶に該当したとき。	特約保険金額	傷害疾病給付受取人



ご注意

- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け死亡保険金を支払った場合は、その後に高度障害保険金の請求を受けても高度障害保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、保険金を重複してお支払いすることはありません。

## ❶高度障害状態

詳しくは、約款別表「別表2 高度障害状態」をご参照ください。

③P.160

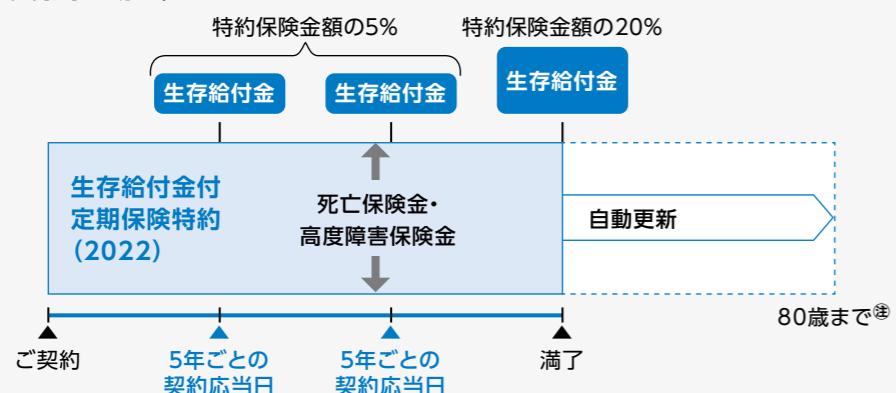
## 生存給付金付定期保険特約(2022)

特約の保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、保険金をお支払いします。

また、契約日から5年ごとおよび特約の保険期間満了時に生存給付金をお支払いします。

### 仕組図

(15年満期の場合)



① 指定年齢<sup>①</sup>が指定されている場合は、その年齢が自動更新の上限年齢となります。

### お支払いする保険金・給付金

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合(支払事由)	支払額	受取人
死亡保険金	特約の保険期間中に死亡したとき。		死亡給付受取人
高度障害保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態 <sup>②</sup> に該当したとき。	特約保険金額	傷害疾病給付受取人
生存給付金	契約日から起算した5年ごとの契約応当日 <sup>③</sup> の前日の満了時(この特約の保険期間満了時を除きます。)に生存しているとき。	特約保険金額の5%	契約者
	特約の保険期間満了時に生存しているとき。	特約保険金額の20%	

■ 生存給付金は、契約者から事前に申出がないかぎり、支払事由の生じた日から当社所定の利率で計算した利息をつけて自動的にすえ置き、契約者から請求があったとき、または保険契約が消滅したときにお支払いします。ただし、保険契約が失効<sup>④</sup>している期間は利息をつけません。

■ 利息の計算に使用する利率(すえ置利率)は金利水準などにより変動します。適用されるすえ置利率については、当社ホームページ(<https://www.fukoku-life.co.jp>)の「主な諸利率一覧」をご参照ください。

② 前ページからの続き



ご注意

- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け死亡保険金を支払った場合は、その後に高度障害保険金の請求を受けても高度障害保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、保険金を重複してお支払いすることはありません。
- 高度障害保険金をお支払いする際、すでに生存給付金をお支払いしている場合で、その生存給付金の支払事由発生前に被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当していたことが判明したときは、その生存給付金の額を差し引いて高度障害保険金をお支払いします。

#### ① 指定年齢

詳しくは、「指定年齢」および「更新限度」をご参照ください。

② P.116 ③ P.121

#### ② 高度障害状態

詳しくは、約款別表「別表2 高度障害状態」をご参照ください。

④ P.160

#### 契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことをいいます。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

#### ③ 失効

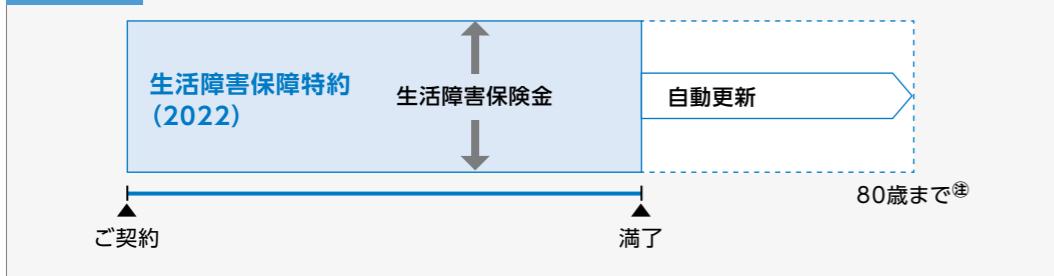
詳しくは、「保険料払込の猶予期間と保険契約の失効」をご参照ください。

⑤ P.34

## 生活障害保障特約(2022)

特約の保険期間中に、1級～3級の身体障害者手帳が交付されたとき、保険金をお支払いします。

### 仕組図



⑩ 指定年齢<sup>①</sup>が指定されている場合は、その年齢が自動更新の上限年齢となります。

### お支払いする保険金

保険金の名称	保険金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
生活障害 保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の <b>生活障害状態<sup>②</sup></b> に該当したとき。	特約保険金額	傷害疾病給付 受取人

■ 生活障害保険金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金<sup>③④</sup>**を死亡給付受取人にお支払いします。

⑩ 責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。

### 対象となる生活障害状態

「生活障害状態」とは、次のものをいいます。

身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害に該当し、その障害に対して1級～3級の身体障害者手帳<sup>⑤</sup>の交付があったもの

⑩ 身体障害者手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります(2024年2月現在)。

⑩ 前ページからの続き



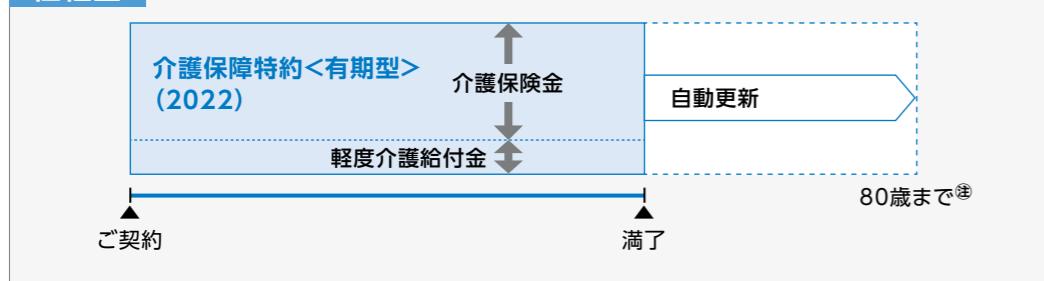
ご注意

- 身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに相当する障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、生活障害保険金はお支払いしません。
- 生活障害状態に複数該当した場合でも、生活障害保険金を重複してお支払いすることはありません。
- 身体障害状態を保障する公的制度には、身体障害者手帳のほかに「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」があります(2024年2月現在)。これらの制度の受給資格を有していても、生活障害保険金の支払事由に該当するとは限りません。
- 当社は、身体障害者福祉法等の生活障害保険金の支払事由にかかる法令等の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

# 介護保障特約<有期型>（2022）

特約の保険期間中に、公的介護保険の要介護2以上と認定されたときまたは所定の要介護状態に該当したときに保険金をお支払いするのに加え、公的介護保険の要介護1と認定されたときに給付金をお支払いします。

## 仕組図



㊟ 指定年齢①が指定されている場合は、その年齢が自動更新の上限年齢となります。

## お支払いする保険金・給付金

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
介護保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって次のいずれかの事由に該当したとき。 1. 公的介護保険制度②による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。 2. 次のいずれかに該当したことが医師により診断確定されたとき。 (1)所定の認知症による要介護状態②に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて90日間継続したこと。 (2)所定の寝たきりによる要介護状態②に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したこと。	特約保険金額	傷害疾病給付受取人
軽度介護給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって、公的介護保険制度②による要介護認定を受け、要介護1に該当していると認定されたとき。	特約保険金額の10%相当額 (支払は1回限り)	

## ②前ページからの続き

- 軽度介護給付金をお支払いする前に、介護保険金の請求を受けて介護保険金をお支払いするときは、特約保険金額に軽度介護給付金の支払額を加算した金額を介護保険金としてお支払いします。介護保険金をお支払いした後は、介護保険金の支払事由の発生前に軽度介護給付金の支払事由が生じていた場合でも、軽度介護給付金をお支払いしません。
- 介護保険金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**③を死亡給付受取人にお支払いします。

㊟ 責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。



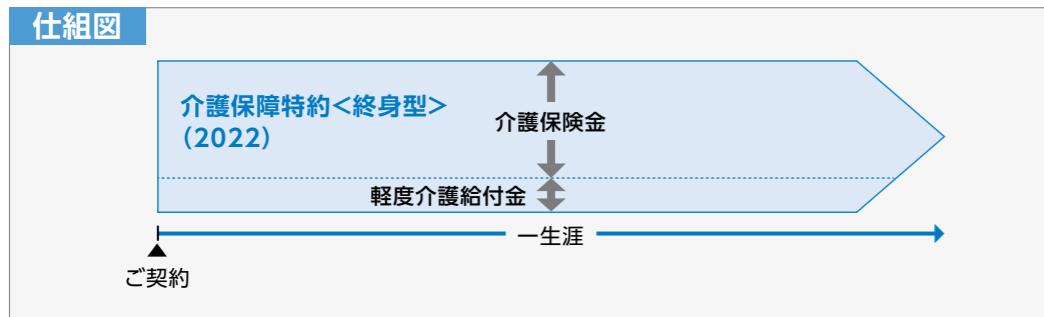
- ①指定年齢
- 詳しくは、「指定年齢」および「更新限度」をご参照ください。
- ㊟ P.116 ㊟ P.121
- 介護保険金の支払事由に複数該当した場合でも、介護保険金を重複してお支払いすることはありません。
  - 当社は、この特約の支払事由にかかる法令等の改正による公的介護保険制度の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

責任準備金とは  
将来の保険金・給付金等をお支払いするため保険料の中から積み立てる積立金のことです。

## 介護保障特約<終身型>(2022)

公的介護保険の要介護2以上と認定されたときまたは所定の要介護状態に該当したときに保険金をお支払いするのに加え、公的介護保険の要介護1と認定されたときに給付金をお支払いします。

### 仕組図



### お支払いする保険金・給付金

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合(支払事由)	支払額	受取人
介護保険金	責任開始期以後の原因によって次のいずれかの事由に該当したとき。 1. 公的介護保険制度①による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。 2. 次のいずれかに該当したことが医師により診断確定されたとき。 (1)所定の認知症による要介護状態①に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて90日間継続したこと。 (2)所定の寝たきりによる要介護状態①に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したこと。	特約保険金額	傷害疾病給付受取人
軽度介護給付金	責任開始期以後の原因によって、公的介護保険制度①による要介護認定を受け、要介護1に該当していると認定されたとき。	特約保険金額の10%相当額 (支払は1回限り)	

### 前ページからの続き

- 軽度介護給付金をお支払いする前に、介護保険金の請求を受けて介護保険金をお支払いするときは、特約保険金額に軽度介護給付金の支払額を加算した金額を介護保険金としてお支払いします。介護保険金をお支払いした後は、介護保険金の支払事由の発生前に軽度介護給付金の支払事由が生じていた場合でも、軽度介護給付金をお支払いしません。
- 介護保険金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**②を死亡給付受取人にお支払いします。

② 責任準備金の額はご契約時の年齢、保険料払込期間、経過年数などにより異なります。



ご注意

- 介護保険金の支払事由に複数該当した場合でも、介護保険金を重複してお支払いすることはありません。
- 当社は、この特約の支払事由にかかる法令等の改正による公的介護保険制度の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

責任準備金とは  
将来の保険金・給付金等をお支払いするため保険料の中から積み立てる積立金のことです。

保険料について

保険金などのお支払いについて

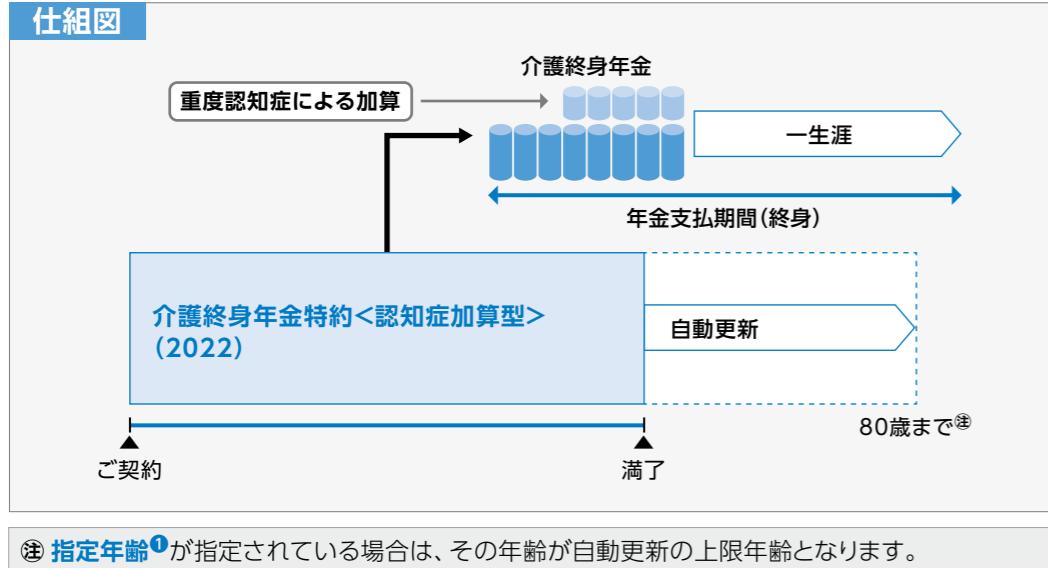
「契約後について

「未来のとびら」の商品内容について

## 介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)

特約の保険期間中に、公的介護保険の要介護2以上と認定されたときまたは所定の要介護状態に該当したとき、一生涯にわたり年金をお支払いします。さらに、所定の重度認知症に該当したときは、年金の支払額を加算します。

### 仕組図



<sup>※</sup> 指定年齢<sup>①</sup>が指定されている場合は、その年齢が自動更新の上限年齢となります。

### お支払いする年金

年金の名称	年金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
第1回の 介護終身年金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって次のいずれかの事由に該当したとき。 1. 公的介護保険制度 <sup>②</sup> による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。 2. 次のいずれかに該当したことが医師により診断確定されたとき。 (1)所定の認知症による要介護状態 <sup>②</sup> に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて90日間継続したこと。 (2)所定の寝たきりによる要介護状態 <sup>②</sup> に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したこと。	特約年金額 第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日または年金支払応当日において所定の重度認知症 <sup>③</sup> に該当の場合、以後の年金は特約年金額の50%を加算してお支払いします。	傷害疾病給付受取人
第2回以後の 介護終身年金	第1回の介護終身年金の支払後に到来する、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日(年金支払応当日)に生存しているとき。		

### ②前ページからの続き

- 介護終身年金の受取人が被保険者以外の場合で、介護終身年金の支払事由の発生後にその受取人が死亡されたときは、その後の介護終身年金は、受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。
- 介護終身年金の受取人は、介護終身年金の支払事由が生じた日に、特約上の一切の権利義務を契約者から承継するものとし、当社は年金証書を受取人に発行します。
- 第1回の介護終身年金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の責任準備金<sup>④</sup>を死亡給付受取人にお支払いします。

<sup>※</sup> 責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。



- 第1回の介護終身年金の支払事由に複数該当した場合でも、介護終身年金を重複してお支払いすることはありません。
- 当社は、介護終身年金の支払にかかる法令等の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の介護終身年金の支払に関する規定を変更することができます。

### 責任準備金とは

将来の保険金・給付金等をお支払いするため保険料の中から積み立てる積立金のことです。

## 公的介護保険制度と所定の認知症・寝たきりによる要介護状態

介護保障特約<有期型>(2022)  
介護保障特約<終身型>(2022)  
介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)

### 1. 公的介護保険制度

- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。
- 2024年2月現在、介護保険法にもとづく要介護認定は、「満65歳以上の者(第1号被保険者)」および「満40歳以上満65歳未満の公的医療保険加入者(第2号被保険者)」が対象となっています。したがって、公的介護保険の要介護1または要介護2以上と認定されたことによる保険金等の支払も満40歳以降となります。

### 2. 認知症による要介護状態・寝たきりによる要介護状態

「認知症による要介護状態①」および「寝たきりによる要介護状態①」とは、次のものをいいます。

#### 1. 認知症による要介護状態

医師の資格を持つ者により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。ただし、見当識障害は、器質性認知症の診断確定を行なった医師により診断されることを要します。

#### 2. 寝たきりによる要介護状態

常時寝たきり状態で、次の(1)(2)の両方に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- ベッド周辺の歩行が自分ではできること。
- 次の①から④のうち2項目以上に該当すること。
  - 衣服の着脱が自分ではできない。
  - 入浴が自分ではできない。
  - 食物の摂取が自分ではできない。
  - 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

#### ①認知症による要介護状態、寝たきりによる要介護状態

詳しくは、約款別表「別表5 認知症または寝たきりによる要介護状態」をご参照ください。

②P.161

## 重度認知症

介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)

「重度認知症①」とは、次の(1)および(2)のいずれにも該当するものをいいます。

(1)医師の資格を持つ者により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があること。

(2)次の①から③までのいずれかに該当すること。

①「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」にもとづく認知症の程度がⅢ、ⅣまたはMのいずれかであると医師の資格を持つ者により判定されていること。

#### ▼認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的には自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかるやたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaと同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIと同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

②民法に定める後見開始の審判を受けていること。<sup>①</sup>

③被保険者を委任者とする任意後見契約について、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたことにより、その任意後見契約の効力が生じていること。<sup>②</sup>

① 成年後見制度<sup>②</sup>のうちの法定後見制度を対象とするものです。

② 成年後見制度<sup>②</sup>のうちの任意後見制度を対象とするものです。

#### ②成年後見制度

詳しくは、「成年後見制度」をご参照ください。

③ P.78

## 成年後見制度

介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)

「成年後見制度」は、認知症などの理由で判断能力が不十分な方々を法律的に保護・支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」に大別されます。

### 1. 法定後見制度

- 法定後見制度は、判断能力が不十分となった人を対象として、家庭裁判所により選任された成年後見人等の援助者が、契約などの法律行為や財産の管理を本人に代わって行なうものです。
- 法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分されます。いずれも家庭裁判所の審判によって開始しますが、保佐および補助の開始については、**重度認知症の要件①**のうちの(2)-②には該当しません。

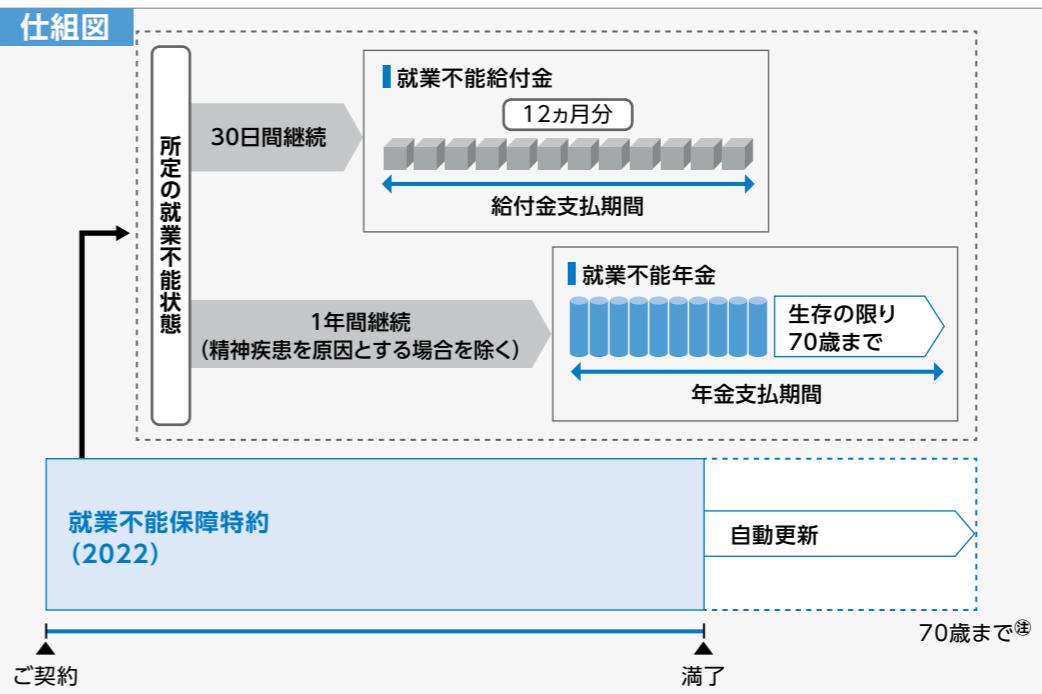
類型	対象者	援助者
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態である方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分である方	保佐人
補助	判断能力が不十分である方	補助人

### 2. 任意後見制度

- 任意後見制度は、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選んだ代理人(任意後見人)との間で任意後見契約を結んでおき、実際に判断能力が不十分となったときに、その契約にしたがって任意後見人が療養看護や財産の管理などの援助を行なうものです。
- 任意後見人は、家庭裁判所によって任意後見監督人が選任されることにより、その監督のもと、任意後見契約にもとづく援助を行なうことが可能となります。

## 就業不能保障特約(2022)

特約の保険期間中に所定の就業不能状態が一定期間継続したとき、給付金または年金をお支払いします。



② 指定年齢①が指定されている場合は、その年齢が自動更新の上限年齢となります。ただし、指定年齢が80歳の場合を除きます。

### ■この特約における就業不能状態の定義

就業不能状態A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病(所定の精神疾患②を除きます。)による入院または在宅療養③をしていること。
就業不能状態B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患②による入院をしていること。



就業不能状態は、入院または在宅療養③が要件となります。現在従事している仕事ができなくなっただけでは就業不能状態には該当しません。

### ■お支払いする給付金・年金

給付金等の名称	給付金等をお支払いする場合(支払事由)	支払額	受取人
就業不能給付金	特約の保険期間中に、次のいずれかの事由に該当したとき。 1. 就業不能状態Aに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日間継続したこと。 2. 就業不能状態Bに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日間継続したこと。	特約給付金月額×12ヵ月分	傷害疾病給付受取人

前ページからの続き

給付金等の名称	給付金等をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
就業不能年金	第1回の就業不能年金 特約の保険期間中に、就業不能状態Aに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて1年間継続したとき。	特約給付金 月額×12	傷害疾病 給付受取人
就業不能年金	第2回以後の就業不能年金 年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき。		

- 就業不能状態の原因となった「傷害」、「疾病」または「精神疾患」について、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見がない場合には就業不能給付金、就業不能年金をお支払いすることはできません。
- 被保険者の妊娠・出産等を原因として支払事由に該当した場合には、就業不能給付金、就業不能年金をお支払いすることはできません。
- 第1回の就業不能年金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**※を死亡給付受取人にお支払いします。

※ 責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。

## 対象となる「在宅療養」

就業不能給付金および就業不能年金の支払事由における「在宅療養」とは、医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療※または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等※を受けながら治療に専念することをいいます。

※ 「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導等」は、**公的医療保険制度**①にもとづく**医科診療報酬点数表**によって**在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。)**が算定されることを要件とします。ただし、労働者災害補償保険が適用されたために在宅患者診療・指導料が算定されない場合など、当社が認めた場合はこの限りではありません。



次のような場合は、支払対象となる「在宅療養」には該当しません。  
 ・医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受け、仕事を休み自宅等で静養していた場合  
 ・海外の自宅等で医師の訪問治療を受けた場合

など

## 就業不能給付金

- 就業不能給付金は、次の給付金支払期間中の月ごとに合計12カ月分お支払いします。

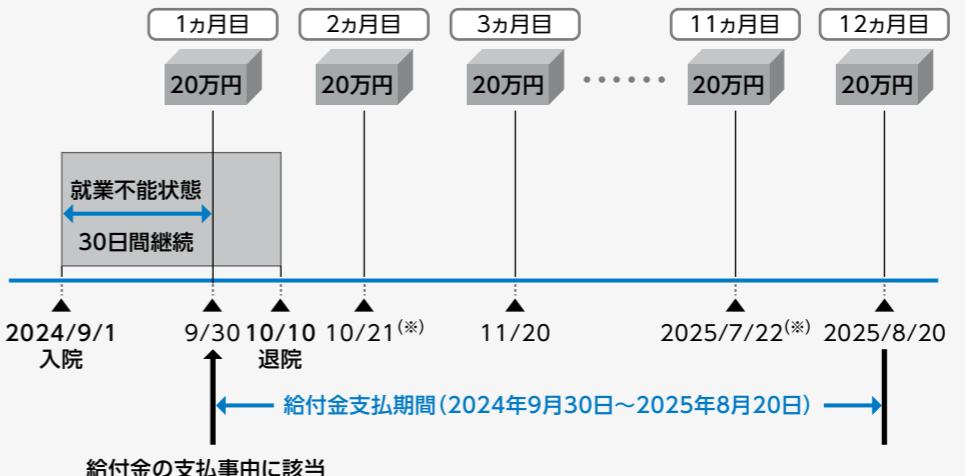
給付金支払期間	就業不能給付金の支払事由に該当した日から起算して、その1年後の年単位の応当日を含む月の前月20日まで
---------	--

- 2カ月目～12カ月目の就業不能給付金は、支払事由に該当した月の翌月以後、各月の20日(支払基準日)が到来するごとにお支払いします。※

※ 支払基準日が休日の場合は、翌営業日にお支払いします。また、1カ月目の就業不能給付金の支払時期によっては、支払日が支払基準日よりも遅くなることがあります。

### 就業不能給付金の支払イメージ

〈例〉2024年9月1日から10月10日まで入院し、所定の就業不能状態が30日間継続した場合(特約給付金月額:20万円)



(※) 20日が休日のため、翌営業日にお支払いします。

- 就業不能給付金を一括で受け取ることはできません。
- 被保険者が給付金支払期間中に死亡されたときは、就業不能給付金の支払額(特約給付金月額×12カ月分)からすでに支払った就業不能給付金の額を差し引いた金額を一時に就業不能給付金の受取人※にお支払いします。

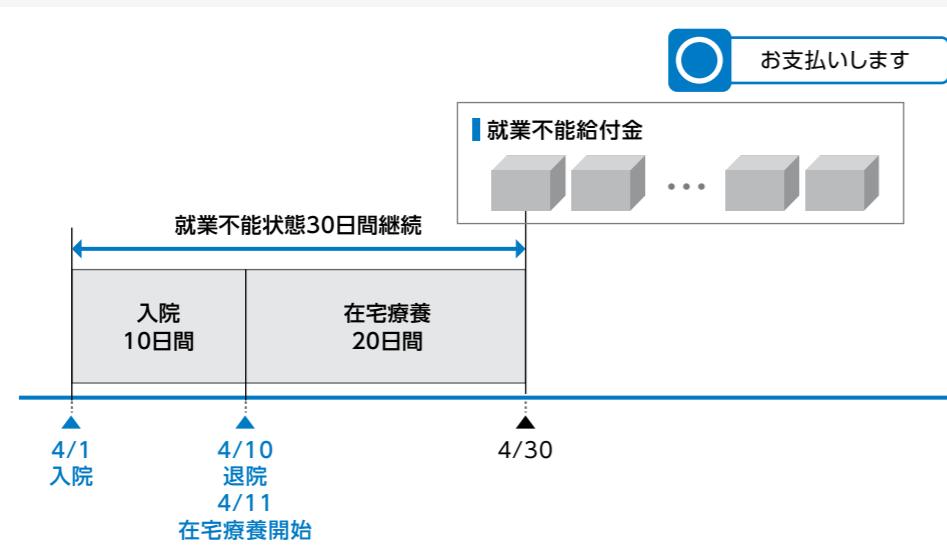
※ 就業不能給付金の受取人と被保険者が同一人である場合は、被保険者の死亡時における法定相続人とします。

- 就業不能給付金の支払は、「特約給付金月額×12カ月分」を1回とし、通算10回(120カ月分)を限度とします(支払回数が10回に達したとき、この特約は消滅します)。ただし、就業不能状態Bによる給付金の支払は1回のみとします。
- 給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日からその日を含めて30日以内に新たに就業不能給付金の支払事由に該当した場合、その支払事由に対する就業不能給付金はお支払いしません。

## 就業不能給付金の支払例

### ケース① <入院と在宅療養が合計30日間継続した場合>

<例> 4月1日から4月10日まで入院し、退院日の翌日(4月11日)から4月30日まで所定の在宅療養が継続した場合



- この場合、入院と在宅療養を合わせて就業不能状態が30日間継続したものとして、就業不能給付金をお支払いします。

### ケース② <30日未満の入院が断続した場合>

<例> 4月1日から4月10日まで10日間入院し、退院の6日後(4月16日)から5月5日まで20日間入院した場合

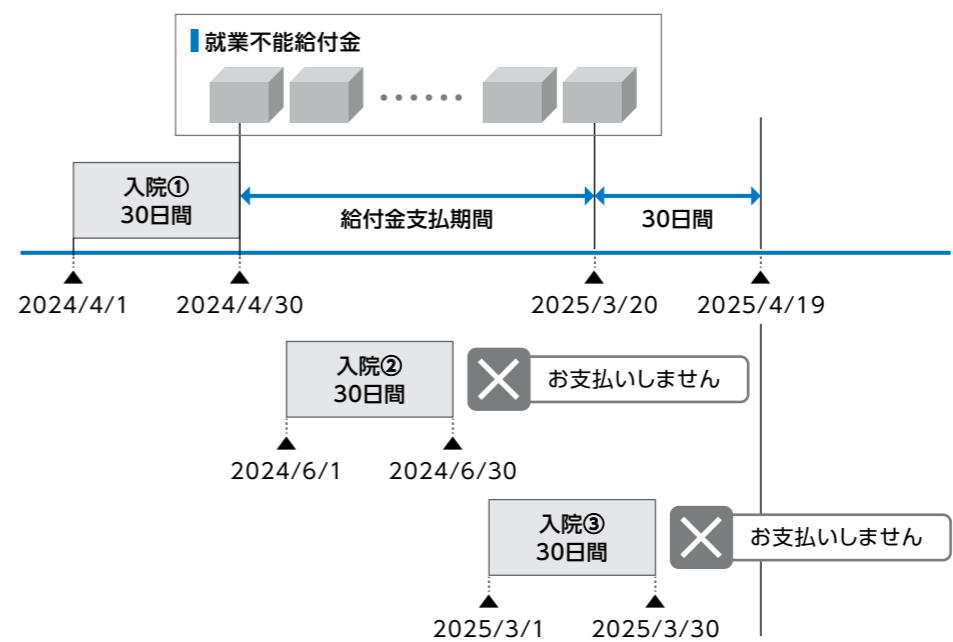


- この場合、就業不能状態が30日間継続していないため、就業不能給付金はお支払いしません。

### 前ページからの続き

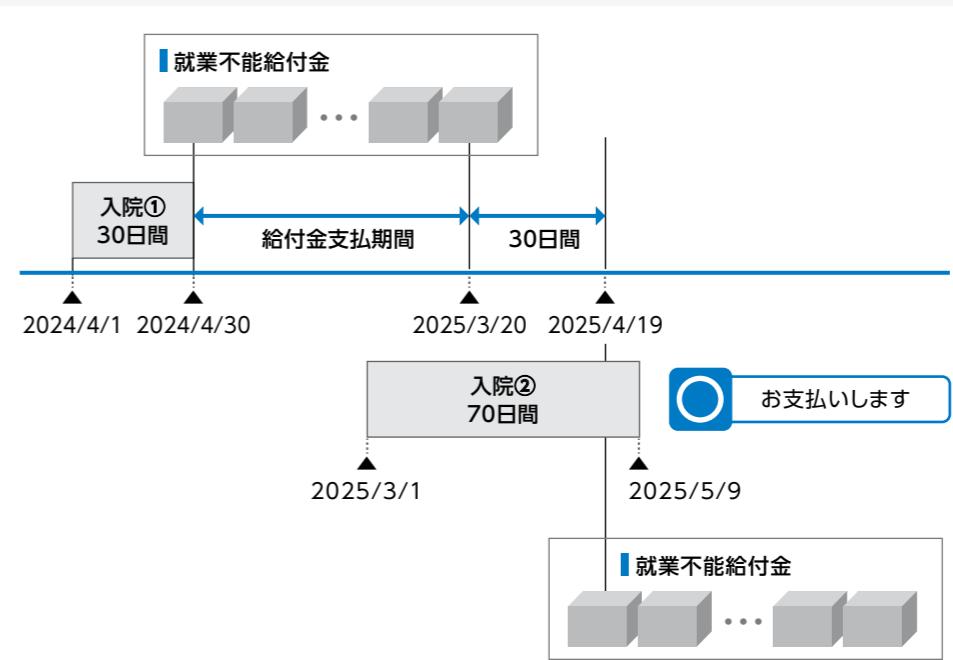
### ケース③ <給付金支払期間中に新たに就業不能状態が開始した場合>

<例①> 就業不能給付金の支払開始後、その給付金支払期間中に再び入院を開始し30日間継続したが、給付金支払期間満了の日から30日を経過するまでに退院した場合



- この場合、入院②および入院③については、支払事由が発生しなかったものとみなし、就業不能給付金をお支払いしません。

<例②> 就業不能給付金の支払開始後、その給付金支払期間中に新たに開始した入院が、給付金支払期間満了の日から30日を経過した日まで継続した場合



- この場合、就業不能給付金の支払期間満了の日からその日を含めて30日を経過した日に支払事由が発生したものとみなし、就業不能給付金をお支払いします。

## 就業不能年金

- 就業不能年金の年金支払期間は、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日から起算して、被保険者の年齢が70歳となる年単位の契約応当日<sup>(1)</sup>の前日までとします。
- 被保険者が年金支払期間中に死亡されたときは、以後の就業不能年金はお支払いしません。
- 就業不能年金の受取人は、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた日に、特約上の一切の権利義務を契約者から承継するものとし、当社は年金証書を受取人に発行します。
- 就業不能年金の受取人が被保険者以外の場合で、就業不能年金の年金支払期間中にその受取人が死亡されたときは、その後の就業不能年金は、受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。



ご注意

- 就業不能年金をお支払いする場合、第1回の就業不能年金の支払事由発生時以後に就業不能給付金の支払事由に該当しても、就業不能給付金はお支払いしません。
- 第1回の就業不能年金の支払事由に複数該当した場合でも、就業不能年金を重複してお支払いすることはありません。
- 当社は、この特約の支払事由にかかる法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

## 災害割増特約(2022)

特約の保険期間中に、不慮の事故により死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、保険金をお支払いします。

### ■お支払いする保険金

保険金の名称	保険金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
災害割増 保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の不慮の事故 <sup>(1)</sup> によってその日から180日以内に死亡したとき。	特約保険金額	死亡給付受取人
	特約の保険期間中に、責任開始期以後の不慮の事故 <sup>(1)</sup> によってその日から180日以内に所定の高度障害状態 <sup>(2)</sup> に該当したとき。		傷害疾病給付受取人

- 災害割増保険金は、責任開始期以後に発病した次の感染症を原因とする場合にもお支払いします。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

<sup>(1)</sup> 上記の各疾患については、当該疾患が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症または三類感染症のいずれにも該当しなくなつたときは、以後、支払対象には含めないものとします。

## 定期保険特約(2022)等の消滅・減額にともなうこの特約の消滅・減額

この特約とあわせて付加されている定期保険特約(2022)、収入保障特約<遞減型>(2022)または生存給付金付定期保険特約(2022)について、解約、保険期間の満了、保険金の支払等による特約の消滅や、特約保険金額等の減額があった場合には、この特約も同時に消滅したり、特約保険金額が自動的に減額されることがあります。

### ①不慮の事故

詳しくは、約款別表「別表11 不慮の事故」をご参照ください。

②P.164

### ②高度障害状態

詳しくは、約款別表「別表2 高度障害状態」をご参照ください。

③P.160



ご注意

- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害による災害割増保険金をお支払いした場合、死亡による災害割増保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害による災害割増保険金を支払う前に死亡による災害割増保険金の請求を受けその保険金を支払った場合は、その後に高度障害による災害割増保険金の請求を受けても、高度障害による災害割増保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、災害割増保険金を重複してお支払いすることはありません。

## 傷害特約 (2022)

特約の保険期間中に、不慮の事故により死亡されたときまたは所定の身体障害の状態に該当したとき、保険金・給付金をお支払いします。

### ■お支払いする保険金・給付金

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合(支払事由)	支払額	受取人
災害保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の <b>不慮の事故</b> <sup>①</sup> によってその日から180日以内に死亡したとき。	特約保険金額	死亡給付受取人
障害給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の <b>不慮の事故</b> <sup>①</sup> によってその日から180日以内に所定の <b>身体障害の状態</b> <sup>②</sup> に該当したとき。	特約保険金額の1割～10割	傷害疾病給付受取人

- 災害保険金は、責任開始期以後に発病した次の感染症を原因として死亡された場合にお支払いします。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

②上記の各疾患については、当該疾患が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症または三類感染症のいずれにも該当しなくなったときは、以後、支払対象には含めないものとします。

- 障害給付金は、該当した身体障害の状態に応じて、所定の**給付割合**<sup>②</sup>を特約保険金額に乘じた金額をお支払いします。
- 障害給付金の支払限度は、給付割合を通算して10割までとします。

## 定期保険特約 (2022) 等の消滅・減額にともなうこの特約の消滅・減額

この特約とあわせて付加されている定期保険特約 (2022)、収入保障特約<遞減型> (2022) または生存給付金付定期保険特約 (2022) について、解約、保険期間の満了、保険金の支払等による特約の消滅や、特約保険金額等の減額があった場合には、この特約も同時に消滅したり、特約保険金額が自動的に減額されることがあります。

①**不慮の事故**  
詳しくは、約款別表「別表11 不慮の事故」をご参照ください。

②P.164

②**身体障害の状態、給付割合**  
詳しくは、約款別表「別表13 身体障害の状態および給付割合表」をご参照ください。

③P.165

②前ページからの続き



ご注意

- 給付金の支払対象となる身体障害の状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 災害保険金をお支払いする際、その原因と同一の不慮の事故による障害給付金をすでにお支払いしている場合（請求を受けまだ支払っていない場合を含みます。）は、特約保険金額からその障害給付金の額を差し引いてお支払いします。
- 災害保険金をお支払いした後に、その原因と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、障害給付金はお支払いしません。

## リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、保険契約の死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

### ■お支払いする保険金

保険金の名称	保険金をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6ヵ月以内 <sup>②</sup> と判断されるとき。	死亡保険金額のうち、被保険者が指定した金額（指定保険金額）から、指定保険金額に対応する6ヵ月分の利息および保険料を差し引いた金額	傷害疾病給付受取人

<sup>②</sup> 「余命6ヵ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命が6ヵ月以内であることを意味します。

## ■ 指定保険金額の対象と限度額

- 指定保険金額の対象は、次の特約の死亡保険金額<sup>②</sup>の合計額とします。ただし、保険期間満了までの期間が1年以内の特約については、その特約が更新<sup>①</sup>可能な場合を除き、指定保険金額の対象外です。

### 指定保険金額の対象となる特約

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| • 定期保険特約（2022） | • 収入保障特約＜遞減型＞（2022） |
| • 終身保険特約（2022） | • 生存給付定期保険特約（2022）  |

<sup>②</sup> 収入保障特約＜遞減型＞（2022）については、請求日の6ヵ月後の応当日における換算保障額（特約年金の支払事由が生じた日において、年金支払期間中に支払うべき特約年金を一括支払するときの金額をいいます。）を特約の死亡保険金額とします。

- 指定保険金額は、特約保険金の請求時に、上記の死亡保険金額の範囲内かつ3,000万円以内で指定していただきます（同一被保険者について、複数の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、指定保険金額は通算して3,000万円を限度とします。）。

①更新

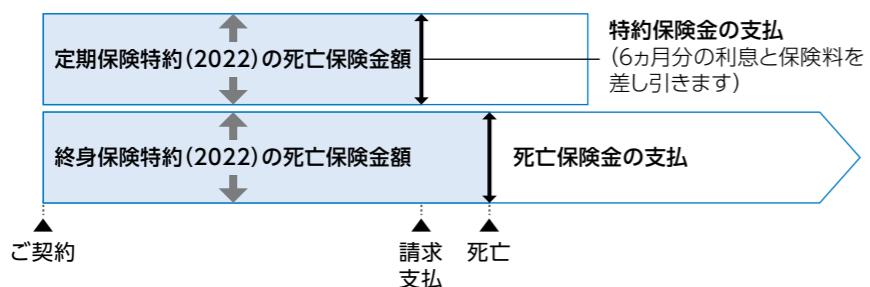
詳しくは、「保険契約・特約の更新」をご参照ください。

②P.119

## 特約保険金の支払例

## ケース①

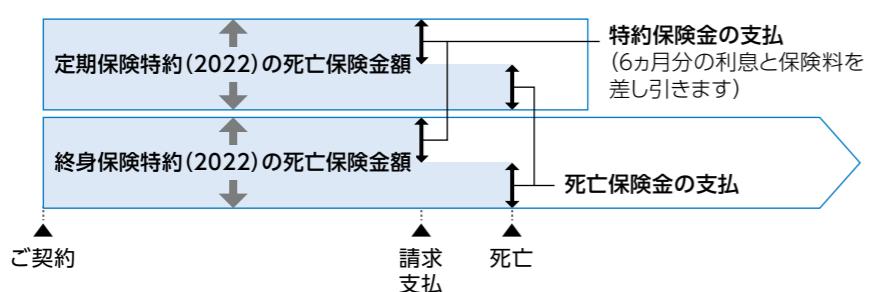
定期保険特約(2022)と終身保険特約(2022)が付加された保険契約で、定期保険特約(2022)の死亡保険金額の全部を指定保険金額として指定した場合



- この場合、定期保険特約(2022)は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- 特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払い込みいただきます。

## ケース②

定期保険特約(2022)と終身保険特約(2022)が付加された保険契約で、定期保険特約(2022)と終身保険特約(2022)の死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定した場合



- この場合、定期保険特約(2022)・終身保険特約(2022)とも、それぞれについて指定された指定保険金額と同額の保険金額が請求日に減額されたものとして取り扱います。なお、減額部分についての払戻金はお支払いしません。
- 特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払い込みいただきます。



ご注意

- 特約保険金の支払は、1契約について1回限りとします。
- 収入保障特約<遅減型>(2022)が付加された保険契約の場合は、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求時期と被保険者が実際に死んでる時期によって、特約保険金と死亡保険金の合計額が、特約保険金を請求しなかったときの死亡保険金の支払額と比べて、6ヶ月分の利息および保険料相当額以上に少なくなることがあります。

## 4 保険料の割引制度

## 高額割引

特約組立型総合保険(有配当/2022)に付加された下表の特約の保険金額等の合計額が当社所定の金額以上の場合、各特約の特約保険料に割引を適用します。

高額割引の対象となる特約	通算対象の保険金額等
定期保険特約(2022) 終身保険特約(2022) 生存給付定期保険特約(2022) 生活障害保障特約(2022) 介護保障特約<有期型>(2022) 介護保障特約<終身型>(2022)	特約保険金額
収入保障特約<遅減型>(2022) 介護終身年金特約<認知症加算型>(2022) 就業不能保障特約(2022)	特約年金額または特約給付金月額に当社所定の率を乗じた金額

契約内容の見直しなどで保険金額等が変更<sup>(\*)</sup>されたことにより、高額割引が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。

(\*) 保険金額等の変更の例

- 特約保険金額の減額
- 定期保険特約(2022)等の保険期間満了、非更新などによる消滅
- 生活障害保険金や介護保険金の支払による生活障害保障特約(2022)、介護保障特約<有期型>(2022)等の消滅



ご注意

②

## 医療保険(有配当/2022)

### 1 特長と仕組み

#### 特長1

傷害(ケガ)または疾病(病気)により1日以上入院したとき、まとめた一時金(入院一時給付金)をお支払いします。

#### 特長2

入院の期間が30日を超えた場合には、31日目以降の入院について入院日数に応じた給付金(長期入院給付金)をお支払いします。

#### 特長3

8大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患・肺疾患)による入院については、入院一時給付金・長期入院給付金とともに、それぞれの支払限度に到達した後も給付金をお支払いします。(支払回数・日数無制限)

#### 特長4

傷害または疾病により公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療を受けたとき、手術給付金・放射線治療給付金をお支払いします。

#### 特長5

各種特約を付加することにより、生活習慣病・女性特有の疾患・がんに対する重点保障や所定の投薬治療に対する保障など、ニーズに合わせて保障内容を充実させることができます。

この欄は、**参照マーク**●、**用語マーク**®が付いている用語等についてご説明します。

### 仕組図

医療保険(有配当/2022)の保険期間のタイプは、「歳満期」と「年満期」があります。

保険期間のタイプ	仕組図
歳満期	<p>各種特約<sup>①</sup></p> <p>医療保険(有配当/2022)【主契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入院一時給付金</li> <li>• 手術給付金</li> <li>• 長期入院給付金</li> <li>• 放射線治療給付金</li> </ul> <p>保険期間・保険料払込期間</p> <p>契約 満了</p>
年満期	<p>各種特約</p> <p>自動更新</p> <p>医療保険(有配当/2022)【主契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入院一時給付金</li> <li>• 手術給付金</li> <li>• 長期入院給付金</li> <li>• 放射線治療給付金</li> </ul> <p>自動更新</p> <p>保険期間・保険料払込期間</p> <p>契約 満了</p>

①一部の特約については、「年満期」の特約を付加します。

②一部の特約を除きます。また、保険料の払込方法(経路)の変更などによって保険料が変わることがあります。

## 2 付加できる特約

医療保険(有配当/2022)【主契約】に付加できる特約は次のとおりです。各特約の保障内容等の詳細については、ご契約のしおりの該当ページおよび**約款<sup>(用)</sup>**をご覧ください(給付金等の支払にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。)。

特約の名称	保障の対象(概要)	ご契約のしおりの該当ページ
生活習慣病入院特約(2022)	生活習慣病による入院を対象とします。	P.100
女性疾病入院特約(2022)	女性特有の疾病や悪性新生物(がん)などによる入院を対象とします。	P.101
がん診断治療特約(2022)	悪性新生物(がん)の診断確定や上皮内新生物等による入院などを対象とします。	P.102
重度生活習慣病治療特約(2022)	急性心筋梗塞、脳卒中など7つの重度生活習慣病による所定の状態を対象とします。	P.104
生活習慣病重症化予防特約(2022)	高血圧症・脂質異常症・高血糖症に対する所定の投薬治療を対象とします。	P.106
女性疾病重症化予防特約(2022)	子宮筋腫・子宮内膜症・子宮腺筋症に対する所定の投薬治療を対象とします。	P.107
先進医療特約(2022)	先進医療による療養を対象とします。	P.108
移植医療特約(2022)	所定の移植術および骨髓等の採取手術を対象とします。	P.110
特定損傷特約(2022)	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂を対象とします。	P.112
保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>	所定の条件に該当した場合に、以後の保険料の払込が不要となります。 上皮内新生物等による入院時には払込保険料に応じた給付金をお支払いします。	P.113

### 約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものといいます。

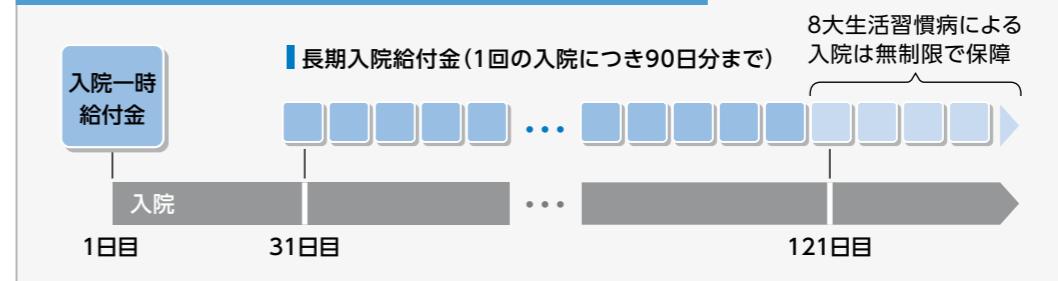
## 3 お支払いする給付金

### 医療保険(有配当/2022)

医療保険(有配当/2022)からお支払いする給付金は次のとおりです。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合(支払事由)	支払額	受取人
入院一時給付金	保険期間中に、責任開始期以後に生じた傷害または疾病により <b>入院<sup>(①)</sup></b> し、その <b>入院日数が1日<sup>(用)</sup></b> 以上のとき。	1回の入院につき、入院一時給付金額	傷害疾病給付受取人
長期入院給付金	入院一時給付金の支払事由に該当する入院をし、1回の入院における保険期間中の入院日数が30日を超えたとき。	長期入院給付金日額×(1回の入院における入院日数-30日)	
手術給付金	保険期間中に、責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の手術を受けたとき。	入院一時給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 入院一時給付金額×50% 上記の入院中以外に受けた手術 入院一時給付金額×20%	
放射線治療給付金	保険期間中に、責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の放射線治療を受けたとき。	入院一時給付金額×50%(60日の間に1回限り)	

#### 入院一時給付金・長期入院給付金の支払イメージ



ご契約にあたってのお願いとお知らせ

保険料について

保険金などのお支払いについて

「契約後について」

「未来のとびら」の商品内容について

- ①入院 詳しくは、約款別表「別表8 入院」をご参照ください。  
②P.164

入院日数が1日とは  
入院日と退院日が同一の日である場合をいい  
ます。入院の有無は、入  
院基本料の支払の有無  
などを参考にして当社  
が判断します。





















## 指定年齢

- 年満期の保険契約(特約組立型総合保険(有配当/2022)については年満期の特約が付加された保険契約)にこの特約を付加する場合には、所定の範囲内で年満期の保険契約・特約の自動更新<sup>①</sup>の上限年齢(「指定年齢」といいます。)<sup>②①</sup>を指定していただきます。
- 指定年齢は、60歳・70歳・80歳のいずれかを選択することができます。
- この特約により保険料の払込が免除された場合、年満期の保険契約・特約は保険料を払い込むことなく指定年齢まで<sup>②②</sup>自動的に更新されます。

<sup>①</sup>一部、指定年齢よりも前に自動更新の上限年齢が到来する特約があります。

<sup>②</sup>指定年齢よりも前に自動更新の上限年齢が到来する特約については、その上限年齢までとします。

### ①自動更新

詳しくは、「保険契約・特約の更新」をご参照ください。

②P.119

## がん診断治療特約(2022)・保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>における悪性新生物(がん)・上皮内新生物等の取扱

### 1. 対象となる悪性新生物(がん)・上皮内新生物等の範囲

区分	内容	給付金等の保障範囲		
		がん診断治療特約	保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>	がん診断治療給付金
悪性新生物(がん)	約款別表「別表21 悪性新生物」 <sup>①</sup> に定める疾患有い、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内新生物」 <sup>②</sup> は含みません。	○	○	—
上皮内新生物等	約款別表「別表22 上皮内新生物等」 <sup>②</sup> に定める疾患有い、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内新生物」 <sup>③</sup> がこれに該当します。	○	—	○

<sup>①</sup>上皮内新生物…子宮頸部等の上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がんなど、病变が上皮内に限定しているものをいいます。なお、子宮頸部等の高度異形成・中等度異形成も「上皮内新生物」に含めます。

①別表21 悪性新生物  
下記のページをご参照ください。

②P.176

②別表22 上皮内新生物等  
下記のページをご参照ください。

③P.177



- 定期保険特約(2022)または生存給付金付定期保険特約(2022)とあわせて災害割増特約(2022)・傷害特約(2022)が付加されているときは、これらの特約も定期保険特約(2022)または生存給付金付定期保険特約(2022)と一緒に更新します。
- 生存給付金付定期保険特約(2022)の更新の際、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が**更新限度<sup>①</sup>**をこえる場合は、更新後の特約の種類を定期保険特約(2022)に変更します。



### 次の場合には更新は取り扱いません。

- 更新前の保険契約・特約の最終の保険料が払い込まれていないとき。
- 更新対象の保険契約・特約の保険期間満了時に、当社がその保険契約・特約の締結を取り扱っていないとき。ただし、その場合、当社が定める別の保険契約・特約を締結することにより更新の取扱に代えがあります。

### ①更新限度

詳しくは、「更新限度」をご参照ください。

②P.121

## 更新限度

### 指定年齢<sup>①</sup>が指定されていない場合

保険契約・特約ごとに定められた所定の年齢(下表)を上限として更新します。

#### 仕組図



	主契約・特約	更新の上限年齢
<b>特約組立型 総合保険 (有配当/2022)</b>	定期保険特約(2022) 生存給付金付定期保険特約(2022) 生活障害保障特約(2022) 介護保障特約<有期型>(2022) 介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)	80歳
	就業不能保障特約(2022)	70歳
<b>医療保険 (有配当/2022)</b>	医療保険(有配当/2022) 生活習慣病入院特約(2022) 女性疾病入院特約(2022) がん診断治療特約(2022) 重度生活習慣病治療特約(2022) 先進医療特約(2022) 移植医療特約(2022)	80歳
	生活習慣病重症化予防特約(2022) 特定損傷特約(2022)	60歳
	女性疾病重症化予防特約(2022)	50歳

①指定年齢  
詳しくは、「指定年齢」をご参照ください。

②P.116



## ■医療保険(有配当/2022)の給付金をお支払いできない場合

給付金	主契約・特約	お支払いできない場合
入院一時給付金 長期入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金	医療保険(有配当/2022)	
先進医療給付金	先進医療特約(2022)	→ 7 をご覧ください
移植医療給付金	移植医療特約(2022)	
特定損傷給付金	特定損傷特約(2022)	

## ■特約組立型総合保険(有配当/2022)および医療保険(有配当/2022)の保険料の払込を免除できない場合

保険料の払込免除	特約	保険料の払込を免除できない場合
生活障害状態または要介護の状態による保険料の払込免除	保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>	→ 8 をご覧ください

## 1 死亡保険金・収入保障年金の免責事由

- 被保険者が責任開始日<sup>①</sup>(復活<sup>①</sup>が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始日)から2年以内に自殺したとき。<sup>①</sup>
- 契約者の故意によるとき。
- 死亡給付受取人の故意によるとき。<sup>②</sup>
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>③</sup>

<sup>①</sup>精神障害などによる自殺については、死亡保険金・収入保障年金をお支払いする場合もありますので、当社へお問い合わせください。

<sup>②</sup>一部の受取人の故意によるときは、その受取人以外の死亡給付受取人に残額をお支払いします。

<sup>③</sup>該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、死亡保険金・収入保障年金を全額または削減してお支払いします。

### 責任開始日とは

保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期」をご参照ください。

④ P.19

### ①復活

詳しくは、「失効した保険契約の復活」をご参照ください。

④ P.38

## 2 高度障害保険金・高度障害年金の免責事由

- 被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 契約者の故意によるとき。
- 傷害疾病給付受取人の故意によるとき。[傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合]<sup>①</sup>
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>②</sup>

<sup>①</sup>一部の受取人の故意によるときは、その受取人以外の傷害疾病給付受取人に残額をお支払いします。

<sup>②</sup>該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、高度障害保険金・高度障害年金を全額または削減してお支払いします。

## 3 生活障害保険金・介護保険金・軽度介護給付金・介護終身年金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によるとき。[傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合]<sup>①</sup>
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>②</sup>

<sup>①</sup>一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の傷害疾病給付受取人に残額をお支払いします。

<sup>②</sup>該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険金・給付金・年金を全額または削減してお支払いします。

## 4 就業不能給付金・就業不能年金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によるとき。[傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合] <sup>②1</sup>
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。
- 被保険者の妊娠・出産等によるとき。
- 地震、噴火または津波によるとき。<sup>②2</sup>
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>②2</sup>

<sup>②1</sup>一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の傷害疾病給付受取人に残額をお支払いします。

<sup>②2</sup>該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、就業不能給付金・就業不能年金を全額または削減してお支払いします。

## 5 災害割増保険金・災害保険金・障害給付金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- その保険金・給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。<sup>①1</sup>
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 地震、噴火または津波によるとき。<sup>①2</sup>
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>①2</sup>

<sup>①1</sup>一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の受取人に残額をお支払います。

<sup>①2</sup>該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険金・給付金を全額または削減してお支払いします。

## 6 特約保険金(リビング・ニーズ特約)の免責事由

- 契約者または被保険者の故意によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>②</sup>

<sup>②</sup>該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、特約保険金を全額または削減してお支払いします。

## 7 入院一時給付金・長期入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・先進医療給付金・移植医療給付金・特定損傷給付金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によるとき。[傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合] <sup>①1</sup>
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。[特定損傷給付金を除きます。]
- 地震、噴火または津波によるとき。<sup>①2</sup>
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>①2</sup>

<sup>①1</sup>一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の傷害疾病給付受取人に残額をお支払いします。

<sup>①2</sup>該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、給付金を全額または削減してお支払いします。

## 8 生活障害状態または要介護の状態による保険料の払込免除の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。<sup>②</sup>

<sup>②</sup>該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込を免除します。



免責事由に該当する場合以外にも、支払事由に該当しない場合や告知義務違反により保険契約が解除になる場合など、保険金・給付金等をお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合があります。後掲の「[保険金・給付金等をお支払いできない場合](#)」<sup>①</sup>もあわせてご参照ください。

①保険金・給付金等をお支払いできない場合  
下記のページをご参照ください。

② P.133

| II |

## 保険金・給付金等の請求の手続および支払に関する留意事項

**保**険金・給付金等をよりスムーズに請求いただくため、請求手続の基本的な流れを記載するとともに、ご留意いただきたい事項として、保険金・給付金等をお支払いできない主なケースを具体的な事例とともにご説明します。

- [保険金・給付金等の請求手続について](#) ..... P.130
- [請求手続に必要な書類](#) ..... P.132
- [保険金・給付金等をお支払いできない場合](#) ..... P.133



# 保険金・給付金等の請求手続について

保険金・給付金等の請求手続における流れは、次のとおりです。

※請求内容によっては、手続が異なることがあります。

1

## お客様 ご連絡いただく前にご確認ください

- 当社の保険証券および「ご契約のしおり一定款・約款」(当冊子)をお手元にご用意ください  
(保険契約が複数ある場合は、全件ご用意ください。)。
- ご連絡いただいた際、下記のような事項についてお伺いします。

例

入院等された場合

- ・保険証券に記載の記号・証券番号
- ・被保険者のお名前、生年月日
- ・入院期間(入院日・退院日)
- ・入院等の原因(事故内容・傷病名など)
- ・事故日または発病時期
- ・手術名、手術日(手術を受けられている場合)

亡くなられた場合

- ・保険証券に記載の記号・証券番号
- ・被保険者のお名前、生年月日
- ・亡くなれた日
- ・死亡原因(事故内容、傷病名など)
- ・亡くなれる前の入院、手術等の有無
- ・受取人のお名前とご連絡先

2

## 請求人ご本人より当社にご連絡ください

- 担当者、最寄りの支社またはお客様センターにご連絡ください。

ご注意

セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」をセットしてご加入の場合、ガンと診断されたときは、早急に保険証券記載のセコム損保“メディコム・ナースコールセンター”へご連絡ください(治療を開始される前に必ずご連絡ください。)。

3

## 扶養生命 請求に必要な書類をお届けします

- 請求手続についてご案内し、必要な書類を郵送またはお届けします。

②前ページからの続き

4



## お客様 必要書類をご準備ください

- お届けした書類の必要項目に請求人ご本人が記入、押印してください。
- ご案内した必要書類をすべてご準備ください。
- 必要書類がすべてととのいましたら、郵送にて提出してください。



ご注意

診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

5



## 扶養生命 書類の内容を確認させていただきます

- ご提出いただいた書類(診断書など)の内容を確認し、保険契約の約款規定にしたがって、支払の審査を行ないます。
- 審査終了後、請求書にご記入いただいた送金方法にて、お支払いします。



ご注意

- 審査の過程において、治療の経過や内容・障害の状態・事故の状況等について不明瞭な点がある場合は、医療機関への確認も含め、詳細な事実の確認を行なうことがあります。その場合、当社職員または当社より委託した会社の担当者がご自宅等に訪問のうえ確認させていただきます。
- 審査の結果、最終的にお支払いできないこともあります。

6



## お客様 支払内容をご確認ください

- お支払いした後、すみやかに「お支払明細書」をお送りしますので、支払内容をご確認ください。



## 請求手続に必要な書類

- 保険金・給付金等の請求手続に必要な書類については、約款別表「別表1 請求書類」[②P.150](#)をご確認ください（指定代理請求人からの請求の場合は、指定代理請求特約の「別表 請求書類」[②P.186](#)もあわせてご確認ください。）。
- 当社は、上記の別表に掲載した以外の書類の提出を求め、また掲載書類のうち一部の省略を認めることができます。
- 契約者および死亡給付受取人を法人や個人事業主とする保険契約について、死亡保険金・高度障害保険金等を請求いただく場合には、被保険者またはご遺族の請求内容確認書等についてもあわせて提出してください。



## 保険金・給付金等をお支払いできない場合

保険金・給付金等は約款の規定にもとづいてお支払いしますが、以下のようにお支払いできない場合があります。[②P.135](#)以降に記載の具体的な事例とあわせてご覧ください。

※保険金・給付金等をお支払いできない場合は、保険金・給付金等の種類によって異なります。詳細についてはそれぞれの約款をご確認ください。

### 支払事由に該当しない場合

[事例 1](#) ~ [事例 7](#)

保険金・給付金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。

例えば、入院一時給付金について責任開始期前に生じた傷害や疾病を原因として入院した場合など、支払事由に該当しない場合には保険金・給付金等をお支払いすることができません。

### 免責事由に該当した場合

[事例 8](#)

約款に規定されている保険金・給付金等を支払わない場合（免責事由）に該当した場合には、保険金・給付金等の支払事由に該当していても、これを支払うことはできません。

※免責事由は、保険金・給付金等の種類によって異なります。詳細については「[免責事由①](#)」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

#### ①免責事由

右記のページをご参照ください。 [②P.123](#)

### 責任開始日から90日以内にがん等と診断確定された場合

[事例 9](#)

悪性新生物（がん）の診断確定を保障の対象とする特約については、被保険者が[責任開始日②](#)からその日を含めて90日以内に悪性新生物（がん）または上皮内新生物等と診断確定された場合、給付金等をお支払いすることはできません。

#### ②責任開始日

保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「[保険会社の責任開始期](#)」をご参照ください。 [②P.19](#)

### 告知義務違反による解除の場合

[事例 10](#)

契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や事実と違うことを告知した場合には、保険契約または特約が[告知義務違反③](#)により解除となり、保険金・給付金等をお支払いできることがあります。

#### ③告知義務違反

詳しくは、「[告知義務違反](#)」をご参照ください。 [②P.11](#)

## 保険契約の失効の場合

保険料の払込がなかったことなどにより保険契約が<sup>①</sup>失効した場合には、失効中に保険金・給付金等の支払事由に該当しても、これをお支払いすることはできません。

### ①失効

詳しくは、「保険料払込の猶予期間と保険契約の失効」をご参考ください。 (3) P.34

## 詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合

次のような場合、保険契約または特約は取消または無効となり、保険金・給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料も払い戻しません。

- ①契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結されたものと認められる場合
- ②契約者が保険金・給付金等を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したものと認められる場合

## 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、保険契約または特約が解除された場合には、それらの事由が発生した後に保険金・給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。

- ①契約者、**被保険者<sup>①</sup>**または保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)したとき。
  - ②保険金・給付金等の請求に関して、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
  - ③契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、**反社会的勢力<sup>②</sup>**に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と**社会的に非難されるべき関係<sup>③</sup>**を有していると認められるとき(※)。
  - ④他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき。
  - ⑤**他の保険契約<sup>④</sup>**が重大事由によって解除されるなど、当社の契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約または特約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の重大な事由があつたとき。
- (※) ③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金・給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金・給付金等のうち、その受取人に支払うこととなっていた保険金・給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。

### ① 被保険者

死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。

### ② 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### ③ 社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、契約者または保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

### ④ 他の保険契約

他の保険会社等との間で締結された保険契約や共済契約を含みます。

## 事例 1 入院一時給付金の支払(責任開始期と発病時期)

お支払いできます。

契約加入後に  
発病した「椎間板ヘルニア」により  
入院した場合

お支払いできません。

契約加入前から治療を  
受けた「椎間板ヘルニア」が  
加入後に悪化し入院した場合

### 解説

- 入院一時給付金等は、一般的に責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因とする場合が支払対象になるものと定められています。したがって、責任開始期前の傷害や疾病を直接の原因とする場合にはお支払いできません。
- なお、次の①または②に該当したときは、保険金・給付金等をお支払いすることができます。
  - ①責任開始期前の傷害や疾病を直接の原因とする場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年経過後の入院など、約款に特に規定があるとき。
  - ②責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合でも、当社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等によって知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したとき。

## 事例 2 入院一時給付金の支払(治療を目的とした入院)

お支払いできます。

「肺炎」の治療のために  
入院した場合

お支払いできません。

定期的な健康診断目的で  
**人間ドック**を受けるためだけに  
入院した場合

### 解説

- 入院一時給付金その他の入院を対象とする給付金は、傷害や疾病的治療を目的として入院したときにお支払いします。傷害や疾病的治療を目的としない健康診断や人間ドック検査などを目的として入院したときには、給付金はお支払いできません。

### 事例3 高度障害保険金の支払(高度障害状態と「回復の見込」)



お支払いできます。

自動車事故により傷害を負い  
両眼の視力を永久に失った  
▼  
きょう正視力が0.02以下となって  
回復の見込がない場合



お支払いできません。

糖尿病性網膜症もうまくしょう  
きょう正視力が左右とも0.02以下となった  
▼  
回復の見込がある場合  
治療を続けている場合

→「両眼の視力を全く永久に失った」(回復の見込のない)状態に該当しないため、お支払いできません。

### 事例4 介護保険金の支払(公的介護保険制度の要介護認定)



お支払いできます。

パーキンソン病により  
日常生活上介護を要する状態となつたため、公的介護保険制度の  
要介護認定の申請をし、「要介護2」と認定された場合



お支払いできません。

骨折の後遺症のため  
日常生活動作を自力で行なうことが困難で「要介護2程度」の状態と医師に  
診断されたが、公的介護保険制度の  
要介護認定はされなかった場合

→実際に公的介護保険制度の「要介護2」以上と認定されなかったため、要介護認定による  
介護保険金はお支払いできません。



- 高度障害保険金は、約款所定の**高度障害状態①**に該当し、かつその回復の見込のないことが支払の要件となります。
- 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態は、「(身体の部位を)失った」、「機能または用を全く永久に失った」などいずれも回復の見込がない状態であり、回復の見込がある場合は保険金をお支払いできません。診断書をご用意いただく前に、回復の見込について主治医にご確認をお願いいたします。
- ※支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。

#### ①高度障害状態

詳しくは、約款別表「別表2 高度障害状態」をご参照ください。 ③P.160



- 公的介護保険制度の要介護認定に連動して保険金等をお支払いする介護保障特約<有定期>(2022)等では、次の①または②のいずれかの事由に該当したとき、介護保険金等の支払対象となります。
  - ①**公的介護保険制度①**に定める「要介護2」以上と認定された場合
  - ②**当社所定の要介護状態①**に該当しその状態が一定期間継続したと診断確定された場合
- 「要介護2」以上に相当する状態であっても、実際に公的介護保険制度で「要介護2」以上と認定されない限り、要介護認定による介護保険金等のお支払いはできません。
- ※支払対象となる当社所定の要介護状態は、公的介護保険制度による要介護認定などの公的な基準とは要件が異なります。

#### ①公的介護保険制度、当社所定の要介護状態

詳しくは、「公的介護保険制度と所定の認知症・寝たきりによる要介護状態」をご参照ください。 ③P.76

## 事例5 急性心筋梗塞・脳卒中による重度生活習慣病治療給付金の支払(入院の継続日数などの要件)



**お支払いできます。**

突然の胸痛により「急性心筋梗塞」と診断され、1月4日から1月29日まで**26日間入院**した場合

- 「急性心筋梗塞」により20日以上継続して入院したため、重度生活習慣病治療給付金をお支払いします。



**お支払いできません。**

「脳内出血」により10月2日から10月8日まで**7日間入院**し、**手術をせずに投薬治療のみで退院**した場合

- 約款に定める「脳卒中」に該当するが、「脳卒中」による入院日数が20日未満かつ所定の手術を受けていないため、重度生活習慣病治療給付金はお支払いできません。



**解説**

- 重度生活習慣病治療特約(2022)において、急性心筋梗塞または脳卒中により重度生活習慣病治療給付金を請求する場合、継続して20日以上入院したこと、または所定の手術を受けたことが必要です。急性心筋梗塞または脳卒中と診断されただけでは、給付金をお支払いすることはできません。

## 事例6 重症化予防給付金の支払

(女性疾病重症化予防特約(2022)の支払対象となる投薬治療)



**お支払いできます。**

月経痛があり婦人科を受診した  
▼  
医師により「子宮内膜症」と診断され、  
**進行を抑制することを目的として**  
**ホルモン剤による投薬治療**を受けた場合



**お支払いできません。**

月経痛があり婦人科を受診した  
▼  
医師により「子宮内膜症」と診断されたが、経過観察となり、  
**鎮痛剤を処方**された場合



**解説**

- 女性疾病重症化予防特約(2022)における重症化予防給付金の支払は、子宮筋腫、子宮内膜症または子宮腺筋症と診断確定されることに加えて、その進行を抑制するためホルモン剤による**投薬治療**①を受けることが条件となります。よって、これらの疾患に対する治療が鎮痛剤の投与にとどまる場合にはお支払いできません。

**①投薬治療**

詳しくは、約款別表「別表27 特定女性疾患の投薬治療」をご参考ください。 ⇒ P.180

## 事例7 手術給付金の支払(約款に定める手術への該当)



**お支払いできます。**

急性中耳炎により  
排膿のため**耳の鼓膜を切開する手術**  
(**鼓膜切開術**)を受けた場合



**お支払いできません。**

近視を矯正するため  
レーザーによる**角膜屈折矯正手術**  
(**レーシック手術**)を受けた場合

- レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)は、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に手術料の算定される手術として列挙されていないため、手術給付金はお支払いできません。(2024年2月現在)



**解説**

- 手術給付金は、次の①または②のいずれかに該当する手術であることが**支払事由**①のひとつであり、これらに該当しない手術についてはお支払いすることができません。
  - ①公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている手術
  - ②先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術
- レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)の他にも、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や骨髄移植、検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取、処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージなどは、手術料の算定対象として列挙されている手術ではありませんので、手術給付金をお支払いすることはできません。(2024年2月現在)
- また、診断・検査のための手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、美容整形上の手術などは、「治療を目的とする手術」に該当しないため、手術給付金の支払対象とはなりません。  
※上記の①または②に該当する手術であっても、創傷処理やデブリードマンなど、手術給付金をお支払いできない手術があります。

**①支払事由**

詳しくは、「手術給付金の支払対象となる手術」をご参考ください。 ⇒ P.97

## 事例8 災害保険金の支払(被保険者の重大な過失による免責)



お支払いできます。

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合  
(被保険者の軽過失に該当)



お支払いできません。

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合

→被保険者に重大な過失があるため、災害保険金はお支払いできません。



解説

- 被保険者の重大な過失によって被保険者が死亡されたときは、災害保険金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、災害保険金はお支払いできません。
- 「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断は、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるかどうか、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮しながら慎重に行ないます。
- ※災害保険金の免責事由に該当する場合でも、死亡保険金の免責事由に該当しないときは、死亡保険金の支払対象となります。

## 事例9 がん診断治療給付金の支払

(責任開始日から90日以内に診断確定されたがん)



お支払いできます。

がん診断治療特約(2022)の  
責任開始日の120日後に  
乳がんと診断確定された場合



お支払いできません。

がん診断治療特約(2022)の  
責任開始日の60日後に  
乳がんと診断確定された場合

→責任開始日から90日以内であるため、がん診断治療給付金はお支払いできません。



解説

- がん診断治療特約(2022)において、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物(がん)・上皮内新生物等については、がん診断治療給付金はお支払いできません。
- 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>による保険料の払込免除および保険料相当額給付金の支払についても同様とします。

※責任開始日から90日以内に悪性新生物(がん)等と診断確定された後の特約の取扱については、「責任開始期前または責任開始日から90日以内に悪性新生物(がん)・上皮内新生物等と診断確定された場合の取扱」[②P.118](#) もあわせてご確認ください。

## 事例10 死亡保険金の支払(告知義務違反による解除)



お支払いできます。

契約加入前の高血圧での通院について正しく告知し、加入から1年後に、高血圧と因果関係のある脳卒中で死亡された場合



お支払いできません。



お支払いできません。

契約加入前の慢性C型肝炎による通院について正しく告知せずに加入し、加入から1年後に、慢性C型肝炎を原因とする肝がんで死亡された場合



解説

- 保険契約に加入する際には、過去の病歴・最近の健康状態・身体の障害状態等について、被保険者ご自身に正確に告知していただく必要があります。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかつたり、事実と違うことを告知した場合、[①責任開始日](#)から2年以内であれば、保険契約または特約が解除となり保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、保険契約・特約を解除することができます。

ただし、保険金・給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等をお支払いします。

## ①責任開始日

保険契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。  
なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期」をご参照ください。[②P.19](#)



本項に記載した事例の保険金・給付金等を「お支払いする場合」の例でも、他の「お支払いできない場合」にあてはまるときは、保険金・給付金等をお支払いできることあります。

# | III | **定 款**

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

# 定款

(令和2年7月2日改正)

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当会社は富国生命保険相互会社という。英文では、FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

### (目的)

第2条 当会社は次に掲げる業務を行なうことを目的とする。

(1) 生命保険業

(2) 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行なう者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務

(3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行なうことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行なうことのできる業務

(4) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

### (事務所の所在地)

第3条 当会社は本社を東京都千代田区におき必要な地に従たる事務所を設けることができる。

### (機関)

第4条 当会社は、総代会および取締役のほか、次の機関をおく。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

2 当会社は、前項に定めるもののほか、次の機関をおく。

(1) 総代候補者選考委員会

(2) 評議員会

### (公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

## 第2章 基金

### (基金の総額)

第6条 当会社の基金の総額(基金償却積立金の額を含む。)は、1,280億円とする。

### (基金の拠出者の権利)

第7条 当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める期日に、基金の償却を行なう。ただし、当会社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行なうことがある。

2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行なう。

3 当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で計算した基金利息を支払う。

### (基金の償却の方法)

第8条 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積立てる。

2 基金の償却は、取締役会の決議により行ない、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振替える。

3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第36条の処分において基金償却積立金を積立て、これと同額の基金の償却を行なうことができる。

## 第3章 社員

### (社員の範囲)

第9条 当会社と保険契約を締結した者は、剩余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

2 剩余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

### (社員の責任)

第10条 社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

### (社員の権利義務の承継)

第11条 社員は当会社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

### (退社員の権利)

第12条 退社した社員は当会社に対して保険約款に定められたものほか、何等の権利を有しない。

## 第4章 総代会

### (総代会の設置)

第13条 当会社には、社員総会に代わるべき機関として総代会をおく。

### (総代会の構成、総代の選出)

第14条 総代会は、社員のうちから選挙により選出された総代で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、選挙に代えて第22条の総代候補者選考委員会が総代候補者を選定して推薦に関する公告を行ない、各総代候補者に対して社員が信任投票(以下「社員投票」という。)を行なう方法により総代を選出することができる。

3 前2項の選挙または社員投票を行なうときは、選挙期日(前項の場合には投票締切日をいう。)の属する事業年度中の5月末日に社員である者をもって、選挙または社員投票を行なう権利を有する社員とみなす。

4 社員投票において、各総代候補者について信任を可としない投票を行なった社員の数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しないときは公告事項は承認され、候補者は総代として確定する。

5 社員投票において、信任を可としない投票を行なった社員の数が社員投票の権利を有する社員の10分の1以上に達した総代候補者があるときは、その員数について改めて本条の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者総数の10分の1以下のときは、この限りではない。

6 前項の選出または第17条第2項の補欠選挙を行なうときは、社員投票を行なう権利を有する社員に関する事項を公告する。

7 総代の選挙に関する細則は総代会の決議により別にこれを定める。

### (選挙権または投票権)

第15条 社員は、総代の選出について各々1個の選挙権または投票権を有する。

### (総代の任期)

第16条 総代の任期は4年とし、重任を妨げない。ただし、通算8年を限度とする。

2 総代は総代会の決議でこれを解任することができる。ただし、総代の2分の1以上が出席した総代会でその4分の3以上の同意を要する。

### (総代の定数)

第17条 総代の定数は120名とする。

2 総代に欠員を生じても、定数の半数を下回らない間は補欠選挙はこれを行なわない。ただし、必要があるときはこれを行なうことができる。

3 補欠者として選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (定時総代会の開催)

第18条 定時総代会は毎決算期日の翌日より4カ月以内にこれを開く。

### (総代の議決権)

第19条 総代は、総代会において、各々1個の議決権を有する。

### (総代会の議長)

第20条 総代会では社長が議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

### (決議の方法)

第21条 総代会の決議は、法律またはこの定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の3分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により決する。

- 2 総代は、他の総代を代理人として、その議決権を行使することができる。

## 第5章 総代候補者選考委員会

### (総代候補者選考委員会)

第22条 総代を推薦の方法により選出する場合は、当会社に総代候補者選考委員会をおく。

- 2 総代候補者選考委員会は、総代候補者を選定し推薦する。
- 3 総代候補者選考委員会は、当会社が推薦し総代を選挙すべき年の前々年の定時総代会で選任された総代候補者選考委員12名以内で構成する。
- 4 総代候補者選考委員の任期は、当該選挙が終了する時までとする。

## 第6章 評議員会

### (評議員会)

第23条 当会社には経営の適正を期するため評議員会をおく。

- 2 評議員会は、当会社が推薦し総代会で選任された評議員12名以内で構成する。ただし、その推薦する評議員には社員のほか学識経験者を加えることができる。
- 3 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。
- 4 評議員会は、当会社から諮詢を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から書面で提出された会社経営に関する事項を必要に応じて審議する。
- 5 前項により審議した事項については、次の総代会において報告しなければならない。
- 6 評議員会に関する規則は別にこれを定める。

## 第7章 取締役および取締役会

### (取締役)

第24条 当会社の取締役の員数は15名以内とする。

- 2 取締役は総代会において選任する。
- 3 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

### (取締役会)

第25条 取締役会は取締役全員をもって組織する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までにそれぞれ発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- 3 取締役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、取締役会で定める取締役会規則による。
- 4 当会社は取締役の全員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

### (代表取締役、役付取締役等)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。
- 3 取締役会は、その決議によって相談役若干名をおくことができる。

### (業務執行取締役等以外の取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### (取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、総代会の決議によって定める。

## 第8章 監査役および監査役会

### (監査役)

第29条 当会社の監査役の員数は5名以内とする。

- 2 監査役は総代会において選任する。
- 3 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

- 4 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

- 5 監査役は取締役会に出席し、必要と認めたときは意見を述べなければならない。  
(監査役会)

第30条 監査役会は監査役全員をもって組織する。

- 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

- 3 監査役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、監査役会で定める監査役会規則による。  
(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役との責任限定契約)

第32条 当会社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### (監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

## 第9章 計算

### (決算期日)

第34条 当会社の決算期日は毎年3月末日とする。

### (損失墳補準備金)

第35条 当会社は、損失墳補準備金を1,280億円まで積立てるものとする。

### (剰余金の処分)

第36条 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失墳補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立て、その残額を別途準備金、その他の任意積立金、次期への繰越金に処分することができる。

- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立てる金額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

### (社員配当金)

第37条 社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。

### (次年度繰越)

第38条 前条により配当すべき社員配当準備金は、総代会の決議によりその全部または一部を次期へ繰越すことができる。

### (損失墳補の順序)

第39条 決算において不足を生じたときは、別途準備金、その他の任意積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、基金償却準備金、損失墳補準備金、基金償却積立金の順序でこれを墳補する。

## 第10章 雜則

### (定款変更)

第40条 この定款の変更は、総代の2分の1以上が出席した総代会において、出席した総代の議決権の4分の3以上の多数により決する。

## 附則

### (令和元年7月2日付改正に関する経過措置)

第1条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 令和元年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。
- (2) 令和元年度に募集した基金の全額が償却された時。

# | IV |

## 約款の抜粋

約款のうち、保険金・給付金等の支払に関わる主な別表などを抜粋して記載しています。

- 約款別表 ..... P.150
- 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付> [第2条第1項] ..... P.184
- 指定代理請求特約 [別表] ..... P.186

約款の全文は、当社ホームページから閲覧することができます。  
詳しくは、『Web約款』について(P.191)をご覧ください。

## 約款別表

別表1 請求書類

1. 保険金、年金、給付金の支払または保険料の払込免除の請求書類

	項目		必要書類
1 死亡保険金	定期保険特約(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
	終身保険特約(2022)	第3条	
	生存給付金付定期保険特約(2022)	第3条	
2 収入保障年金	収入保障特約<遁減型>(2022)	第3条	ア. 第1回の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券 イ. 第2回以後の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 収入保障年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書
3 死亡による災害割増保険金	災害割増特約(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書) (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4 高度障害保険金	傷害特約(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
	定期保険特約(2022)	第3条	
	終身保険特約(2022)	第3条	

5	高度障害年金	収入保障特約<遁減型>(2022)	第3条	ア. 第1回の高度障害年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券 イ. 第2回以後の高度障害年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書
6	高度障害状態による災害割増保険金	災害割増特約(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
7	生存給付金	生存給付金付定期保険特約(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
8	生活障害保険金	生活障害保障特約(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
9	介護保険金	介護保障特約<有期型>(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類(第2項第1号アによる介護保険金の場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
		介護保障特約<終身型>(2022)	第3条	

10	軽度介護給付金	介護保障特約 <有期型>(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券	13	就業不能年金	就業不能保障特約 (2022)	第4条	ア. 第1回の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券 イ. 第2回以後の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書
		介護保障特約 <終身型>(2022)							
11	介護終身年金	介護終身年金特約 <認知症加算型> (2022)	第3条	ア. 第1回の介護終身年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類(第2項アによる介護終身年金の場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 成年後見に関する登記事項証明書(別表6-(2)②に該当する場合に限ります。) (5) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書(別表6-(2)③に該当する場合に限ります。) (6) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (7) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (8) 保険証券 イ. 第2回以後の介護終身年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書(介護終身年金の支払開始後に重度認知症(別表6)に該当した場合に限ります。) (3) 成年後見に関する登記事項証明書(介護終身年金の支払開始後に別表6-(2)②に該当した場合に限ります。) (4) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書(介護終身年金の支払開始後に別表6-(2)③に該当した場合に限ります。) (5) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (6) 介護終身年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 年金証書	14	障害給付金	傷害特約(2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
12	就業不能給付金	就業不能保障特約 (2022)	第4条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券	16	入院一時給付金	医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第1条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
13	就業不能給付金	就業不能保障特約 (2022)	第4条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券	17	長期入院給付金	医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第1条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

18	手術給付金	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 114 638 249">医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款</td><td data-bbox="638 114 724 249">第1条</td><td data-bbox="724 114 1518 451">           (1) 会社所定の請求書            (2) 会社所定の様式による医師の診断書            (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書            (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)            (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書            (6) 保険証券         </td></tr> <tr> <td data-bbox="438 249 638 451">終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款</td><td data-bbox="638 249 724 451">第1条</td><td data-bbox="724 249 1518 451"></td></tr> </table>	医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第1条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券	終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第1条			
医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第1条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券								
終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第1条									
19	放射線治療 給付金	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 451 638 586">医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款</td><td data-bbox="638 451 724 586">第1条</td><td data-bbox="724 451 1518 586">           (1) 会社所定の請求書            (2) 会社所定の様式による医師の診断書            (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書         </td></tr> <tr> <td data-bbox="438 586 638 788">終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款</td><td data-bbox="638 586 724 788">第1条</td><td data-bbox="724 586 1518 788">           (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)            (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書            (6) 保険証券         </td></tr> </table>	医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第1条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書	終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第1条	(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券		
医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第1条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書								
終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第1条	(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券								
20	生活習慣病 入院一時給付金	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 788 638 968">生活習慣病入院特約 (2022)</td><td data-bbox="638 788 724 968">第3条</td><td data-bbox="724 788 1518 968">           (1) 会社所定の請求書            (2) 会社所定の様式による医師の診断書            (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書         </td></tr> <tr> <td data-bbox="438 968 638 1102"></td><td data-bbox="638 968 724 1102"></td><td data-bbox="724 968 1518 1102">           (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)            (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書            (6) 保険証券         </td></tr> </table>	生活習慣病入院特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書			(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券		
生活習慣病入院特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書								
		(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券								
21	女性疾病入院 一時給付金	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 1102 638 1282">女性疾病入院特約 (2022)</td><td data-bbox="638 1102 724 1282">第3条</td><td data-bbox="724 1102 1518 1282">           (1) 会社所定の請求書            (2) 会社所定の様式による医師の診断書            (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書         </td></tr> <tr> <td data-bbox="438 1282 638 1455"></td><td data-bbox="638 1282 724 1455"></td><td data-bbox="724 1282 1518 1455">           (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)            (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書            (6) 保険証券         </td></tr> </table>	女性疾病入院特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書			(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券		
女性疾病入院特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書								
		(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券								
22	がん診断治療 給付金	がん診断治療特約 (2022)	第3条	<p>ア. 第1回のがん診断治療給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書(上皮内新生物等(別表22)により支払事由に該当した場合に限ります。)</li> <li>(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul> <p>イ. 第2回以後のがん診断治療給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社所定の請求書</li> <li>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書</li> <li>(4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)</li> <li>(5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</li> <li>(6) 保険証券</li> </ul>						
23	重度生活習慣病 治療給付金	重度生活習慣病 治療特約(2022)	第3条							
24	重症化予防 給付金	生活習慣病重症化 予防特約(2022)	第3条							
25	重症化予防 給付金	女性疾病重症化 予防特約(2022)	第3条							

26	先進医療給付金	先進医療特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療の技術に係る費用の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
27	移植医療給付金	移植医療特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書および治療証明書(移植術を受けた場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けた病院または診療所の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取証明書(骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けた場合に限ります。) (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
28	特定損傷給付金	特定損傷特約 (2022)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
29	保険料の払込免除	保険料払込免除特約 <保険料相当額給付金付>	第2条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書(第1項第2号アまたは第3号アによる請求の場合に限ります。) (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書(第1項第2号イまたは第3号イによる請求の場合に限ります。) (5) 被保険者の身体障害者手帳の写し(第1項第4号による請求の場合に限ります。) (6) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類(第1項第5号アによる請求の場合に限ります。) (7) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (8) 保険証券
30	保険料相当額給付金	保険料払込免除特約 <保険料相当額給付金付>	第4条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

(注1) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。  
 (注2) 官公署、会社、工場その他の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を契約者および死亡給付受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の死亡または高度障害状態を支払事由とする保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金等の請求の際、次の(1)または(2)のいずれかおよび(3)の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書  
(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類  
(3) 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 2. その他の請求書類

		項目	必要書類・手続書類
1	保険契約の復活	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第16条
		医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第15条
		終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第14条
2	払込方法の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第19条
		医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第18条
		終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第16条
3	保険金額等の減額 入院一時給付金額等の減額	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第20条
		医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第19条
		終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第17条

- (1) 会社所定の申込書  
(2) 会社所定の告知書(ただし、会社が必要と認めた場合は、会社の指定した医師の診断書)

- (1) 会社所定の請求書

- (1) 会社所定の請求書  
(2) 契約者の印鑑登録証明書  
(3) 保険証券

4	契約者の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第21条	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書		8	保険金等の受取人による保険契約の存続	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第34条	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金等の受取人が第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 保険金等の受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 保険金等の受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
		医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第20条							
		終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第18条							
5	死亡給付受取人の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第22条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書		9	給付金の受取人による保険契約の存続	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第33条	(1) 会社所定の請求書 (2) 納付金の受取人が第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 納付金の受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 納付金の受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
	死亡時支払金受取人の変更	医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第22条							
		終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第20条							
5	傷害疾病給付受取人の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第23条			9	払戻金の支払	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第36条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
		医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第21条							
		終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第19条							
6	遺言による保険金等の受取人の変更	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第24条	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書		10	社員配当金の支払	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第37条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
	遺言による給付金等の受取人の変更	医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第23条							
		終身医療保険 (有配当/2022) [払戻金なし型] 普通保険約款	第21条							
7	契約者に対する貸付	特約組立型総合保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第27条	(1) 会社所定の申込書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券		11	被保険者の死亡の通知	医療保険 (有配当/2022) 普通保険約款	第27条	(1) 会社所定の請求書または届出書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 死亡時支払金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

**別表2 高度障害状態**

対象となる「高度障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1)両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
(2)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの【備考2】
(3)中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考3】
(4)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考4】
(5)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考4】
(6)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考4】
(7)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考4】

**別表2 備考****【備考1】眼の障害(視力障害)**

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

**【備考2】言語またはそしゃくの障害**

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ア. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - イ. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ウ. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

**【備考3】常に介護を要するもの**

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

**【備考4】上・下肢の障害**

- (1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

**別表3 生活障害状態**

対象となる「生活障害状態」とは、次の状態をいいます。

身体障害者福祉法(昭和24年 法律第283号)にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害に該当し、その障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付【備考1】があったもの。

**別表3 備考****【備考1】身体障害者手帳の交付**

生活障害保障特約の保険期間満了後に障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があった場合で、生活障害保障特約の保険期間満了の日以前に当該身体障害者手帳の交付を申請していたときは、生活障害保障特約の保険期間中に当該身体障害者手帳の交付があったものとみなして取り扱います。

**別表4 公的介護保険制度・要介護1・要介護2以上**

「公的介護保険制度」、「要介護1」および「要介護2以上」とは、次のものをいいます。

(1) 公的介護保険制度	介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度
(2) 要介護1	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1の状態
(3) 要介護2以上	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいづれかの状態

**別表5 認知症または寝たきりによる要介護状態****1. 認知症による要介護状態**

対象となる「認知症による要介護状態」とは、医師の資格を持つ者により器質性認知症【備考1】と診断確定され、意識障害【備考2】のない状態において見当識障害【備考3】があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。ただし、見当識障害は、「器質性認知症」の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

**2. 寝たきりによる要介護状態**

対象となる「寝たきりによる要介護状態」とは、常時寝たきり状態で、次の各号のすべてに該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできること。
- (2) 次の①から④のうち2項目以上に該当すること。
  - ① 衣服の着脱が自分ではできない。
  - ② 入浴が自分ではできない。
  - ③ 食物の摂取が自分ではできない。
  - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

**別表6 重度認知症**

対象となる「重度認知症」とは、次の(1)および(2)のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 医師の資格を持つ者により器質性認知症【備考1】と診断確定され、意識障害【備考2】のない状態において見当識障害【備考3】があること。
- (2) 次の①から③までのいづれかに該当すること。
  - ① 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)」(次表)に基づく被保険者の認知症の程度がⅢ、ⅣまたはMのいづれかであると医師の資格を持つ者により判定されていること。

<認知症高齢者の日常生活自立度判定基準>

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等

Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaと同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

- ② 民法(明治29年法律第89号)に定める後見開始の審判を受けていること。  
 ③ 被保険者を委任者とする任意後見契約(任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)に定める任意後見契約をいいます。)について、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたことにより、当該任意後見契約の効力が生じていること。

別表5・6 備考

## 【備考1】器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定され、」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを診断確定された場合をいいます。  
 ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。  
 ② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

## ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中の せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの(G31)中の 神経系のその他の明示された変性疾患(レビュ小体型認知症に限ります。)	G31.8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

## ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

## 【備考2】意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとつて反応することができる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏睡(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁一意識の程度は動搖しやすい)に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

## 【備考3】見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

## a. 時間の見当識障害

: 常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

## b. 場所の見当識障害

: 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

## c. 人物の見当識障害

: 日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表7 精神疾患

「精神疾患」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
精神及び行動の障害 ただし、以下のものは除きます。 ・アヘン類使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F11.2) ・大麻類使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F12.2) ・鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F13.2) ・コカイン使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F14.2) ・カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F15.2) ・幻覚薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F16.2) ・揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F18.2) ・多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害、依存症候群(F19.2)	F00～F99

**別表8 入院**

対象となる「入院」とは、次のものをいいます。

医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下この別表8において同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下この別表8において同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(別表14に定める病院および診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表14に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。

**別表9 在宅療養**

対象となる「在宅療養」とは、次のものをいいます。

医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療【備考1】または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等【備考1】を受けながら治療に専念すること。

**別表9 備考****【備考1】計画的な訪問診療、計画的な訪問看護・指導等**

「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導等」は、公的医療保険制度(別表10)にもとづく医科診療報酬点数表【備考2】によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。以下同じ。)が算定されることを要件とします。ただし、労働者災害補償保険が適用されたために在宅患者診療・指導料が算定されない場合など、当社が認めた場合はこの限りではありません。

**【備考2】医科診療報酬点数表**

診療または看護・指導等を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

**別表10 公的医療保険制度**

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表11 不慮の事故**

対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

**表(1) 急激、偶発および外来の定義**

定義	
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

(備考)急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
<p>次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故</li> <li>・不慮の転落・転倒</li> <li>・不慮の溺水</li> <li>・窒息</li> </ul>	<p>次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山病におけるその原因</li> <li>・乗物酔いにおけるその原因</li> <li>・飢餓</li> <li>・過度の運動</li> <li>・騒音</li> <li>・処刑</li> </ul>

**表(2) 除外する事故**

- ① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
- ② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
- ③ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- ④ 気象条件による過度の高温による事故(日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。)
- ⑤ 次の症状の原因となった事故
  - ア. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
  - イ. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
  - ウ. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

**別表12 感染症**

「感染症」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当する疾患有いいます。

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」といいます。)第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうち次のもの。
 

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症
- (2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)[病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの]
 

(注) 上記(1)および(2)の疾病については、当該疾病が感染症法第6条第2項から第4項までまたは同条第7項のいずれの疾病にも該当しなくなったときは、以後「感染症」には含めないものとします。

**別表13 身体障害の状態および給付割合表**

等級	身体障害	給付割合
第1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの【備考2】</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考5】</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考8】</li> </ol>	10割

第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの【備考8】 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考9】 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】	7割
	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指以上失ったもの【備考9】 16. 10足指を失ったもの【備考10】 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの【備考7】	
第3級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの【備考1】 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの【備考2】 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの【備考6】 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの【備考9】 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの【備考9】 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの【備考10】 27. 1足の5足指を失ったもの【備考10】	5割
	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの【備考9】 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの【備考9】 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの【備考10】 33. 両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの【備考3】 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの【備考4】 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの【備考7】	
第4級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの【備考9】 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの【備考9】 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの【備考10】 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの【備考10】	1.5割
第5級		
第6級		1割

(注1) 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当する場合には、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態に対応する給付割合の合計割合とします。ただし、身体の同一部位【備考11】に生じた2種目以上の身体障害の状態については、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合をもって、その給付割合とします。  
 (注2) すでに上記の身体障害のあった身体の同一部位【備考11】に生じた身体障害については、その給付割合は、次の(1)の給付割合から(2)の給付割合を差し引いて得られる割合とします。  
 (1) すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合  
 (2) すでにあった身体障害の状態に対応する給付割合。ただし、2種目以上に該当する場合には、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。

### 別表13 備考

#### 【備考1】眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### 【備考2】言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

#### 【備考3】耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、  

$$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$
 の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の  

$$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$
 の値が70デシベル以上(40cmをこえると話声語を理解しないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

#### 【備考4】鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

#### 【備考5】常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 【備考6】日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自分では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

### 【備考7】脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

### 【備考8】上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

### 【備考9】手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

### 【備考10】足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

### 【備考11】同一部位

「同一部位」とは、それぞれ次の部位をいいます。

- |   |
|---|
| (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。   |
| (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。  |
| (3) 眼については、両眼を同一部位とします。   |
| (4) 耳については、両耳を同一部位とします。   |
| (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。   |
| (6) 別表13の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。 |

### 別表14 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金または放射線治療給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で手術または放射線治療を受けた場合、その診療所を含みます。
- (2) 前(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表15 手術

#### 1. 給付金の支払対象となる手術

対象となる「手術」とは、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

- (1) 公的医療保険制度(別表10)における医科診療報酬点数表【備考1】(以下この別表15において「医科診療報酬点数表」といいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術【備考2】。ただし、次に定めるものを除きます。  
 ア. 創傷処理  
 イ. 皮膚切開術  
 ウ. デブリードマン  
 エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術  
 オ. 抜歯手術  
 カ. 鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含みます。)

- (2) 先進医療(別表29-1)に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。  
 ア. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術  
 イ. 前(1)のアからカまでに該当するもの。  
 なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、手術給付金の対象となる手術には含まれません。

#### 2. 手術料が1日につき算定される手術

「手術料が1日につき算定される手術」とは、1.に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術をいいます。

#### 3. 一連の手術

「一連の手術」とは、1.に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

### 別表15 備考

#### 【備考1】医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

#### 【備考2】医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度(別表10)における歯科診療報酬点数表【備考3】に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まないものとします。

#### 【備考3】歯科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

### 別表16 放射線治療

対象となる「放射線治療」とは、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

- (1) 公的医療保険制度(別表10)における医科診療報酬点数表【備考1】に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為【備考2】  
 (2) 先進医療(別表29-1)に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

別表16 備考	
【備考1】医科診療報酬点数表 放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。	
【備考2】医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 公的医療保険制度(別表10)における歯科診療報酬点数表【備考3】に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表【備考1】においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療以外は含まないものとします。	
【備考3】歯科診療報酬点数表 放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。	

別表17 異常分娩	
「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。	
分類項目	基本分類コード
自然骨盤位分娩	O80.1
鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩	O84

別表18 生活習慣病	
対象となる「生活習慣病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。	

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん (悪性新生物・上皮内新生物)	口腔、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43~C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81~C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97

がん (悪性新生物・上皮内新生物)	上皮内新生物<腫瘍> 性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D37~D48)のうち、 真正赤血球増殖症<多血症> 骨髓異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)中の、 慢性骨髓増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 骨髓線維症 慢性好酸球性白血病[好酸球増殖症候群]	D00~D09 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5	
糖尿病	糖尿病	E10~E14	
心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患及び肺循環疾患 その他の型の心疾患 動脈、細動脈及び毛細血管の疾患(I70~I79)のうち、 大動脈瘤及び解離 循環器系のその他及び詳細不明の障害(I95~I99)のうち、 循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の、 心(臓)切開後症候群 心臓手術に続発するその他の機能障害	I05~I09 I20~I25 I26~I28 I30~I52 I71 I97.0 I97.1	
	高血圧性疾患	I10~I15	
脳血管疾患	脳血管疾患 挿間性及び発作性障害(G40~G47)のうち、 一過性脳虚血発作及び関連症候群(G45)中の、 椎骨脳底動脈症候群 頸動脈症候群(半球性) 多発性及び両側性脳(実質)外動脈症候群 一過性全健忘 その他の一過性脳虚血発作及び関連症候群 一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9	
	肝疾患	ウイルス性肝炎 肝疾患	B15~B19 K70~K77
	腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00~N08 N10~N16 N17~N19
	膵疾患	胆のう<囊>、胆管及び膵の障害(K80~K87)のうち、 急性膵炎 その他の膵疾患	K85 K86

(注) 子宮頸部、陰部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「上皮内新生物&lt;腫瘍&gt;(D00~D09)」に含めます。

別表19 特定部位表

	身体部位の名称
1	眼球および付属器
2	耳(内耳、中耳および外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	肺、胸膜、気管および気管支
8	胃および十二指腸(当該部位の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸を含みます。)
9	盲腸(虫垂を含みます。)
11	直腸および肛門
12	肝、胆囊および胆管
13	脾
14	腎および尿管
15	膀胱および尿道
17	前立腺
18	乳房(乳腺を含みます。)
19	子宮(異常分娩が生じた場合を含みます。)
20	卵巣、卵管および子宮付属器
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左股関節部を除きます。)
32	右下肢(右股関節部を除きます。)
33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
34	鼠径部(鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
50	食道
51	小腸および結腸
52	睾丸、副睾丸、精管、精索および精囊
53	頭蓋骨
54	左肩関節部、鎖骨、肩甲骨
55	右肩関節部、鎖骨、肩甲骨
56	頸部(頸椎、椎間板、関節、筋、腱、神経)
57	胸部(胸椎、椎間板、関節、筋、腱、肋骨、胸骨、神経)
58	腰部(腰椎、椎間板、関節、筋、腱、神経)
59	骨盤(仙骨部および尾骨部、当該神経を含みます。)
60	皮膚(頭皮を含みます。)

別表20 女性疾病

対象となる「女性疾病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード	左記のうち、対象とならないもの
がん (悪性新生物・上皮内新生物)	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> 消化器の悪性新生物<腫瘍> 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> 乳房の悪性新生物<腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍> 上皮内新生物<腫瘍>	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09	D07.4, D07.5, D07.6
	性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D37～D48)のうち、 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群	D45 D46	
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)中の、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 骨髄線維症	D47.1 D47.3 D47.4	
	慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5	

その他の新生物	良性新生物<腫瘍>(D10~D36)のうち、 乳房の良性新生物<腫瘍> 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物<腫瘍> 卵巣の良性新生物<腫瘍> その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物<腫瘍> 甲状腺の良性新生物<腫瘍> 性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D37~D48)のうち、 女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> 内分泌腺の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D44)中の、 甲状腺 その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D48)中の、 乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D34 D39 D44.0 D48.6	妊娠、分娩 および 産褥の合併症	流産に終わった妊娠 妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿 及び高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害 胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題 分娩の合併症 分娩(O80~O84)のうち、 鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩 帝王切開による単胎分娩 その他の介助単胎分娩 多胎分娩 主として産じょく<褥>に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの その他の細菌性疾患(A30~A49)のうち、 産科破傷風	O00~O08 O10~O16 O20~O29 O30~O48 O60~O75 O81 O82 O83 O84 O85~O92 O94~O99 A34	
	甲状腺障害(E00~E07)のうち、 ヨード欠乏による甲状腺障害及び類縁病態 無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 その他の甲状腺機能低下症 その他の非中毒性甲状腺腫 甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症] 甲状腺炎 その他の甲状腺障害	E01 E02 E03 E04 E05 E06 E07		炎症性多発性関節障害(M05~M14)のうち、 血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎 その他の明示された関節障害(M12)中の、 リウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー<Jaccoud>病]	M05 M06 M08 M09 M12.0	
	その他の内分泌腺障害(E20~E35)のうち、 クッシング<Cushing>症候群 卵巣機能障害	E24 E28		全身性結合組織障害(M30~M36)のうち、 その他のえく壊死性血管障害(M31)中の、 大動脈弓症候群[高安病]	M31.4	
	代謝障害(E70~E90)のうち、 治療後内分泌及び代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の、 治療後甲状腺機能低下症 治療後卵巣機能不全(症)	E89.0 E89.4		皮膚(多発性)筋炎 全身性硬化症 その他の全身性結合組織疾患(M35)中の、 乾燥症候群[シェーグレン<Sjögren>症候群]	M32 M33 M34 M35.0	
	栄養性貧血 溶血性貧血(D55~D59)のうち、 後天性溶血性貧血 無形成性貧血及びその他の貧血 凝固障害、紫斑病及びその他の出血性病態(D65~D69)のうち、 紫斑病及びその他の出血性病態	D50~D53 D59 D60~D64 D69		その他の重複症候群 リウマチ性多発筋痛症 その他の明示された全身性結合組織疾患 全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.1 M35.3 M35.8 M35.9	
		D69.8、D69.9		(注) 子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「上皮内新生物<腫瘍>(D00~D09)」に含めます。		
	乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害	N60~N64 N70~N77 N80~N98				

別表21 悪性新生物

(1) 対象となる「悪性新生物」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>(C43～C44)のうち、 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C81～C96
性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>(D37～D48)のうち、 真正赤血球増加症<多血症>	C97
骨髄異形成症候群	D45
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)中の、 慢性骨髄増殖性疾患	D46
本態性(出血性)血小板血症	D47.1
骨髄線維症	D47.3
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.4
	D47.5

(2) 前(1)において、「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類一腫瘍学(NCC監修)第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/3…悪性、原発部位
/6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表22 上皮内新生物等

(1) 対象となる「上皮内新生物等」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>(C43～C44)のうち、 皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
上皮内新生物<腫瘍>	D00～D09

(2) 前(1)において、「上皮内新生物等」とは、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類一腫瘍学(NCC監修)第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

① 皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>(C44)

第5桁性状コード番号
/3…悪性、原発部位
/6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

② 上皮内新生物<腫瘍>(D00～D09)

第5桁性状コード番号
/2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

(注) 子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「上皮内新生物<腫瘍>(D00～D09)」に含めます。

別表23 急性心筋梗塞・脳卒中

対象となる「急性心筋梗塞」および「脳卒中」とは、表(1)によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表(2)に規定するものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

表(1) 急性心筋梗塞・脳卒中の定義

疾病名	疾病的定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表(2) 急性心筋梗塞・脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20~I25)のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I21 I22
脳卒中	脳血管疾患(I60~I69)のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

別表24 糖尿病・高血圧症・慢性腎不全・肝硬変・慢性脾炎

## 1. 糖尿病・高血圧症・慢性腎不全・肝硬変・慢性脾炎

対象となる「糖尿病」、「高血圧症」、「慢性腎不全」、「肝硬変」および「慢性脾炎」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
糖尿病	糖尿病	E10~E14
高血圧症	高血圧性疾患	I10~I15
慢性腎不全	高血圧性腎疾患(I12)中の、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎臓病(N18)中の、 慢性腎臓病、ステージ5	I12.0 N18.5
肝硬変	アルコール性肝疾患(K70)中の、 アルコール性肝硬変 肝線維症及び肝硬変(K74)中の、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他及び詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
慢性脾炎	その他の脾疾患(K86)中の、 アルコール性慢性脾炎 その他の慢性脾炎	K86.0 K86.1

## 2. Keith-Wagener分類

眼底病名	Keith-Wagener群別	眼底所見
高血圧性眼底	1群	眼底所見が軽微で細動脈の狭小化と硬化を軽度認める。
	2群	1群に比べ細動脈の変化(狭小化と硬化)が強く見られる。
高血圧性網膜症	3群	著明な細動脈の緊張亢進があり、動脈の変化は広汎かつ明瞭。眼底に血管攀縮性網膜炎(動脈の著しい狭細化、口径動搖、網膜浮腫、綿花状白斑、出血・硬性白斑あり。)
	4群	細動脈は器質的にも攀縮的・機能的にも狭細化し、汎発性の網膜症と測定可能な程度以上の乳頭浮腫が認められる。

## 3. 肝硬変の診断基準(方法)

肝硬変の診断基準(方法)は、次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。

- (1) 肝生検または腹腔鏡検査のいずれかもしくは両方による診断
- (2) 「腹部超音波またはそれに準ずるものによる画像所見」および「血液検査」(血清アルブミン濃度またはICG試験15分停滞率)による診断

## 4. 慢性脾炎により特徴的な画像所見または組織所見が認められる状態

次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

## (1) 特徴的な画像所見が認められる状態

日本脾臓学会による「慢性脾炎臨床診断基準2019」に規定する、下記の「確診所見」または「準確診所見」が認められる状態とします。

確診所見:以下のいずれかが認められる。

- a. 脾管内の結石
- b. 脾全体に分布する複数ないしづまん性の石灰化
- c. MRCPまたはERCP像において、主脾管の不規則な拡張と共に脾全体に不均等に分布する分枝脾管の不規則な拡張
- d. ERCP像において、主脾管が脾石や蛋白栓などで閉塞または狭窄している場合、乳頭側の主脾管と分枝脾管の不規則な拡張

準確診所見:以下のいずれかが認められる。

- a. MRCPまたはERCP像において、脾全体に不均等に分布する分枝脾管の不規則な拡張、主脾管のみの不規則な拡張、蛋白栓のいずれか
- b. CTにおいて、主脾管の不規則なびまん性の拡張と共に脾の変形や萎縮
- c. US(EUS)において、脾内の結石または蛋白栓と思われる高エコー、または主脾管の不規則な拡張を伴う脾の変形や萎縮

## (2) 特徴的な組織所見が認められる状態

日本脾臓学会による「慢性脾炎臨床診断基準2019」に規定する、下記の「確診所見」または「準確診所見」が認められる状態とします。

確診所見:脾実質の脱落と線維化が観察される。脾線維化は主に小葉間に観察され、小葉が結節状、いわゆる硬変様をなす。

準確診所見:脾実質が脱落し、線維化が小葉間または小葉内に観察される。

別表25 特定生活習慣病

対象となる「特定生活習慣病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
高血圧症	高血圧性疾患	I10~I15
脂質異常症	代謝障害(E70~E90)のうち、リポタンパク<蛋白>代謝障害及びその他の脂血症	E78
高血糖症	糖尿病	E10~E14

## 別表26 特定女性疾病

対象となる「特定女性疾病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
子宮筋腫	良性新生物<腫瘍>(D10～D36)のうち、 子宮平滑筋腫	D25
子宮内膜症 子宮腺筋症	女性生殖器の非炎症性障害(N80～N98)のうち、 子宮内膜症	N80

## 別表27 特定女性疾患の投薬治療

対象となる「投薬治療」とは、特定女性疾患(別表26)の進行を抑制することを目的とする【備考1】ホルモン剤の投与または処方をいいます。ただし、公的医療保険制度(別表10)における医科診療報酬点数表【備考2】により薬剤料または処方箋料が算定されるものに限ります。

### 別表27 備考

【備考1】特定女性疾患(別表26)の進行を抑制することを目的とする

特定女性疾患(別表26)による疼痛の緩和を主な目的とする場合を除きます。

【備考2】医科診療報酬点数表

投薬治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

## 別表28 療養

対象となる「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

## 別表29 先進医療

### 1. 先進医療

「先進医療」とは、手術、放射線治療または療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。)をいいます。

### 2. 先進医療の技術に係る費用

「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

## 別表30 移植術・骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術および給付割合表

### 1. 移植術

対象となる「移植術」とは、臓器または組織の機能に障害がある者に対し臓器または組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器または組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術【備考1】、肺移植術、肝臓移植術、脾臓移植術【備考2】、小腸移植術、腎臓移植術および骨髄移植術【備考3】(造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。)とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植【備考4】および人工臓器【備考5】による移植術は対象に含めません。また、自家移植【備考6】および再移植【備考7】については、次の(1)および(2)の場合のみ対象に含めるものとします。

(1) 自家移植【備考6】

骨髄移植術【備考3】における自家移植【備考6】

### (2) 再移植【備考7】

腎臓移植術または骨髄移植術【備考3】において、責任開始期以後に初めて当該移植を受け移植医療給付金が支払われこととなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植【備考7】

### 2. 骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術

対象となる「骨髓幹細胞採取手術」および「末梢血幹細胞採取手術」とは、次のものをいいます。

骨髓幹細胞採取手術	組織の機能に障害がある者に対し骨髓幹細胞を移植すること目的とした骨髓幹細胞の採取手術。ただし、その骨髓幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。
末梢血幹細胞採取手術	組織の機能に障害がある者に対し末梢血幹細胞を移植すること目的とした末梢血幹細胞の採取手術。ただし、その末梢血幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。

### 3. 給付割合表

各移植術、骨髓幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術に対する給付割合は、次のとおりとします。

給付の対象	給付割合
移植術	心臓移植術【備考1】 100%
	肺移植術 100%
	肝臓移植術 100%
	脾臓移植術【備考2】 100%
	小腸移植術 100%
	腎臓移植術 30% (2回目以降の支払は10%)
	骨髓移植術【備考3】 30% (2回目以降の支払は10%)
骨髓幹細胞採取手術	3%
末梢血幹細胞採取手術	3%

## 別表30 備考

### 【備考1】心臓移植術

「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含みません。

### 【備考2】脾臓移植術

「脾臓移植術」には、脾島移植は含みません。

### 【備考3】骨髄移植術

「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法に伴う骨髄移植は含みません。

### 【備考4】異種移植

「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器または組織を使用する移植術をいいます。

### 【備考5】人工臓器

「人工臓器」とは、臓器または組織の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。

### 【備考6】自家移植

「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。

### 【備考7】再移植

「再移植」とは、すでに受けたことのある移植術と同じ種類の移植術を、再度受けることをいいます。

### 別表31 臓器売買等の行為

「臓器売買等の行為」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくは提供したことの対価【備考1】として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (2) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織の提供を受けることもしくは受けたことの対価【備考1】として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- (3) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくはその提供を受けることのあっせんをすることもしくはあっせんをしたことの対価【備考1】として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (4) 移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくはその提供を受けることのあっせんを受けることもしくはあっせんを受けたことの対価【備考1】として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- (5) 臓器または組織が前(1)から(4)までの規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器または組織を摘出したり移植術に使用すること。

### 別表31 備考

#### 【備考1】対価

(1)から(4)までの「対価」には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器もしくは組織の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器もしくは組織を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのあっせんをすることに関する通常必要であると認められるものは含まないものとします。

### 別表32 特定損傷

対象となる「特定損傷」とは、次のいずれかの損傷をいいます。

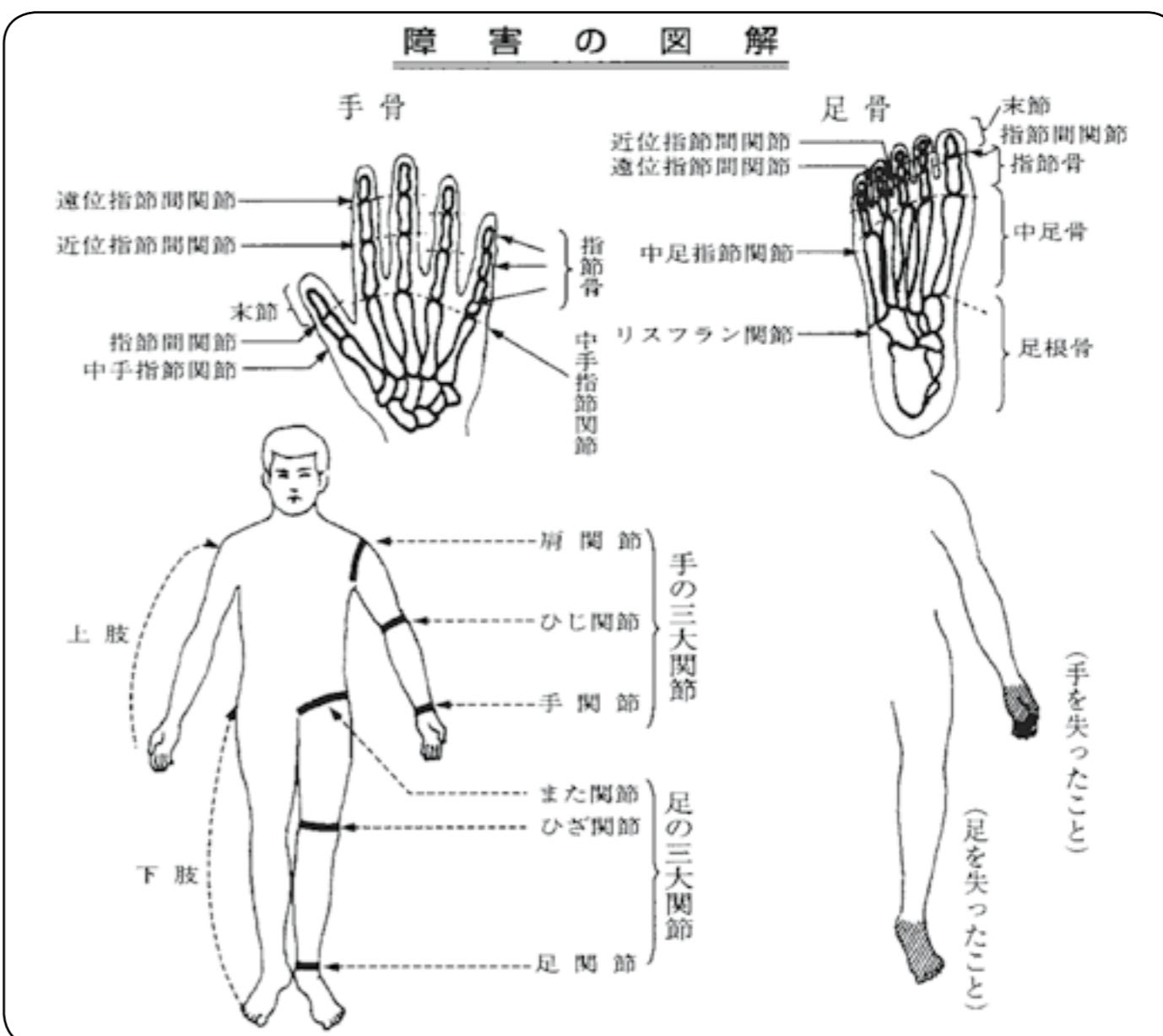
骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

### 別表33 治療

「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)をいいます。

### ※障害の図解

身体部位の名称は、次のとおりとします。



## 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>

第2条第1項

(保険料の払込免除)

**第2条** 会社は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込免除事由が生じた場合には、次の払込期月【備考1】以後の主契約および主特約の保険料の払込を免除します。

号	区分	保険料の払込免除事由
(1)	悪性新生物による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始【備考2】期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(別表21)と医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。【備考3】
(2)	急性心筋梗塞による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始【備考2】期以後に発した疾病を原因として、次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。 ア. 急性心筋梗塞(別表23)を発病し、その急性心筋梗塞を直接の原因とする次の条件のすべてを満たす入院が継続して20日に達したとき。 (ア) 急性心筋梗塞(別表23)の治療を直接の目的とする入院【備考4】 (イ) 病院または診療所(別表14)における別表8に定める入院 イ. 急性心筋梗塞(別表23)を発病し、その急性心筋梗塞を直接の原因として次の条件のすべてを満たす別表15-1に定める手術を受けたとき。 (ア) 急性心筋梗塞(別表23)の治療を直接の目的とする手術【備考5】 (イ) 病院または診療所(別表14)において受けた手術
(3)	脳卒中による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始【備考2】期以後に発した疾病を原因として、次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。 ア. 脳卒中(別表23)を発病し、その脳卒中を直接の原因とする次の条件のすべてを満たす入院が継続して20日に達したとき。 (ア) 脳卒中(別表23)の治療を直接の目的とする入院【備考4】 (イ) 病院または診療所(別表14)における別表8に定める入院 イ. 脳卒中(別表23)を発病し、その脳卒中を直接の原因として次の条件のすべてを満たす別表15-1に定める手術を受けたとき。 (ア) 脳卒中(別表23)の治療を直接の目的とする手術【備考5】 (イ) 病院または診療所(別表14)において受けた手術

## 第2条 備考

### 【備考1】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込免除事由に該当したときは、その払込期月とします。

### 【備考2】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

### 【備考3】病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。

被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見(生検)によることなく最終的に悪性新生物(別表21)と診断確定された場合には、その病理組織学的所見(生検)以外の所見による診断確定も認めます。

### 【備考4】治療を直接の目的とする入院

治療のための入院をいい、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのための入院は該当しません。

### 【備考5】治療を直接の目的とする手術

治療のための手術をいい、たとえば、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術、美容整形上の手術などは該当しません。

(4)	生活障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始【備考2】期以後に発した傷害または疾病を原因として、生活障害状態(別表3)に該当したとき。 この場合、責任開始【備考2】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考2】期以後の傷害または疾病【備考6】を原因とする障害状態が新たに加わって生活障害状態(別表3)に該当したときを含みます。
(5)	要介護の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始【備考2】期以後に発した傷害または疾病を原因として、次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。 ア. 公的介護保険制度(別表4)による要介護認定を受け要介護2以上(別表4)に該当していると認定されたとき。 イ. 次のいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき。 (ア) 認知症による要介護状態(別表5-1)に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて90日間継続したこと。 (イ) 寝たきりによる要介護状態(別表5-2)に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したこと。

【備考6】責任開始期以後の傷害または疾病  
責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となつた傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

## 指定代理請求特約

別表 請求書類

項目	必要書類
1 保険金等の指定代理請求(第3条)	(1) 主約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し(指定代理請求人が主契約の被保険者と生計を一にしていることを証する必要がある場合)
2 指定代理請求人の指定、指定の撤回(第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 主契約の被保険者の同意書 (4) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。	

MEMO

MEMO



# お問合せやご相談にご利用ください

本社・支社の所在地

生命保険に関するお手続やお問合せにつきましては

フコク生命 お客さまセンター Tel:0120-259-817

受付  
時間  
(12/30~1/3を除く)  
平日 9:00~17:00

本社 お客さま窓口(本社ビル) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 Tel:03-3508-1101(大代表)

千葉ニュータウン本社 〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10 Tel:0476-47-5111(代表)

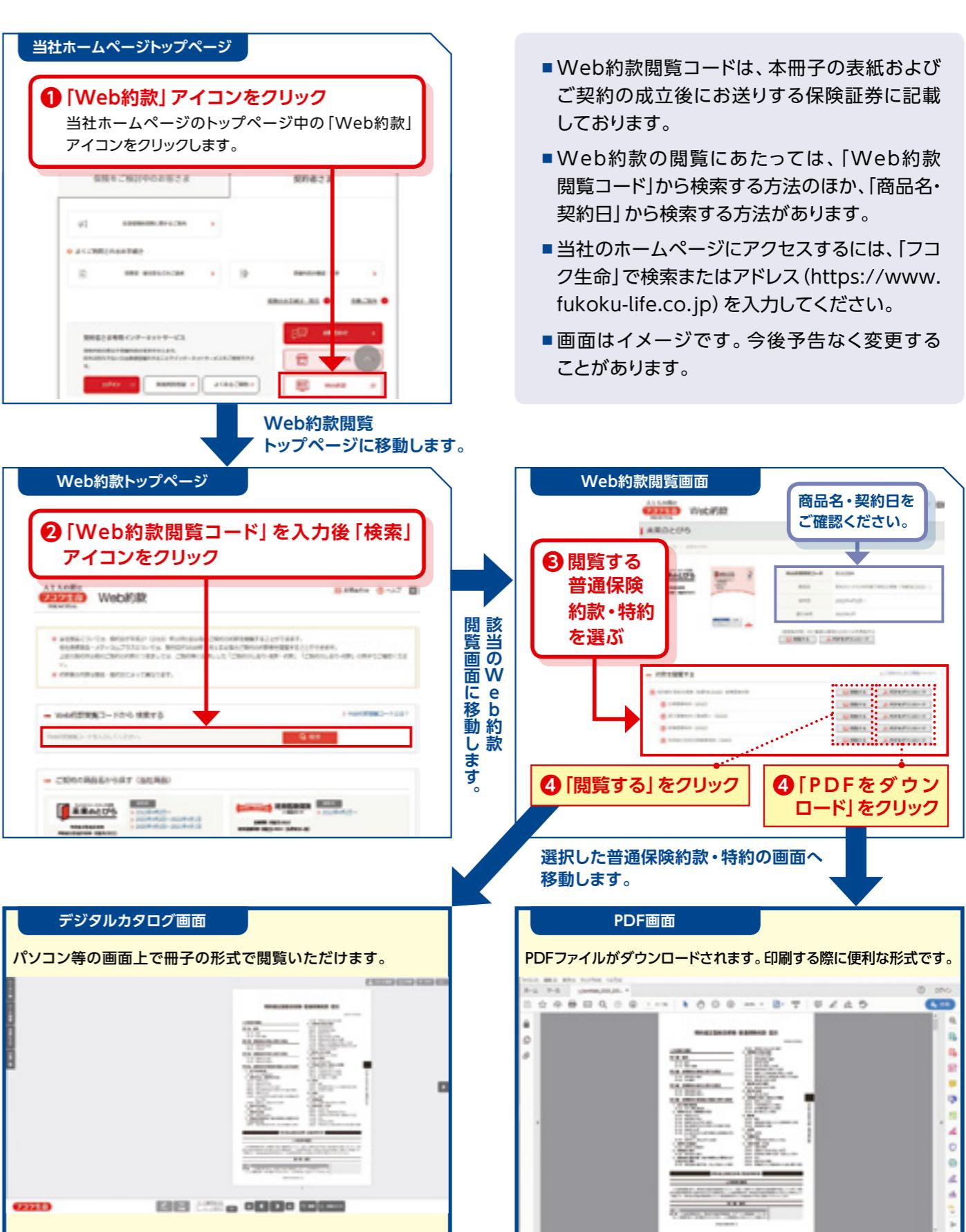
## ▼支社

旭川支社	〒070-0034 旭川市4条通10-2234-1 Tel:0166-26-2468	埼玉支社	〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 Tel:048-641-0761
札幌支社	〒060-0034 札幌市中央区北4条東1-2-3 Tel:011-221-1373	千葉支社	〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-3 Tel:043-441-7575
函館支社	〒040-0001 函館市五稜郭町33-1 Tel:0138-53-5570	横浜支社	〒231-0011 横浜市中区太田町6-87 Tel:045-641-5851
帯広支社	〒080-0010 帯広市大通南10-8 Tel:0155-23-4738	京浜支社	〒210-0014 川崎市川崎区貝塚1-1-3 Tel:044-245-1161
北見支社	〒090-0045 北見市北5条西1-2 Tel:0157-24-8111	湘南支社	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-5-2 Tel:0466-26-5611
青森支社	〒030-0861 青森市長島2-10-3 Tel:017-776-2194	甲府支社	〒400-0031 甲府市丸の内1-16-14 Tel:055-235-7281
盛岡支社	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通15-19 Tel:019-623-5345	東京支社	〒103-0027 中央区日本橋2-3-4 (日本橋プラザビル) Tel:03-3277-3100
仙台支社	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-2-1 Tel:022-222-0718	新宿支社	〒160-8368 新宿区西新宿1-23-7 (新宿ファーストウエスト) Tel:03-5323-5580
秋田支社	〒010-0001 秋田市中通2-2-21 Tel:018-832-2076	東京東支社	〒120-0034 足立区千住3-98-2 (千住ミルディスII番館) Tel:03-3870-8011
山形支社	〒990-0043 山形市本町2-1-2 Tel:023-631-3583	池袋支社	〒170-0013 豊島区東池袋3-4-3 (NBF池袋イースト) Tel:03-3984-2684
福島支社	〒963-8877 郡山市堂前町6-7 Tel:024-932-2888	東京湾岸支社	〒135-0016 江東区東陽3-23-21 (プレミア東陽町ビル) Tel:03-5632-6720
水戸支社	〒310-0026 水戸市泉町1-1-4 Tel:029-221-2384	立川支社	〒190-0012 立川市曙町2-8-18 (東京建物ファーレ立川ビル) Tel:042-526-5300
宇都宮支社	〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-11 Tel:028-622-0614		
前橋支社	〒371-0023 前橋市本町2-15-10 Tel:027-224-3783		

# 『Web約款』について

町田支社	〒194-0021 町田市中町1-1-16 (東京建物町田ビルディング) Tel : 042-726-1720
新潟支社	〒951-8125 新潟市中央区学校裏町31-1 Tel : 025-222-4166
富山支社	〒930-0004 富山市桜橋通り6-13 Tel : 076-432-2750
金沢支社	〒920-0853 金沢市本町2-11-7 Tel : 076-263-8851
福井支社	〒910-0018 福井市田原1-1-20 Tel : 0776-24-2322
松本支社	〒390-0874 松本市大手2-3-18 Tel : 0263-32-1963
岐阜支社	〒500-8842 岐阜市金町8-1 (フロンティア丸杉ビル) Tel : 058-264-4108
静岡支社	〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 Tel : 054-255-3331
浜松支社	〒430-0935 浜松市中央区伝馬町311-14 (出雲殿互助会伝馬ビル) Tel : 053-454-9466
名古屋支社	〒460-0006 名古屋市中区葵1-20-22 (セントラル名古屋葵ビル) Tel : 052-386-6186
三重支社	〒514-0028 津市東丸之内22-14 Tel : 059-226-1966
大津支社	〒520-0047 大津市浜大津2-1-36 Tel : 077-522-0083
京都支社	〒600-8008 京都市下京区四条通東洞院角 長刀鉾町33 Tel : 075-221-7231
大阪北支社	〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-25 (ハービスOSAKAオフィスタワー) Tel : 06-6343-9333
大阪南支社	〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38 (近鉄新難波ビル) Tel : 06-6649-8153
神戸支社	〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-30 Tel : 078-261-0445
奈良支社	〒630-8224 奈良市角振町6-1 Tel : 0742-21-7080
和歌山支社	〒640-8106 和歌山市三木町中ノ丁15 Tel : 073-431-3291
鳥取支社	〒680-0846 鳥取市扇町7 Tel : 0857-23-2041
松江支社	〒690-0003 松江市朝日町477-17 (松江SUNビル) Tel : 0852-21-4063
岡山支社	〒700-0822 岡山市北区表町1-6-20 Tel : 086-225-2571
広島支社	〒730-0036 広島市中区袋町4-21 Tel : 082-247-2590
山口支社	〒747-0035 防府市栄町1-5-1 (ルルサス防府) Tel : 0835-22-4875
徳島支社	〒770-0847 徳島市幸町1-44 Tel : 088-623-0211
高松支社	〒760-0027 高松市紺屋町2-6 Tel : 087-851-2062
松山支社	〒790-0011 松山市千舟町4-6-1 Tel : 089-921-6893
高知支社	〒780-0870 高知市本町4-1-8 Tel : 088-873-2111
北九州支社	〒802-0018 北九州市小倉北区中津口1-1-8 Tel : 093-551-0412
福岡支社	〒812-0025 福岡市博多区店屋町8-30 Tel : 092-291-4151
佐賀支社	〒840-0832 佐賀市堀川町1-14 Tel : 0952-24-6291
長崎支社	〒850-0056 長崎市恵美須町2-3 Tel : 095-822-3444
熊本支社	〒860-0806 熊本市中央区花畠町12-24 Tel : 096-354-9090
大分支社	〒870-0034 大分市都町1-1-21 Tel : 097-532-3729
宮崎支社	〒880-0806 宮崎市広島1-18-12 Tel : 0985-24-2603
鹿児島支社	〒892-0847 鹿児島市西千石町11-25 Tel : 099-226-8555
沖縄支社	〒900-0015 那覇市久茂地2-8-1 (JEI那覇ビル) Tel : 098-866-1047

(上記の住所、電話番号は2024年2月現在のものです。)



## 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことながらを記載したものですので、必ずご一読いただき、「保険設計書(契約概要)」とあわせて内容を十分にご確認のうえ、保険契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に

● 告知義務	10
● クーリング・オフ制度	13
● 保険会社の責任開始期	19
● 保険料の払込方法	31
● 保険料払込の猶予期間と保険契約の失効	34
● 失効した保険契約の復活	38
● 解約と払戻金	47
● 保険金・給付金等をお支払いできない場合	133

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、説明の中で分かりにくい点がございましたらお客様センターまでお問合せください。

なお、この冊子は、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



**富国生命保険相互会社**

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

フコク生命 お客様センター

**0120-259-817**

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に掲載しております。

担当者